ISSN1346-6917

東 洋 史 訪

第 28 号

【論文】

日本の統治と朝鮮漁業
—「香椎漁場」をめぐる諸問題— 藤井 賢二（1）
洪武帝の対日政策
—高麗政策の動向に焦点を当てて— 蔭木 原洋（15）
「4 コママンガ」・「歌」・「擬人化」を取り入れた教員養成課程における歴史学習
—非対面型授業における教育的効果と課題— 井上 敏孝（35）

【研究ノート】

新発見「李訓墓誌」と遣唐使 李 広志（49）
中華民国台湾省編入直後の救済事業と社会保険
—1945 年から 1950 年を中心に— 今井 孝司（65）

【翻訳紹介】

譚 徐明 著「中国水利の歴史的展開—近代行政体制の変革と現代水利への変遷—」
森田 明（79）

〔会則〕・〔執筆要領〕〔彙報〕・〔編集後記〕 （89）

令和3年5月31日　史 訪 会

【論文】

日本の統治と朝鮮漁業－「香椎漁場」をめぐる諸問題－

藤井　賢二

Ⅰ．はじめに

「香椎漁場」とは、福岡県出身の実業家香椎(かしい)源太郎(1867～1946)が朝鮮慶尚南道で経営した定置網漁場のことである。香椎は日露戦争を機に朝鮮に渡って各地を視察し、漁業の有望性を韓国統監伊藤博文に進言して李堈(こう)（大韓帝国(1897～1910)皇帝高宗の五男）家所属の漁場を長期借用したことが「朝鮮水産界立脚の基礎」となったという（『朝鮮公論』4-3(朝鮮公論社 1923 年８月）pp,40～41・1940 年 10 月１日付『朝鮮水産時報』(朝鮮水産會))。

吉田敬市は『朝鮮水産開發史』(朝水會 1954 年５月)で日本人による朝鮮半島の水産開発を次の三つの時期に区分した。(1)明治年間を中心とする日本人漁業者による通漁時代、(2)大正年間を中心とする日本人の移住漁村建設時代、(3)昭和になってからの自由発展時代である。一方、日本の統治終了後、朝鮮（韓国）人は日本人による朝鮮水産開発を侵略と非難した。通漁や移住漁村建設は「倭寇」の再来であり、自由発展時代に漁獲高は増加したものの、朝鮮人は零細な沿岸漁業に押し込まれて搾取されたとした[1]。

現在、日本統治期（1910～45）の朝鮮漁業およびそれに関連する分野については、人間の移動、技術伝播[2]、そして本稿でも取り上げる法制度や漁業組合といった各論的研究の成果が蓄積されつつある。筆者（藤井）はこれまで、戦後の日韓漁業問題を視野に入れつつ、日本統治期の朝鮮漁業を考察してきた。本稿は、日本統治期およびその後の「香椎漁場」をめぐる諸問題を検討し、朝鮮漁業における日本の存在を考えるものである。

〔関連地図〕

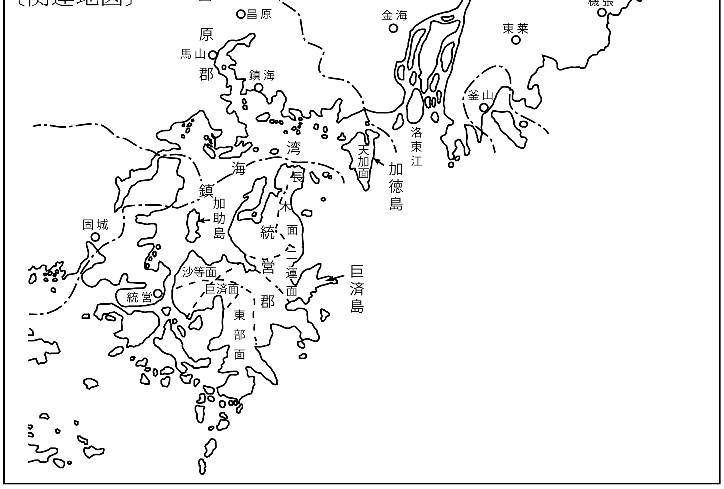

（慶尚南道編刊『慶尚南道に於ける移住漁村』(1922 年 北海道大学大学院水産科学研究科・水産学部図書室所蔵）中の「慶尚南道移住漁村分布圖」より作成)

Ⅱ.「香椎漁場」の推移と漁業法制

釜山直轄市史編纂委員会編『釜山市史（第二巻)』(1990 年 12 月）の第４節「水産業」（朴九秉（パク・クビョン）著）には、「釜山在住の漁業資本家香椎源太郎は加徳島と巨済島の間のタラ漁場で定置漁業を経営し（略）大漁業資本として成長した。彼は（略）各種の要職を多く歴任もした人物で、釜山は言うまでもなく全国に名を知られた名士として権勢を振るった」とある(p.1044)。吉田敬市は「李公家漁場ニ關スル公家對香椎間ノ交渉顛末」(水産資源研究所図書資料館所蔵 以下「「交渉顛末」」と略記 表紙に㊙とある）を発見して香椎と李堈家の関係を整理した（『朝鮮水産開發史』pp.217～218)。日韓併合の時期以降の経緯について、その概略は次の通りである。

1910 年５月に香椎が李堈家から 10 年間の免許を得た漁場は、巨済島（現慶尚南道巨済市）55 ヶ所、加助島（同前）10 ヶ所、加徳島（現釜山広域市江西区） 7 ヶ所、計 72 ヶ所であったが、地元民の参入を求める動きがあって紛議は絶えなかった。1920 年５月の免許更新[3]にあたって、香椎は 71 ヶ所（１ヶ所は「軍事上支障」ありとして免許更新を認められず）の漁場中 44 ヶ所を李堈家に返上し、残り 27 ヶ所中 10 ヶ所内外を経営し他は転貸した。

李堈家も 44 ヶ所の漁場を直接漁業者に貸し付けたが、「自営する者は極めて寡なく、多くは再転貸であったから漁場料は常に法外な価格で取引された。そこで、漁業者は（略）違反行為を敢行する者が多く、遂に混乱状態を呈するに至った」。そのため、1926 年には慶尚南道が、1928 年には朝鮮総督府が処分に乗り出したこともあった。1928 年には漁業権 72 件中、香椎 27 件、木谷壽太郎と巨済鰮網組合が各 13 件、取消および休業の５件を除く 14 件が朝鮮人（５人）の賃借経営であった。1930 年５月の免許更新後、李堈家（同年６月に相続により李鍵家となる）と香椎が対立し、慶尚南道知事の仲介で合意が成立した。

以上の経緯は朝鮮の漁業法制の整備と関連する。一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利、すなわち漁業権は明治時代の日本で法的に整備され、1908 年頒布の大韓帝国漁業法(法律第 29 号)第２条で定められた免許漁業として朝鮮に移植された。1910 年に香椎が得た免許も、本来は李堈家が大韓帝国農商工部大臣から受けたものであった。この免許は、1911 年公布の漁業令（制令第 6 号）で定められた免許と見なされて、日韓併合後も継続した。なお、漁業令施行規則（府令第67 号）では、許可漁業と届出漁業（漁業法施行規則（農商工部令第 72 号）では許可漁業と申告漁業）の規定も詳細になった。

1929 年公布の朝鮮漁業令（制令第１号）の最重要事項は漁業権の強化であった。第８条で、漁業令では漁業権の存続期間が 10 年以内であったのを 20 年以内に改め、第 15 条で漁業権を物権として確認し、土地に関する規定を適用した。1911 年公布の漁業令では漁業権が「完全なる財産権」として認められなかった理由について、朝鮮総督府の担当者は「当時の漁業の実情と一般社会の状態に鑑み虚業者を排除し真摯なる漁業者を保護し且権利の兼併を防止せんとする政策に出でたるもの」と説明した[4]。

李鍵家と香椎が対立したのは朝鮮漁業令公布の翌年である。李鍵家の漁場には「虚業者を排除し真摯なる漁業者を保護し且権利の兼併を防止せんとする政策」を必要とする実態

があった。「交渉顛末」の「公家漁場に関する処分方針」の項には、漁場を「僅々一年を限り（漁期僅々二ヶ月）転貸（又は転々貸）する」弊害が次のように記されている。

「経営者は漁場愛護の念なく免許條件を遵守せず只漁獲の多からんことにのみ熱中し漁場位置、道網、漁具等を変更し其他違反多く為に他の漁業者の妨害となり船舶航行の支障を来すもの頻々として生じ法規の権威にも関する状況なるに拘らず公家の漁場たるが為如何なる反則を犯すも行政官庁に於て何等の処分をなしたることなく延て一般他の漁場に付ても為に充分の取締を為し難く一般漁場取締上支障多く影響する所尠なからざる（原文漢字カナ書き‐藤井補注‐）」。合意成立の際の谷多喜磨慶尚南道知事（任 1929～30）の談話もほぼ同文で、「本道に於ける漁政の癌と稱せられたるものなり」と実態を非難していた[5]。

「公家漁場に関する処分方針」には「漁業令の精神及漁業免許の根本方針に基き自営者に非ざるものに長く漁業権を享有せしむるがごとき変態を一日も早く矯正して常態に復せしめ漁政の円滑なる運行を期する」とある。具体的には、1930 年５月の免許更新にあたって「公家は漁業免許を受けたるときは遅滞なく之を換価処分することを前提として公家に対し免許を為すことに確定」した。対象になった漁場は 71 ヶ所中 58 ヶ所であった（12 ヶ所は価値なしとして不免許、１カ所保留）。

これを受けて、1930 年７月 17 日付の声明で李鍵家は次のように述べた。「元来当家に於て漁業権を保有するは尠くとも漁業令の精神に副わず公家亦好む所にあらず」、よって「法の精神は勿論、時代の推移、漁場の保護、漁業者の福利等を考察するときは縦令公家に於て一部の犠牲を払うも出来得る限り本漁場を開放すべきは最も理想とする所」である。李鍵家は「漁場換価処分」すなわち漁場を売却して「永遠に本漁場と別離せんとす」。「本漁場の譲渡を受けられたる士は永く之を愛護し以て益々慶南水産界の発達に資せられんことを」願う（1930 年７月 19 日付『朝鮮新聞』）[6]。

こうして、李鍵家は「自営者又は縁故者に対し（略）公正なる価格を以て随意契約に依り其の漁業権を譲渡」しようとしたが、最大の「縁故者」香椎との７回に及ぶ交渉は価格面で折り合うことができず、1930 年８月８日、李鍵家は漁場を「指名入札」に掛ける広告を出した（「交渉顛末」）。1928 年に香椎が納めた貸付料は 27 件１万 6000 円、香椎は 11 件の転貸料だけで３万７800 円を得ており（「交渉顛末」）、李鍵家には不満があった。

交渉決裂後、漁場を失う危機に瀕した香椎は「総督府各関係者を訪問して必死になって陳情」した（1930 年８月 10 日付『京城日報』）。「漁業権がすでに他に払い下げられ権利の移転を見たる場合改正漁業令のたてまえとして即日これを他のいかなる方面へ売却するも自由」（1930 年８月 12 日付『大阪毎日新聞（附録 西部毎日）』）のはずであったが、谷知事が仲介し、朝鮮総督府殖産局長も参加して 1930 年８月 31 日に京城で合意が成立した。

合意によって香椎が「慶尚南道定置漁業免許」を取得した 12 漁場は、巨済島８漁場（慶南統営郡沙等面２漁場、同郡長木面外浦里２漁場、同郡二運面菱浦里３漁場、同郡東部面tml串里１漁場）と加徳島４漁場（慶尚南道昌原郡天加面）であった[7]。うち９ヶ所は 1920 年に契約継続が約されていたもの、３ヶ所は自営していたものであった。李鍵家の予定価格は 53

万 8250 円、谷知事の提示額は 38 万 9500 円、香椎は 20 万円を提示したが売買価格は 53 万 8250 円（十ヶ年賦、無利子）でまとまった（「交渉顛末」)。契約が成立した漁場は計 16 人（1930 年 9 月 21 日付『京城日報』）で総額 80 万円、「香椎以外の縁故者との分」は 16 万 4150 円、「一般指名入札の分」は 9 万 7 600 円であった（「交渉顛末」)。

1930 年の合意に至る過程については「香椎による漁民の搾取とそれに反対する漁民運動の歴史であった」という次のような評価がある[8]。1920 年の契約時に「漁民運動の展開に対し、総督府は香椎に譲歩を装わせつつも、好漁場、低貸付料および高転貸料の維持を援助し、彼の利益のみは保証しようとした」。香椎は 1928 年には一件当たりで、貸付料の 5.8 倍もの転貸料を要求する過酷な搾取を行なった。李堈家は 1920 年に香椎が放棄した漁場を香椎の転貸料に準じた高額の貸付料で貸出し、高額の貸付料に苦しむ地元漁民たちは不漁になると深刻な打撃を受けた。結局借り手は経営に失敗して経営権を手放し、漁場は転貸を行なう投資家の手に集中した。「香椎の利益ばかりを慮って、度重なる地元漁民の請願運動を顧みなかった総督府の姿勢は、こうして漁民をして「違反行為」に走らせた」。「地元漁民の「違反行為」という形の直接行動こそが、総督府に圧力をかけ、李堈家漁場を売却させる直接の要因として機能したことは疑いない」。

李鍵家との交渉決裂で窮地に陥った香椎を仲介によって救ったように、朝鮮総督府が香椎を擁護したのは事実である。しかし、合意成立の際の「漁業令の精神及漁業免許の根本方針は漁業の自営者に免許するにあるは当然なり」という谷知事の談話には、朝鮮漁業令の趣旨「漁業の円満なる発達と、漁業秩序の維持」[9]を体現した、行政の主体性がある。

1930 年 5 月 9 日付『毎日申報』には、「公家七十数個所」を含む鎮海湾の 200 余りの鱈漁場は「不正漁業者と海流の変化」で将来が憂慮されるため慶尚南道当局が「大整理を断行する」とある。1934 年 12 月 9 日付『朝鮮新聞』に、1932 年に認可された鎮海湾定置漁業水産組合は「朝鮮漁業令違反に依る漁業取締の幇助」などを業務としているとある。同記事には同組合は 116 の組合員と漁場を有しているとあり、「香椎漁場」が参入していたかは不明であるが、行政の秩序維持への方針が見える。

Ⅲ. 日本の統治終了後の南朝鮮・韓国漁業

巨済市史編纂委員会編『巨濟市史(下巻)』(2002 年 5 月)「第 3 節 解放以後の漁業」の「1．解放直後の漁業秩序の紊乱」に、1945 年の日本の統治終了後の記述がある（pp.1795～1796)。

「日帝の侵略が国家の主権を奪って収奪を恣にした面は我が歴史で消し去ることのできない汚辱を残しており、我々の海が彼らの欲望を満たすため多くの収奪を受けた」と日本を非難する一方で、前近代の朝鮮の漁民は賤視されて日本に比べて技術水準が低かったと実態を記している。朝鮮総督府などによる漁撈技術の朝鮮人への普及の施策を無視しているものの、日本人からの技術伝播を述べ、「解放後日本人たちが一斉に撤収してすべての企業体が我々の手に残ったとき、我が国の人間特有の才能を発揮して漁業をうまく運営したのだった」と評価している。続けて日本の統治終了後の混乱が記され、「我々の手によって

我々の水産業法が制定されるのはようやく 1953 年12(ママ)月になってからであり、その間すべての社会秩序がすべてそうだったが、漁業秩序もめちゃくちゃであったがこのような中でも漁業技術は徐々に発達していった」とまとめている。

日本の統治終了後、南朝鮮は在朝鮮米軍政庁の支配下にあり、朝鮮総督府農商局水産課は 1946 年２月に農務局水産課になり、同年３月に農務部水産局に昇格した。水産局長は当初、米国人であった（水友會編刊『現代韓國水産史』(1987 年 12 月）pp.308～310)。

1945 年 11 月９日付公布の「在朝鮮美国陸軍司令部軍政庁 法令 27 号」第１条は「朝鮮水域内ノ一切漁獲権ニテ 1945 年８月９日以前ニ日本帝国政府、朝鮮総督府、其ノ局課ハ代行機関ガ天然人又ハ法人ニ許与シタモノハ茲ニ其ノ無効ナルコトヲ布告ス」[10]であった。すべての漁業権の無効化は、在朝鮮米軍政庁の水産顧問であった鄭文基(チョン・ムンギ)によれば、生産増加を主張する米国人担当者が反対を押し切ってとった措置であった[11]。『巨濟市史（下巻）』には「沿岸水域での漁業は原則的に自由で特定人の排他的独占を認めないという米国の制度をそのまま導入したもので、我々の実情に適応させるのは難しかった」とある(p.1796)。

『現代韓國水産史』によるその後の経緯の概要は次の通りである(pp.331～356)。

秩序回復を目的に 1946 年３月１日に漁業取締規則が発布された。同月 15 日発布の漁業取締施行規則では、第７条で 1945 年８月９日以前に朝鮮人が得ていた漁業権、第８条で「1945 年８月９日を前後して」日本人から朝鮮人が得た（「不法的に獲得した」ものも含む）漁業権、1945 年８月９日以前に日本人に属していた漁業権、これらは在朝鮮米軍政庁の承認を受けて行使されることになった。しかし、免許・許可申請の殺到および当局の無原則で無定見な免許・許可の乱発が混乱を招いた。しかも、1946 年５月 28 日発布の軍政法令第 90 号によって両規則は廃止され、「収拾できない漁業秩序の紊乱」に至った。

1948 年８月 15 日の韓国政府成立後、水産局は商工部に移管された。1949 年４月 28 日制定公布の漁業に関する臨時措置法（法律第 24 号）は 1951 年まで５次にわたって改正され、免許または許可期間の新法制定までの延長、および「新規漁業処分」の禁止がその趣旨であった。この新法が 1953 年９月９日公布の水産業法（法律第 295 号）であり、同法第 79 条で朝鮮漁業令は廃止されたが、漁業権に関する規定はほぼ引き継がれた。

Ⅳ．日本の統治終了後の「香椎漁場」

日本の統治終了後の「香椎漁場」の経緯は『巨済市史(下巻)』などには記述がないため、『水産經濟新聞』(以下「『水經』」と略記) [12]をはじめとする新聞記事などで辿ってみたい。

1945 年 10 月 11 日付『民主衆報』には、「香椎源太郎の漁場所有権問題と漁具の処理について、軍政慶南当局では経済解放の軍政方針にしたがって日人香椎の漁業権と漁船など漁具全部を回収して朝鮮人の手に取り戻し委託経営することになった。漁船など漁具は当局でその委託経営者に貸付けて貸付料は慶南軍政府で受取るという。ついに朝鮮の水産王として朝鮮の水産界を支配してきた香椎の漁業権は当然我々の手に戻った」とある。他の資料によれば「社会政治の混乱の渦中で左翼系の漁民同盟なるものが手をつけ始めたが一

般住民と警察などの介入で彼らの手には落ちず休業した」[13]という動きもあったという。

1947 年になると対立が報道される。「ある人は株式会社的な巨大な企業体を構成して免許権を取得といい、ある人は同島漁業組合に所属させて十万業者の巨大福利とせよなどの声が高くなっているが、ついに具体的な二説が正面から対立することになった。同島十万漁民を包摂する長承浦、巨済、冠浦三漁組では今般漁民代表として五名を中央に派遣していわゆる「国策会社」云々に対する反対運動とともに零細漁民を生かす」ための陳情を行った。陳情では、「国策会社」は「漁業の実情を無視して一部の独占資本家が本漁場を横奪独占しようとする」ものと非難された（1947 年 4 月 27 日付『水經』）。

結局、中央政府と慶尚南道が指導して巨済水産株式会社（以下「巨済水産」と略記）が設立されることになった。「事業計画においては初年度に定置網漁業二ヶ所経営、第二年度に定置網漁業六ヶ所経営をはじめとして機船底曳網漁業、油脂工業、水産物貿易等、第三年度には遠洋トロール漁業ほか冷凍施設を完備」するとある（1947 年 10 月 21 日付『水經』）。巨済水産の事業として、定置網漁業を基礎に、沖合漁業、水産加工業、水産貿易にまで視野に入れているのは興味深い。1930 年 8 月 10 日付『京城日報』には、定置網は日韓併合から第一次世界大戦頃までが盛期で、流網や巾着網といった漁船漁業が発展して定置網は不振とある。日本内地と同様、朝鮮にも「沿岸から沖合へ」の動きがあった。

しかし、巨済水産設立には反対があった。「真摯な漁民たちがただ貧困な漁村経済の基礎確立に主観を置いて大変平和裏に運営されていた同漁場を、利権搾取のみを対象とする何人かの企業家たちがいわゆる国策会社という標榜下に企業体化しようと暗躍している」（1947 年 8 月 30 日付『水經』）という危機感によるものであった。実際、「香椎漁場」をめぐる汚職事件が発生し、朝鮮人初の水産局長であった李箕承[14]は 1947 年 5 月 10 日に解任されていた（1947 年 5 月 13 日付『自由新聞』）。

1947 年 6 月 3 日付『大東新聞』は「巨済島香椎漁場の利権を獲得しようと謀利輩たちが暗躍している」と次のように報じた。「大韓火災海上保険会社取締役会長」の「河元俊が巨済島漁港の利権を欲しがって（略）六百万圓を運動費として李箕承に同漁場の管理権獲得運動をしたが、李箕承は解放後軍政庁の要職にあることを奇貨として前記河に同漁場管理権を与えようとした」。見返りに饗応を受けたことが発覚して李箕承らは同年 5 月 30 日に検察庁に送致された。

1947 年 12 月 21 日に創設された巨済水産は新たな対立をもたらした。「中央水産当局から同会社創立を前提に従来の地先各漁組に対して暫定的漁業権を取消して発起人代表に正式の免許権を下付したが、同発起人の側では同免許権下付を奇貨として免許の日付に遡って部落共同経営者に対する行使料総額三百万圓（七ヶ所漁場）を要求している」。漁業権を取り消され、漁場使用料を要求された「地先漁民側では新会社反対の烽火をあげると同時に一部申込株主側でも株式払込を躊躇」している（1947 年 12 月 30 日付『水經』）[15]。

1948 年 1 月 20 日、巨済島の漁民は前年 6 月 3 日に成立していた過渡政府の立法議院に対して陳情書を提出し、「鮮放後漁民たちは部落共同経営あるいは代表者委託経営をして

きたが、さる十二月慶南水産課では巨済水産株式会社という新会社を作って島民たちとは何の関係もない謀利輩たちをして漁民たちに何の通告もなく漁場の強制撤去漁獲物の押収または漁場の過酷な行使料の請求等で漁場を荒廃状態に陥れてしまった」と訴えた（1948年２月 10 日付『大韓日報』）。

「漁場所在部落民一同」による陳情書[16]には、巨済水産が漁業権を得た 1947 年 11 月 1 日から翌年 1 月までの「行使料」（杜母里１ヶ所 50 万圓、外浦里と卾串里の各２ヶ所 100 万圓、菱浦里４ヶ所 50 万圓。直営２ヶ所を除く）が要求されたとある。「香椎漁場」は菱浦里と卾串里で、菱浦里は「委任経営」、卾串里は「部落共同経営」であった。李箕承の後任で 1947 年７月 10 日に水産局長に就任した鄭文基は、最難題であった日本人所有の漁業権の処理について「現在の管理人がそのまま漁業権を行使せよ」と指示したと回想している（1977 年 12 月 20 日付『韓国日報』）が、この時の漁業権の免許制度の実態は不明である。

陳情を受けた立法議院請願懲戒委員会は「巨済水産株式会社の看板のもとで何人かの個人の営利目的で巨済島の敵産漁場が壟断されるよりも巨済島住民に共同利用されることが妥当だと決議」して本会議に上程し（1948 年２月７日付『漢城日報』）、1948 年２月 15 日に立法議院は３議員を調査のために巨済島に派遣した（同月 22 日付『大公日報』）。同月 25 日付『漢城日報』は現地報告で、「水産の三大要件である漁具、資本、運営が貧困な巨済島漁民には会社創業は絶対的に不可避」と巨済水産の意義を説明した。そして「会社自体に反対するのではない。漁業権だけは漁民に与えて遠洋漁業、冷凍製造などは会社側でやれということだ」という声があることを伝え、「巨済島住民は（略）重役二十二名中四名しかおらず、四名中漁業に直接従事しているのはたった一人である」と指摘した。

巨済水産の重役人事について、1948 年１月 11 日付『水經』は、「取締役会長李延徳氏は巨済長承浦漁業組合長で、名誉社長崔東龍氏は現役水産課長という官吏で、専務理事曹仁奎氏は釜山漁組理事を重任」するなどの公私混同は不当という「中央当局」の判断を伝えた。同年２月 26 日付『中央新聞』は「重役は大半が現役官吏でさらには水産の数字も知らない人がいる」と報じた。

1949 年１月 23 日付『水經』には、重役陣の大幅入れ替えで事態は沈静化していたが、長承浦漁業組合長李延徳（イ・ヨンドク）と巨済島の長承浦・城浦・冠浦の漁業組合理事が上京し、漁場を地元漁民に返すことを求めて国会に請願書を提出したとある。ただし、同月 22 日付『水經』には、李延徳は巨済水産初代取締役会長の時は「地先漁民を抑圧あるいは宣撫して反対輿論を没殺」して会社を擁護したが、「同社内部の軋轢によって」退任した後に「巨済某漁業組合長」となると不満を募らせて巨済水産解体運動を展開しているとある。

1949 年９月 21 日付『自由民報』に、「国宝的な漁場九ヶ所を経営している巨済水産株式会社の昨今両年の漁獲が（略）委縮させられたのは見る時明らかであり、痛嘆を禁じ得ない」とする、その前年 10 月に辞任した巨済水産前社長金在洙（キム・ジェス）の投稿が掲載された。彼は「資金資材等の入手難と技術不足等人為的な欠陥と天候潮流等不可抗力の災害等による」と原因を述べながら、もっとも問題があるのは経営陣であるとした。秋の盛漁期を目前に

して漁場９ヶ所中３ヶ所にしか定置網を設置できない状況を打開する姿勢が見えないと批判し、政府当局の積極的な施策を求めた。

この要望と関係すると思われるのが、1949 年 12 月４日付『水經』にある、韓国政府商工部が打ち出した巨済水産に対する次の方針である。「一. 同社株式は地先漁民の福利増進と地方漁村の振興発展を企図するため、同漁場の核心地である巨済地方民が均等に引受けるようにすること、二. 現在本社事務所所在地が釜山なので漁業実情に合致しないだけでなく経営上支障が少なくないので、早い時日内に巨済島長承浦に移転すること、三. 重役陣および職員は最小限度縮小して実際の活動家である有能な人物を選任するようにすること、四. 運営の合理化を図り負債を早く整理すること」。

1949 年６月に社長になった鄭泰錫（チョン・テソク）は統営の水産業者であったが、巨済水産の資金や物資を私的に流用するなどの「非行」のため同年 12 月の重役会議で解任された（1950 年１月 31 日付『自由民報』）。1950 年３月 26 日の第３回定期株主総会では鄭泰錫の「非行」についての報告をめぐって新旧社長両派が対立した。翌日には知事命令で総会を延期するという偽の社告が貼りだされる混乱の末に、崔東龍（チェ・ドンヨン）社長がそれを謝罪して再監査と臨時株主総会開催を約束した（1950 年３月 31 日付『南朝鮮民報』）。同年５月７日の臨時株主総会では、旧社長派が株式を買い占めて会社の経営権を握ろうとして紛糾した。これを伝えた同年６月７日付『自由民報』は、慶尚南道の行政担当者の無策を批判し、会社を「解散してその漁場を適当に地方住民に還元させる」という要望があると結んだ。

1950 年６月 25 日の朝鮮戦争勃発以後の推移は確認できないが、この年にはある事件の裁判が行われていた。巨済水産設立を推進した金喆壽（キム・チョルス）慶尚南道知事（任 1947～48）らが、暴風雨の罹災民のために慶尚南道が積立てた 243 万圓を「巨済水産株式会社に貸付けたという奇怪な」事件である（1948 年 10 月５日付『釜山新聞』）。彼らは背任罪で起訴され（1949 年５月 29 日付『聯合新聞』）、公判で業務上横領の罪を問われた金喆壽は、貸付は知事の職権に属する行為と主張した（1950 年４月 29 日付『經濟新聞』）。「慶南道が大株主となって初代社長は慶南道水産課長がなるという奇異な現象が発生した。詳細は不明であるが、政府樹立後その不法が国政監査で提起され、道知事が辞（ママ）退して民間株主に経営を任せたが、多くの経営上の紛糾が引き起こされた」という経緯説明[17]は事実であろう。

金喆壽は加徳島での紛糾でも登場する。「日帝時代は香椎が島民の生業を剥奪していたが、解放後はその利権を何人かの個人が所有するようになり、加徳島民は日帝時代と同じく搾取を免れなかった」（1948 年９月 19 日付『平和日報』）。その３年の「管理期間」が満期になると「島民は数次にわたって当局である慶尚南道に漁場の管理権を島漁業組合に許可するよう要請」した（同日付『国際新聞』）。ところが金喆壽知事は上京して国会議員に働きかけて「漁業権を資本主に延長させる運動を展開した」（同年 10 月１日付『平和日報』）。

日本の統治終了後、「香椎漁場」をめぐる「地先漁民」と「謀利輩」（不正･不当な利益を得ようとたくらむ輩）の対立を行政は収拾できなかった。「謀利輩」への対応は、南朝鮮・韓国水産業の課題であった。1949 年 11 月 29 日付『水經』には、「過去日帝時代の水産業

は日本人資本漁業者を中心とした奇形的発展をしたわけで、我が漁民の大部分が零細層に属した」、「現在漁民は極度の資金資材難また採算難によって呻吟している」、「好機に万丈の気焔を吐いて跋扈蠢動しているのは高利貸金業者その他の悪質謀利層だけだ」とある。

Ⅴ．朝鮮の漁業組合制度の整備

1930 年 7 月 19 日付『中外日報』には、李鍵家の漁場開放の声明を受けて、「地方住民の福利のため」に「縁故の深い」巨済漁業組合への貸下げを求める陳情が当局に行われたとある。同年 12 月 30 日付『朝鮮時報』によれば、その「縁故」とは次の通りであった。1906 年に李堈家が漁場を入手した時、得たのは宮廷に属する漁場（進上條）と政府に属する漁場（民私條または官有條）であったが、この時の処分で庶民の所有する隣接の漁場（民有條）との区分が明確になった[18]。民有條は所有関係が不明なため、「漁場は悉く該組合に帰属せしめ」、「毎年各漁場を組合員に競売し其の収益を以て其の維持及施設事業資源に充当」した。この「該組合」が 1908 年に前身が設立された巨済漁業組合で、朝鮮最古の歴史を誇った。1915 年 4 月刊の『朝鮮水産組合報』49（朝鮮水産組合本部）の記事「鎮海湾の鱈漁場」には、巨済漁業組合の所有する漁業権は「香椎氏の七十余箇所」に次ぐ「五十余箇所」で、「毎年競争入札の方法に依り組合員に貸与」しているとある(p.15)。

李鍵家漁場の入札資格は、1930 年 8 月 8 日付『朝鮮新聞』では慶尚南道居住者か同道管内の漁業従事者であったが、同月 21 日付の同紙の広告では「慶南釜山統営、巨済、加助、訥次里、固城、各漁業組合」に変更するとあった。「今日の不況時に一時に多数の漁場を譲渡せんとする如きは全く不可能なことを強ゆるもの」で（略）某資産家を利する策に外ならず」（同月 8 日付『朝鮮新聞』）という「慶南の多数漁業家」の批判への対応であろう。巨済漁業組合は 1938 年の分割とその後の改編で長承浦・巨済・冠浦・城浦の 4 漁組になった[19]が、これら漁組は日本の統治終了後の紛争では「地先漁民」の代表として記録される。

このように「香椎漁場」をめぐっては、いくつかの場面で漁業組合が登場する。そこで、朝鮮における漁業組合整備の経緯と評価を検討していきたい。

1908 年頒布の漁業法は「漁業組合の規定がないこと、また漁業組合に付与される専用漁業権の規定がないこと」が特色として指摘される[20]。1911 年公布の漁業令と漁業令施行規則（府令第 67 号）では専用漁業権制度が創設された。専用漁業権とは、日本の場合、「江戸時代の一村専用漁場（入会漁場）における入会漁業関係を権利として構成したものである。この一村専用漁場では、漁村団体が漁場を管理監督し、漁業者はその成員として団体規範に従い漁業を行っていた」[21]。朝鮮では漁業令施行規則第 17 条に規定された「第六種免許漁業」の「外水面ヲ専用シテ為ス漁業」が専用漁業権に該当した[22]。

漁業組合について、漁業令第 17 条は「漁業組合ハ漁業権ヲ取得シ又ハ漁業権ノ貸付ヲ受ケ組合員ノ漁業ニ関する共同ノ施設ヲ為スヲ目的トス」とあった。細則は 1912 年公布の漁業組合規則（府令第 14 号）で定められた。朝鮮總督府農林局編『昭和十七年 朝鮮の水産業』（1943 年 4 月）には、次のような説明がある(pp.62～63)。「朝鮮沿岸に於ける海藻（ママ）

の漁場は、古来朝鮮の富豪又は両班に於て之を占有し、高率なる採取料を徴収しつつありしが、元来地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持経営上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持せしむる方法を講ぜしむる必要あり、又漁村の健全なる発達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を発布し、漁業組合制度を樹立したる」。

このように、地先水面を地元漁民の漁場として保護独占させて「漁村の維持経営」を助けることを目的とする漁業組合であったが、その発展速度は遅かった。朝鮮總督府殖産局編『朝鮮の水産業』（1922 年３月）には、1920 年度末で、組合数は 86、組合員数は 27,078 名で漁業者総数の９％弱、漁業組合の持つ漁業権も「採藻、捕介の第六種水面専用漁業権多数を占め第一種及第三種免許漁業権の如き、比較的収益多き漁業権を享有するはもの甚だ寡少なり、従て巨済漁業組合（略）其の他三、四の組合を除くの外は其の享有する漁業権より生ずる収入極めて少額にして之を以て共同施設事業の財源たらしむるに能わざると共に組合の基礎亦甚だ薄弱たるを免れず」とあった(p.43)。

1930 年代になると、漁業組合加入者の割合は６割から８割へと高まった。統計が残る最終年度の 1941 年度末の加入率は 87%と９割近く、漁業組合数は 205、漁業権も専用漁業 1,250 件の他に、「第一種免許漁業」（定置漁業）2,092 件と「第三種免許漁業」（定所曳網漁業）478 件を持っていた（『昭和十七年 朝鮮の水産業』p,69)。

『昭和十七年 朝鮮の水産業』に「漁業資金」についての説明がある(pp.18～19)。漁業資金総額１億 4100 万円のうち借入金は 7400 万円、その中「漁業組合、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、金融組合、道費または大蔵省預金部低利資金等の貸出に係る比較的低利と目せらるるもの」は約 6900 万円で、その他の 500 万円は「地方金貸業者又は魚問屋業者或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るるか、又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債権者に引渡すの條件に依るものにして常に市価に反し安価に引取らるるを以て事実に於ては高利に相当し、漁利の大部分は之等の者に壟断せられつつあり」。このように、漁業投資額の半分以上が借入金で、そのうち高利資金が無視できない比率を占めているとし、「沿岸の小漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱にして、勢ひ前述の如く高利債の桎梏を免るることを得ず、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる者尠なからずざる状況に在り」と現状を記している。

しかし、朝鮮總督府殖産局編『昭和七年 朝鮮の水産業』（1933 年４月）によれば借入金の三分の二を占めていた高利資金(pp.24～25)は、『昭和十七年 朝鮮の水産業』によれば一割以下に減少した。同じく２割弱であった比較的低利の資金は半分になり、高利資金を逆転していた。比較的低利の資金に含まれる漁業組合による融資額も 240 万円から約 2200 万円に伸びていた。1929 年公布の朝鮮漁業令による漁業権の強化で、漁業者が「金融業者の信用を高め、資金導入が円滑」になった（『朝鮮水産開發史』p.443）ことが背景にあった。

1929 年に朝鮮漁業組合規則（府令第 114 号）が公布され、同年公布の朝鮮漁業組合業務規程（府令第 115 号）で資金貸付や委託販売などの業務の細則が定められた。堅固になっ

た法的な裏付けにより、1941 年度末の委託販売高は 1934 年度末の約 9 倍になった（朝鮮総督府殖産局編『昭和九年 朝鮮の水産業』（1935 年 3 月）・『昭和十七年 朝鮮の水産業』）。[23]

岡信侠助朝鮮総督府水産課長（任 1940～43）は漁業組合を次のように評価した（「隆々たる水産業」（『朝鮮公論』28-12 1940 年 12 月）10～11 頁）。「朝鮮の漁業組合は専用漁業権の管理主体として生成したものであるが、昭和五年朝鮮漁業令の実施に伴い、内地の漁業組合より逸早く経済的団体としての機能を付与せられ、茲に漁村協同体制の確立に急速度に発足することになった」。そして「組合運動の指導者は悪質の商業資本とは全面的に抗争して漸次之を後退せしめ良質の商業資本とは協調すると共に之を利用する等の手段により、漁村経済の実権を其の手中に収むることに成功した」。

日本統治終了後の朝鮮（韓国）人の漁業組合の評価には、次のように、否定的なものがあった。「大部分の朝鮮人漁業従事者は「朝鮮漁業令」による「漁業組合」に強制的に加入させられたのみで漁業権を入手する可能性はまったくなく、また実際に完全に遊離された状態であった」（『朝鮮經濟』11（朝鮮經濟社 1948 年 1 月）p.52）。「朝鮮漁業令時代に至っては大陸侵略政策によって韓半島を兵站基地化して半島内のすべての経済機構の能率増進策を図って生産者団体である漁業組合の組織が拡大強化されて各種事業が活発に動いた」（農林部編刊『農林水産行政概觀』1966 年 12 月 p.283）。とりわけ、漁業組合が提供する低利資金は日本人に集中し、ごく少数を除いて朝鮮人は高利資金への依存を脱皮できなかったという批判（『現代韓國水産史』p.1447）は留意せねばならない。[24]

一方で、1948 年 7 月 20 日付『南朝鮮民報』掲載の投稿で、馬山漁業組合関係者は、当時あった漁業組合不要論を、「何人かの個人と資本家が自家繁栄のために公益を無視して貧困無知な漁民を巧妙な手段によって甘言利説で搾取に汲々とする商路輩の利己主義の根性の発露と言わざるを得ない」と否定した。水産史編纂委員會編『韓國水産史』（水産廳 1968 年 12 月）では、漁業組合について、「日帝は法というくびきの下にごく少数の日本人たちによる韓海漁業の独占的支配を構築するようになり、そのため我が漁民は零細的な経営形態からまったく脱皮できず、ついには一介の被雇用団に転落する場合が多かった」としながら、「動機はともあれ、最小限の漁業秩序確立と資金の貸付を通した漁村の生活水準向上および所得拡大がその成果であろう」と、その「実際的な恩恵」を評価した(p.401)。

日本の統治終了後、漁業組合は否定されず逆に強化が主張された。1947 年 9 月 24 日付『水經』に掲載された鄭文基水産局長の「三大指示事項」の一つは「水産団体の機構の一元化」であり、「漁村経営の中心機関である漁業組合」強化が内容であった（他の指示事項は「沿岸遠洋漁業の調整と奨励」と「奨励下付金の活用徹底」）。1953 年の水産業法第 79 条では、廃止された朝鮮漁業令のうち漁業組合に関する第 6 章のみは存続させた。

この規定を廃止したのは、戦後日本の改革に倣って作成された[25]水産業協同組合法（1962 年 1 月 20 日公布 法律第 1013 号）付則第 2 条であった。同法により漁業組合は地区別漁業協同組合に改編された（水産業協同組合法改正（1976 年 12 月 31 日公布 法律第 2986 号）で地区別水産業協同組合に改称）。同法第 67 条には「組合は組合員のために漁業およびそれに

付随する事業を経営できる」とあり、1963年4月11日公布の水産業法改正（法律第1321号）では「漁業組合管理漁業権漁業の範囲を大幅に拡大せしめた」[26]。「漁村契」を下部組織に持つという特色も加えられたが、漁業組合は継承・強化され、韓国漁業の一部になったことが確認できる。

Ⅵ. おわりに

漁民や漁場の保護を優先せず利己的行動に走る勢力にいかに対応するか、これは日本統治期の朝鮮漁業と、その後の時期の南朝鮮・韓国漁業に共通する課題であった。「香椎漁場」をめぐる諸問題からは、このような様相が浮かび上がる。1929年公布の朝鮮漁業令による漁業秩序の維持の方針と施策、この時に基盤が強化された漁業組合制度は、この課題に対応した。日本統治終了後、韓国政府は朝鮮総督府から課題のみならず、課題に対応するこれらの法や制度をも継承したのである。

---

[1]拙著『竹島問題の起原－戦後日韓海洋紛争史－』(ミネルヴァ書房 2018年４月 京都)第６章参照。日本統治期およびその前後の時期の朝鮮漁業の研究は、韓国では1965年の日韓国交正常化にともなう日本の漁業協力がはじまる時期に整理された。朴九秉『韓国水産業史』(太和出版社 1966年２月)、水協中央會漁村指導課編『韓国水産発達史』(水産業協同組合中央會 1966年４月) などがある。21世紀に入ると、呂博東『日帝の朝鮮漁業支配と移住漁村形成』(韓國日本學協會 2002年６月)、金秀姫『近代日本漁民の韓国進出と漁業経営』(景仁文化社 2010年３月)、神谷丹路『近代日本漁民の朝鮮出漁－朝鮮南部の漁業根拠地 長承浦・羅老島・方魚津を中心に－』(新幹社 2018年８月)などが刊行された。近年では、石川亮太「日清戦争前後の「朝鮮通漁」と出漁者団体の形成 - 朝鮮漁業協会を中心に - 」(今西一他編『帝国日本の移動と動員』大阪大学出版会 2018年１月)・「植民地期朝鮮におけるイワシ漁業・加工業と統制政策（一九二三～一九三一)」(日韓相互認識研究会編刊『日韓相互認識』9 2019年２月) などの個別研究もある。

[2]磯本宏紀「潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁 - 伊島漁民の植民地漁業経営と技術伝播をめぐって - 」(『徳島県立博物館研究報告』18 2008年３月)、片岡千賀之「あんこう網漁業の発達 - 有明海での生成と朝鮮海出漁 - 」(『長崎県漁業の近現代史』長崎文献社 2011年６月) がある。

[3]前年1919年に独立運動組織に誘拐された事件での調書に、金策に困っていた李堈は香椎の賃借料１万５千円を上回る２万円の契約料を示されて誘き出されたとある（國史編纂委員會編刊『韓民族獨立運動史資料集5 大同團事件』1998年12月 p.475・p.740)。この契約料は現行契約満了後の賃借の前金で、「統営ノ富者ニテ漁業ヲ希望シテ止マザルモノ」が誘拐計画を知らずに提供したという(p.475)。

[4]「新漁業令の発布に就いて 今村殖産局長談」(『朝鮮之水産』59 1929年２月)p.4、今村武志「新漁業令の発布に就て」(朝鮮総督府編刊『朝鮮』166 1929年３月)」pp.4～5、加藤眞孝『朝鮮漁業制度要論』(朝鮮水産會 1932年７月)p.8。

[5]1930年９月３日付『釜山日報』・同日付『朝鮮時報』・1930年９月４日付『朝鮮新聞』。同年９月４日付『毎日申報』(朝鮮語) も同様であるが「漁政の癌」という表現はない。谷多喜磨(1884～1952)は朝鮮総督府農商工部水産課長の経歴を持ち、1930年12月の知事退任後民間人になり、1939年に朝鮮水産会会長になった。なお、香椎は民間出身者初の朝鮮水産会会長であった(任1931～35)。

[6]朝鮮半島発刊の新聞の記事は主に「大韓民国新聞アーカイブ」(https://nl.go.kr/newspaper/)による。

[7]漁場の地名は「交渉顛末」と1930年９月３日付『大阪毎日新聞（附録 西部毎日)』による。

[8]藤永壮「植民地下日本人漁業資本家の存在形態－李堈家漁場をめぐる朝鮮人漁民との葛藤－」(『朝鮮史研究会論文集』24 緑陰書房 1987年３月 p.148。この論考では「交渉顛末」を1930年朝鮮総督府作成と推定している。また、本稿〔関連地図〕の出典「慶尚南道移住漁村分布圖」が紹介された。

[9]前掲註(4)「新漁業令の発布に就いて 今村殖産局長談」p.1・「新漁業令の発布に就て」p.2。

[10]『美軍政庁官報 Vol. No.1 Sept. 1945 – 1946 Part. 1』(原主文化社 1991年２月)p.158。朝鮮語（漢字ハングル書き)・日本語（漢字カナ書き)・英語で書かれている。

[11]1946年４月８日付『東亜日報』。鄭文基(1898～1995)は1929年東京帝国大学農学部水産科卒。1977年11月23日・12月６日付『韓国日報』の回顧録によれば、1939年に朝鮮人初の水産技師となり、朝鮮総督府水産試験場木浦支場長として日本統治終了を迎えた。

[12]『水産經濟新聞』は朝鮮水産業会(1949年１月30日に韓国水産業会に改称)の機関紙（刊行元は水産經

濟新聞社)である。朝鮮水産業会は朝鮮漁業組合中央会に朝鮮水産会を統合させて 1944 年４月１日に発足した統制団体で、日本の朝鮮統治終了後も存続した。『水産經濟新聞』は 1946 年６月 10 日に『朝鮮水産時報』から改称し、週刊から日刊になった。『朝鮮水産時報』は朝鮮水産会が 1924 年から 1937 年まで刊行した『朝鮮之水産』の後継紙である。拙稿「朝鮮引揚者と韓国－朝水会の活動を中心に－」(崔吉城・原田環編『植民地の朝鮮と台湾－歴史・文化人類学的研究－』第一書房 2007 年６月)参照。

[13]韓圭卨(ハン・キュソル)『漁業経済史を通して見た韓国漁業制度変遷の 100 年』(善学社 2001 年２月 ソウル) p. 232。韓圭卨は「香椎漁場」の経緯を、『1964 年巨濟郡誌』と聞取りによって記している。

[14]沈相俊(シム・サンジュン)『遠洋漁業開拓史』(1989 年４月)には、李箕承は「米国サクラメントジュニアカレッジとミシガン大学を卒業し」、「英語には精通していたが水産に関しては経験」はなかったとある(p.45)。

[15]1947 年 10 月８日付『水經』によれば、巨済水産は「一億圓の資本金で(略)株式割当においては巨済島の地先漁民を優待して全株式の四割、その基地である慶南が三割、水産業会を中心とした水産団体が二割、その他一般が一割」であった。

[16]「南朝鮮過渡立法議院速記録 第二百五號」。なお、菱浦里漁場を経営していたのは「香椎漁場で網船頭として三十余年の経綸」を持つ人物であった(1947 年６月５日付『水經』)。

[17]前掲註(13)『漁業経済史を通して見た韓国漁業制度変遷の 100 年』p. 232。続けて、紛糾の末に「香椎漁場」は「巨済養育会という奨学財団が設立されて漁業権運営を任せることになった」とある。

[18]この時の処分については、大沼巧「大韓帝国期における漁税徴収の実態と「所有権」の整理－慶尚南道沿海部を中心に－」(朝鮮学会編刊『朝鮮学報』246 2018 年１月)で論じられている。

[19]1938 年３月３・４日付『釜山日報』・朝鮮漁組合中央會編刊『朝鮮漁業組合要覧』(1942 年８月)。この４組合は 1972 年に「巨済郡」として統合された(『現代韓國水産史』p.1406)。

[20]小岩信竹「日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行－明治漁業法の性格によせて－」(『東京海洋大学研究報告』5 2009 年３月)p.2。

[21]田平紀男「専用漁業権と共同漁業権－漁業行使権との関係を中心として－」(『鹿児島大学水産学部紀要』34-1 1985 年 12 月)pp.137～138。

[22]専用漁業権には、慣行専用漁業権(過去・歴史など実績・慣行によって免許されるもの)と地先水面専用漁業権(慣行によらず新たな申請により漁業組合にのみ免許されるもの)があった。前掲註(20)「日韓併合前後の大韓帝国・朝鮮における漁業法の制定と施行」では、朝鮮総督府技師(任 1919～23)樫谷政鶴(1872～1953)の記述(「講究を要する朝鮮水産問題の二、三」『朝鮮之水産』11 1925 年２月 p.2)を利用して、朝鮮では地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権の区別がないことの意味、日本国内の地先水面専用漁業権に対する処分例の朝鮮への適用の問題、朝鮮の伝統的な漁業の慣行への対応の問題が論じられている。植民地への漁業権移植の実態の比較研究は、各地域における伝統的な漁業の様相を知るためにも必要と考える。朴九秉「漁業権制度と沿岸漁場所有・利用形態の変遷に関する研究」(『釜山水産大學論文集』30 1983 年６月)、小岩信竹「近代朝鮮の漁業制度展開と日本人の韓海出漁」(『東京国際大学論叢 経済学部編』45 2011 年９月)、宋慶殷(ソン・ギョンウン)「植民地期漁業権所有形態と特質:『官報』漁業権資料分析を中心に」(『経済史学』59 経済史学会 2015 年 12 月)などの論考がある。

[23]小岩信竹「日韓併合下の朝鮮における水産物の流通について - 統営および釜山における日本人の活動 - 」(市場史研究会編刊『市場史研究』31 2012 年１月)によれば「①漁業組合の地区を明確化する。また地区内の漁民の組合への強制加入の規定を設ける。②漁業組合の共同施設などの経済活動は従来、これが可能かどうかあいまいな部分があったが、これが可能であることを明示する。③漁業組合連合会、水産組合連合会を法人とし、十分な活動を可能にする」が改正点であった(p.70)。一方で「専用漁業権や漁業組合に関する規定は歪められた導入がなされ、日本人に有利な仕組みができあがった」とも指摘している(p.71)。小岩信竹には、「朝鮮漁業令公布以後の朝鮮における漁業組合の展開 - 日本人漁業組合の事例 - 」(『人間科学研究 - 日本大学生物資源学部人文社会系研究紀要 - 』 2012 年３月)、「日本と植民地の漁業制度」(伊藤康宏他編『帝国日本の漁業と漁業政策』北斗書房 2016 年 10 月)もある。

[24]朴九秉「漁業権制度と沿岸漁場利用形態」(『日韓漁村の比較研究』行路社 1991 年２月)には「担保性の低い貧弱な漁場の所有者であった韓国人には、低利融資は高嶺の花であった」とある(p.245)。元朝鮮総督府殖産局長穂積真六郎(任 1932～41)の「昭和四年に漁業令が改正され、漁業権を物権として認めるようにしましたので、これを抵当に低利の金が借りられるようになりました。それで少しは資金の工面が楽になったのですが、これにより資金の融通を受けるのは日本人の漁業者に多く、朝鮮人の方は漁業者の四〇分の一位しか、その漁業権を利用して資金の融通を受けることができないような状態であったのです」という証言(財団法人友邦協会編刊『朝鮮水産の発達と日本』1968 年 12 月 p.47)を朴九秉は根拠としている。しかし、穂積真六郎の証言は「その解決には漁業の組織を整えて、その組織を信用の対象にするより仕方がありませんでした。そこで強力な組合ができたのです」、「組合の力が強くなると漁業に対する信用ができてきますから、銀行なども資金を貸してくれるようになったのです」、「昭和十年に漁家更生計画が実施され」たが、これは成功裏に行われ、「かなり小さな漁家までが資金を借りたり、高利の謝金を低利の金に借りかえたり、比較的楽に生活や、仕事の立て直しができたようです」

と続く。朴九秉が引用していない部分の証言について検証が必要であろう。
[25]水協20年史編纂委員会編『水協20年史』(水産業協同組合中央会 1982年4月) p.72。
[26]前掲註(24)「漁業権制度と沿岸漁場利用形態」p.254。

【論文】

洪武帝の対日政策―高麗政策の動向に焦点を当てて―

蔭木原洋

はじめに

洪武帝の対日政策は、「明に対する倭寇禁圧の要求」であると従来論じられてきた[1]。しかし、建国当初の洪武帝にとっては対外政策における最重要課題は北元、特に納哈出（ﾅﾊﾁｭ）であって、倭寇などはそれに較べれば大した問題ではなかった。実際洪武 15 年までは、倭寇の侵攻回数もきわめて少なかった。それに較べて、倭寇侵攻の多さに非常に苦しんでいたのは高麗であった[2]。この高麗は外交政策において「向明」か「向元（納哈出）」かで揺れていた。当時の明麗関係を論じた代表的な論文には、池内宏氏の「高麗末に於ける明及び北元との関係」（『滿鮮史研究』中世第三册・吉川弘文館・1963、所収）、末松保和氏の「麗末鮮初に於ける対明関係」（『青丘史草』第一・私家蔵版・1965）、夫馬進氏「明清中国の対朝鮮外交における「礼」と「問罪」」（『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会・2007、所収）の論文等がある。しかし、どの論文も対日関係を視点に入れて明麗関係をとらえたものではない。

本論稿では「洪武帝の対日政策」を日明両国間だけの問題としてとらえるのではなく、当時の東アジア情勢を視野に入れて、明・高麗・北元・日本という四国間の問題として、特に洪武帝の対高麗政策の動向に焦点を当てて見ていきたい。

Ⅰ. 洪武帝期の日明関係

洪武帝期の日明間の公的関係をまとめると、下記のようになる。

洪武 2 年（1369）2 月	洪武帝、楊載を征西将軍懐良親王に派遣し、倭寇禁圧を要請する。
洪武 3 年（1370）3 月	趙秩・朱本を懐良親王に派遣し、再度倭寇禁圧を要請する。
洪武 4 年（1371）10 月	懐良親王、祖来を返礼使として明に派遣する。
洪武 5 年（1372）5 月	仲猷祖闡・無逸克勤、懐良親王に大統暦を頒賜のため来日するが、大宰府攻撃中の今川了俊によって拘留される。その後上京し、室町幕府と折衝する。
洪武 7 年（1374）5 月	足利義満、祖闡・克勤及び趙秩・朱本の帰国に伴い、聞渓円宣・子建浄業・喜春等を派遣するが、国臣の書で中書省宛であること、上表文がなかったことを理由に却下される。
洪武 9 年（1376）4 月	日本國王良懐の使者、沙門圭庭用が奉表し、馬・方物を貢す。
洪武 12 年（1379）閏 5 月	日本國王良懐の使者、劉宗秩、通事尤虔・兪豊が上表し、馬及び

	刀・甲・硫黄などを貢す。
洪武 13 年（1380）5 月	日本國王良懐の使者、僧慶有が来るも無表。馬及び硫黄・刀・扇等を貢するも、不誠を以て却下する。
洪武 14 年（1381）7 月	日本國王良懐の使者、僧如瑶が来て、方物・馬 10 匹を貢するも、その貢を却下する。
洪武 19 年（1386）11 月	日本國王良懐の使者、僧宗嗣亮が上表して方物を貢するも、これを却下する。 林賢事件を以て、日本との国交を断絶する。

佐久間重男『日明関係史の研究』（吉川弘文館・1992）を参照して作成

洪武帝は室町幕府とも接触したが、結局は征西将軍懐良親王を「日本国王良懐」として朝貢を認めた[3]。しかし、洪武 13 年 5 月以降は「日本国王良懐」の使者も、征夷将軍源義満の使者も入貢を却けられた[4]。却下理由としては「無表」「不誠」があげられている。「無表」とは、國王が臣下として皇帝に奉る表文が無かったということである。朝貢形式においては、それまでの遣明使は「上表文」を奉じており、なぜ洪武 13 年の使者が「無表」であったのであろうか。洪武 14 年・洪武 19 年の遣明使については、明側に資料には「無表」とは書かれていないので、却下理由がわからない。また、もう一つの却下理由である「不誠」に関してはどう解釈すればよいのだろうか。

洪武 13 (1380) 年の 12 月、洪武帝は日本の不誠意と君臣の非道をののしり、その「隣邦」を侵寇し、傲慢不恭の態度を非難する使者を日本国王に出した。そして、翌洪武 14 年には礼部尚書に「日本國王」と「征夷将軍」宛の威嚇書状を出させた。

以上のことを踏まえると、洪武帝が日本に対して、なぜ洪武 13 年段階においてかくも強圧的な態度を採ってきたのか、ということに疑問が生じる。それは、洪武帝の対日政策が「自国への倭寇禁圧」という従来の説だけでは解釈できないからである。

Ⅱ. 倭寇の侵攻状況

まず、明国への倭寇の行動回数を表 1 に、高麗への行動回数を表 2 にまとめてみた。

表 1　明への倭寇の行動回数

西暦	日本年号		明年号	倭寇行動回数
1369	正平 24	応安 2	洪武 2	8
1370	建徳 1	応安 3	洪武 3	3
1371	建徳 2	応安 4	洪武 4	3
1372	文中 1	応安 5	洪武 5	3
1373	文中 2	応安 6	洪武 6	1
1374	文中 3	応安 7	洪武 7	3

1380	天授 6	康暦 2	洪武 13	1
1383	弘和 3	永徳 3	洪武 16	1
1384	元中 1	至徳 1	洪武 17	2
1390	元中 7	明徳 1	洪武 23	1
1391	元中 8	明徳 2	洪武 24	2
1393	明徳 4		洪武 26	1
1394	応永 1		洪武 27	2
1398	応永 5		洪武 31	3

陳懋恒『明代倭寇考略』(哈仏燕京学社・1933) を参照して作成

表 2　高麗への倭寇の行動回数

西暦	日本年号		高麗王年	倭寇行動回数
1363	正平 18	貞治 2	恭愍王 12	1
1364	正平 19	貞治 3	恭愍王 13	10
1365	正平 20	貞治 4	恭愍王 14	3
1366	正平 21	貞治 5	恭愍王 15	3
1367	正平 22	貞治 6	恭愍王 16	1
1369	正平 24	応安 2	恭愍王 18	1
1370	建徳 1	応安 3	恭愍王 19	2
1371	建徳 2	応安 4	恭愍王 20	1
1372	文中 1	応安 5	恭愍王 21	10
1373	文中 2	応安 6	恭愍王 22	3
1374	文中 3	応安 7	恭愍王 23	11
1375	天授 1	永和 1	辛禑王 1	7
1376	天授 2	永和 2	辛禑王 2	12
1377	天授 3	永和 3	辛禑王 3	29
1378	天授 4	永和 4	辛禑王 4	22
1379	天授 5	康暦 1	辛禑王 5	15
1380	天授 6	康暦 2	辛禑王 6	17
1381	弘和 1	永徳 1	辛禑王 7	19
1382	弘和 2	永徳 2	辛禑王 8	12
1383	弘和 3	永徳 3	辛禑王 9	24
1384	元中 1	至徳 1	辛禑王 10	12
1385	元中 2	至徳 2	辛禑王 11	12
1387	元中 4	嘉慶 1	辛禑王 13	4
1388	元中 5	嘉慶 2	辛禑王 14	11

1389	元中 6	康応 1	恭譲王 1	11
1390	元中 7	明徳 1	恭譲王 2	1
1391	元中 8	明徳 2	恭譲王 3	2

田村洋幸『中世日朝貿易の研究』（三和書房・1967）を参照して作成

表 1 によると、倭寇の侵攻は洪武 2 年（1369）こそ 8 回を数えるが、洪武 3 年（1370）以後は 3 回程度になる。注目すべきは、洪武 8 年（1375）から洪武 15 年（1382）までの 8 年間は、侵攻回数がわずか 1 回であったことである。これは、明側の海禁政策が実を結んだのか、日本側の明に対する倭寇禁圧策が功を奏したのか確定できない。しかし、洪武帝が倭寇禁圧に対する日本の「不誠」をなじるような状態でなかったことは確かである。

ところが明への倭寇侵攻に較べて、格段に回数が多かったのは高麗への侵攻である。（表 2 参照）。高麗では、恭愍王 15 年（1366）11 月、金逸・金龍を日本に派遣して倭寇禁圧を要請した。これに対して日本は、朝廷側からの回答はなく、幕府も僧梵盪・梵鏐を高麗に派遣したものの直答をさけ、天竜寺住持・春屋妙葩の返牒という形を採った。すなわち、公式回答は避けたのである。

その後しばらくは倭寇の高麗への侵攻回数は減少したが、恭愍王 23 年(1374)より再び侵攻は増加し、辛禑王の時代に絶頂期に達した。つまり、倭寇の明への侵攻回数の減少に反比例して高麗への侵攻回数は爆発的に増え続けて、高麗王朝の命運にも関わる問題となっていったのである。

これらの事実を踏まえて、前述した洪武 13 年（1380）の「日本國王」に対する洪武帝の遣書、洪武 14 年（1381）に洪武帝が「日本國王」と「征夷将軍」宛に礼部尚書に出させた威嚇書状を見てみると、

> 君臣非道。四擾鄰邦。前年浮辭生釁。今年人來匪誠。問其所以果然。欲較勝負於戲。渺居滄溟。罔知帝賜。傲慢不恭。縱民爲非。將必自殃乎。（『太祖實録』巻 134）

> 日本國王良懐。遣僧如瑶。貢方物及馬十匹。上命却其貢。仍命禮部移書。責其國王。（中略）但知環海爲險。限山爲固。妄自尊大。肆侮鄰邦。縱民爲盜。（中略）復移書。責日本征夷将軍曰。日本天造地設。隔崇山限大海。語言風俗殊。俾自爲治。（中略）群臣又奏曰。今日本君臣。以滄海小國。詭詐不誠。縱民爲盜。四寇鄰邦。爲良民害。（中略）今日本邇年以来。自誇強盛。縱民爲盜。賊害鄰邦。若必欲較勝負。辯強弱。恐非将軍之利也。将軍審之。（『太祖實録』巻 138）

とあり、下線部の「四擾鄰邦」「肆侮鄰邦」「四寇鄰邦」「賊害鄰邦」という部分は、洪武帝が自国に対する倭寇侵略よりも「鄰邦」すなわち高麗に対する倭寇侵略を非難していると考えた方が妥当ではないかと考える。

ここで目を当時の明麗関係に転じると、洪武帝は高麗に対して、洪武 3 年（1370）、洪武 6 年（1373）と倭寇禁圧要請を出している。そして高麗は、洪武 6 年（1373）11 月、倭寇禁

圧の武器として、明の中書省に火薬の頒賜を請うた。洪武帝は中書省の強い反対を退けて、洪武 7 年（1374）にこれを許可した[5]。この一連の政策で、自国の倭寇禁圧もさることながら、洪武帝が積極的に高麗の倭寇禁圧政策を援助していることが伺われる。そしてその理由は、洪武帝が高麗に内政の安定と明への事大主義を望んだからだと考えられるのである。では、何故ここまでして洪武帝が高麗の内政安定と明への事大主義を望んだか。筆者はここで、当時、北元の左翼勢力をなした遼陽行省納哈出（ﾅﾊﾁｭ）の存在に注目したい。恭愍王 19 年（洪武 3・1370）5 月、明から帰国した成准得が恭愍王にもたらした洪武帝の璽書に、

> 今胡運既終。沙塞之民。非一時可統。而朕兵未至遼瀋。其間或有狂暴者。出不爲中國患。恐爲高麗之擾。況倭奴出入海島十有余年。王虚実。豈不周知。皆不可不慮也。
> （『高麗史』42、世家巻第 42）

とある。この「其の間に或いは狂暴なる者有り」とは納哈出のことを指している。洪武帝は納哈出の存在が明よりも高麗にとって国を乱すもとになり、またその上、倭寇にも苦しむ高麗を危惧しているというのである。しかし実際には、納哈出は高麗よりも洪武帝にとって大きな問題であった。そして納哈出対策として高麗を味方につけることは、洪武帝にとって是非とも必要な外交政策であった[6]。

納哈出はチンギス＝ハーンの功臣であった木華黎（ﾑｶﾘ）の子孫で、代々遼東地方を支配していた。元末に明将常遇春の捕虜になったが、放たれて帰国すると、瀋陽を根拠地にして勢力を拡大した。そして、元朝マンジュリアにおける最高指導者として、北元 2 代目の脱古思帖木児（ﾄｸｽﾁﾑｰﾙ）にも期待されていた。納哈出と高麗の接触は、恭愍王 11 年（至正 22・1362）2 月に遡る。納哈出は前雙城惣管趙小生の手引きで高麗に入寇したが、李成桂によって撃退された[7]。その後、納哈出は和親政策に転じ、元朝滅亡の前年の恭愍王 16 年（至正 27・1367）より高麗に使者を派遣し、方物を献じた。洪武帝は納哈出を警戒し、しばしば使者を派遣し、招諭したが失敗に終わった[8]。

Ⅲ. 高麗の外交政策

１. 恭愍王時代の外交政策

高麗は恭愍王 18 年（洪武 2・1369）7 月より「洪武」の年号を用いた。しかし、明の冊封体制下に入ってからも、依然国内には「向元派」といわれる官僚が存在し、塔思帖木児（ﾀｽ･ﾁﾑｰﾙ）[9]を担ぎ出したり、瀋王篤朶不花（ﾄｸﾄﾞﾌﾞｶ）[10]を擁立しようとした。これに対する「向明派」は、恭愍王代以後、科挙によって官界に進出した新興の朱子学者階層が中心であった。彼らは朱子学の事大主義の思想に立って、明朝に従うことが高麗の正道であることを主張したのである。

「向明派」と「向元派」は、次の 2 点において厳しく対立していた。第 1 点は、王侯・貴族による農荘の拡大である。農荘の拡大は、国家が直接支配する土地を減少させ、国家財政を不安定にした。またこの結果、本来国家から支給されるべき土地・俸給が貰えない官人は、

生活が成り立たず深刻な問題となった。そこで、(1)農荘の争奪を目的とする対立、(2)農荘を持てない下級官人の不満が問題となってきた。こうした中で、新興儒臣の「向明派」は田制の改革を唱えたのである。第2点は、仏教政策である。高麗では国家主催の仏教行事が財政に大きな負担をかけており、また新興儒臣は僧職者の堕落等を指摘して、廃仏運動を展開するようになったのである[11]。

このように、「向明派」と呼ばれる人たちは、王侯・貴族・寺院による農荘拡大に対して不満を持っている官人層と、元朝から入った朱子学的思想によって、明への事大主義をとろうとする新興儒学者達の連合勢力であった。それに対して「向元派」と呼ばれる人たちは、自分たちの既得の土地財産を守っていこうとする保守貴族層であった。

筆者は、この両派の争いの中で洪武帝のとった2点の高麗政策が、「向明派」の勢力拡大に大きな影響を及ぼしたことを指摘したい。その第1が、前述した恭愍王19年（洪武3・1370）5月、明より帰国した成准得が恭愍王にもたらした璽書である。この璽書には納哈出と倭寇対策に関する事柄の他に、高麗の仏教保護政策に対する洪武帝の戒告が書かれている。その戒告とは、洪武帝が自己の僧侶体験から、仏教が国政に役立たないことを恭愍王に諭したものであった[12]。この洪武帝の璽書は、高麗の新興儒臣達の仏教排斥運動に拍車をかけ、「向明派」勢力伸長の大きな助けになったと考えられる。第2は、成准得によって洪武帝の璽書がもたらされた翌月、すなわち、恭愍王19年（洪武3・1370）6月、洪武帝が禮部主事栢禮、侍儀式舎人卜謙の2人を高麗に遣わして、科挙の程式を示したことである[13]。中国においては、冊封体制下の諸国に対して、中国王朝の科挙を受験できる恩典を与えてきた。しかし、元朝ではそれがほとんど実施されなかった。漢民族王朝として元朝にかわった明が、その恩典を自国の冊封体制下の高麗に与えたことは、これまた高麗の新興儒臣達の向明化に大きな影響を与えたに違いない。

2.恭愍王殺害と明使殺害事件

洪武5年（恭愍王21・1372）11月、納哈出は明の遼東経営の拠点であった牛家荘を襲撃した。その襲撃により、明は兵士5000人、食料10万余石の被害を受けた。この事件の際、高麗は納哈出との通謀の形跡があったとして、洪武帝の怒りを買うことになった[14]。しかし、洪武帝から高麗への強い問責があったものの、前述したように洪武7年（恭愍王23・1374）には、倭寇禁圧の為の火薬の頒降が、中書省の反対にもかかわらず、洪武帝によってなされた。このことは、明麗関係が完全に決裂状態になったわけではないことを示している。しかしこの後、恭愍王が殺害され、その上明使殺害事件が起きるに及んで、洪武帝は態度を急速に硬化させる。

恭愍王23年（洪武7・1374）4月、禮部主事林密、孳牧大使蔡斌が明より派遣されてきて、中書省の咨を伝えた。それには

欽奉聖旨。已前征進砂漠。爲因路窵遠。馬匹多有損壊。如今大軍又征進。我想。已前元朝曾有馬二三萬。留在耽羅。牧養孳生儘多。中書省差人。將文書去。與高麗國王説得知

道。教他將好馬揀選二千匹送來。(『高麗史』44・世家巻第 44)

とあった。耽羅(済州島)では元の世祖クビライが、日本攻略のために多くの馬を飼育していた。洪武帝が耽羅の良馬 2000 匹を要求してきたのは、これより 4 年前の恭愍王 19 年(洪武 3・1370)7 月、恭愍王が三司左使姜師贊を明に遣わし、耽羅について以下のように奏上していたからである。

將前朝太僕寺・宣徽院・中政院・資政院所放牧馬匹騾子等。許令濟州官吏照依元籍。責付土人牧養。時節進獻。其達達牧子等亦令本國撫爲良民。則於聖朝馬政之官。豈無小補。(『高麗史』42・世家巻第 42)

洪武帝にとって、北元征伐のための良馬は絶対必要であったので、恭愍王の申し出に対して使者を送ったのである。ところがここで思わぬ事件が発生した。恭愍王 23 年(洪武 7・1374)9 月、恭愍王が宦官崔万生・洪倫によって殺害されてしまった。その上、11 月には遼東の開州站で、護送官金義が帰国する明使蔡斌父子を怨恨から殺害し、納哈出のもとに逃亡したのである[15]。こうして一挙に悪化した明麗関係の下で、辛禑王を擁立し、高麗政権を牛耳ったのは李仁任であった。

3.李仁任の外交政策

恭愍王薨去の際、辛禑王擁立をはかる李仁任に対抗して、賛成事安師琦が北元にいた瀋王篤朶不花(ﾄｸﾄﾞﾌﾞｶ)を担ぎ出そうとする陰謀が発覚した。いわば「向元派」の巻き返しである。安師琦がこの事件の黒幕であることは、北元より帰国した朴思敬が明徳太后に納哈出の言を伝えたことから発覚した。すなわち、

判事朴思敬自北元還。白太后曰。納哈出謂臣言。爾國宰相遣金義謂云。王薨無嗣。願奉瀋王爲主。故帝封爲爾主。若前王有子。朝廷不遣瀋王也。(『高麗史』126・列伝巻第 39)

とある。そして「宰相」安師琦の陰謀は露見し、彼は自殺した[16]。

高麗は、恭愍王の喪を告げるため、恭愍王が殺害された年の 12 月に判密直司事金湑を北元に、翌年の正月には判宗簿寺崔源を明に派遣した。明には諡と辛禑王の承襲をも請うた。こうした李仁任の外交政策は、「向明」でも「向元」でもなく、恭愍王以来の対明事大主義の継承を意図していた。しかし、彼自身は保守的貴族層の出身であり、田制改革を進めようとする「向明派」とは反対の立場にあった[17]。また、辛禑王擁立の立役者としては、北元が推す瀋王篤朶不花を高麗に入れるわけにもいかなかった。そこで当面は「両面外交」を行うしかなかったのだろう。恭愍王暗殺、明使殺害後の高麗政権の様子は、

恭愍被殺。金義殺使。國人恟恟。不敢通使朝廷。(『高麗史』117・列伝巻第 30)

とあり、李仁任は明使殺害に対する洪武帝の怒りを恐れて、積極的な向明政策を行えずにいた。このように高麗の外交政策が揺れ動いているとき、北元からの使者がやってきた。それに対し李仁任は、再度北元に事えようとして、使者を迎え入れようとした。このような李仁任の外交政策に対して異論を唱え上書したのが「向明派」の鄭夢周等である。『高麗史』117・列伝巻第30には、

大明龍興奄有四海。我上昇王灼知天命。奉表稱臣。皇帝嘉之封以王爵。

とある。この上書に対して、

不欲激怒北方。以緩師也。(『高麗史』117・列伝巻第30)

と李仁任は答えた。この李仁任の言は、彼の外交政策を端的に言い表している。積極的に北元に付かず、まずはその矛先をかわそうとする日和見外交であり、「向明派」には我慢できなかった。そこで李仁任は、鄭夢周をはじめとする反対派を次々に左遷していった[18]。
しかし鄭夢周の上書に、

若興問罪之師。水陸並進。國家其將何辭以對之乎。(『高麗史』117・列伝巻第30)

とあるように、洪武帝が「問罪」の兵を高麗に派遣する恐れは充分にあった。そこで李仁任は、辛禑元年(洪武8・1375)1月、判宗簿寺事崔源を金陵に派遣して喪を告げ、恭愍王の請諡および辛禑王の承襲を請うた。しかし、高麗の弁明は全く通じず、崔源やそれ以後の遣明使は明に拘留されたままになった。このような明麗関係の険悪化に対して、高麗と北元との関係は非常に親密度を増していった。

4.高麗と納哈出(ﾅﾊﾁｭ)との関係

辛禑2年(洪武9・1376)5月、辛禑王は北元の使者呉抄兒志(ｳﾁｬｵﾙﾁ)を厚遇し[19]、同年10月には、北元の兵部尚書孛哥帖木兒(ﾎﾞｶﾞ・ﾁﾑｰﾙ)が中書右丞相擴廓帖木兒(ｺｺ・ﾁﾑｰﾙ)の書をもたらした。『高麗史』133・列伝巻第46には、

玆者所抄兒志至。深陳彼情。以爲寔不悖徳。遣又知伯顔帖木兒有子牟尼奴在。國人見推領務。夫朝廷之爾國。義則君臣。恩則婚媾。當其命王之意。正欲安全爾家。豈有偏於彼此。然令先君去世今已二年。脱脱不花近在境上。北爾大朝。南隣朱寇。王子雖爲衆所服従。未有朝廷之命。窃料。彼中人心向背。亦各有半。而乃冥然莫醒。則謀事者。可謂未爲得計矣。

とあり、高麗は呉抄兒志(ｳﾁｬｵﾙﾁ)を厚遇したことで、牟尼奴(辛禑王)の存在を北元に知

らせることに成功したが、擴廓帖木兒（ｺｺ･ﾁﾑｰﾙ）は高麗の政情が向明か向元かに揺れているのを見抜き、瀋王脱脱（篤朶）不花（ﾄｸﾄﾞﾌﾞｶ）擁立を脅しの「切り札」として使ってきている。そして、

> 今料彼設若不帰大朝。亦當南事朱寇。則呑噬無厭。汝雖盡其事之之體。則彼之親汝安汝。未必能如汝心。掊爾財力。遷爾人民。改爾社稷。不知其何所不至矣。(『高麗史』133・列伝巻 46)

とあり、擴廓帖木兒（ｺｺ･ﾁﾑｰﾙ）の書状は「爾の財力を掊す」即ち、洪武帝の多額（耽羅の馬 2000 匹）の歳貢要求に苦しむ高麗の心情をまるで見抜いたような書面であった[20]。

しかし、前述の「又、伯顔帖木兒（恭愍王）の子、牟尼奴（辛禑王）の在る有り。國人推され領務するを知る」という擴廓帖木兒（ｺｺ･ﾁﾑｰﾙ）の書で、李仁任は北元に瀋王篤朶不花（ﾄｸﾄﾞﾌﾞｶ）擁立を諦めさせる好機と判断したのではないだろうか。すなわち、遅々として進まない「朱寇（朱元璋）」との関係はいったん置いて、まずは北元に辛禑王を承認させようとしたのであろう。その後、辛禑 3 年（洪武 10・1377）2 月、北元の冊命使として翰林承孛刺的（ﾎﾞﾗﾃ）が高麗に遣わされ、辛禑王は征東省左丞相高麗國王に任ぜられた。こうして李仁任は、北元に辛禑王を認可させ、「宣光」という北元の年号を使用することで、ひとまず「北の憂い」を取り除いたのである[21]。

ここで、高麗と北元の外交関係における納哈出の役割を再考してみたい。納哈出は北元の脱古思帖木兒（ﾄｸﾞｽﾁﾑｰﾙ）に、「元朝復活の切り札」として期待されていた。しかし納哈出自身は、元朝を復活させるという意識までは持っていなかったようである。そのことは、元の降将、胡昱の言からわかる。

> 江西布政使参議胡昱言。納哈出窃據金山。恃強爲患。元嗣君脱古思帖木兒孱弱不能制。納哈出名雖元臣。其寔跋扈。（中略）納哈出之爲人朕素知之。不過假元世臣之名。以威其衆爾然。(『太祖實録』巻 168)

この言から、納哈出の勢力は北元には統制できない、半独立的な存在であったことが窺われる。そして納哈出は、北元と高麗の中間にあって、忠実に両国の取り持ちをするのではなく、自らに都合の良いように両国を利用しようとしていたのではないか。すなわち、北元の権威を利用して明の遼東経略を阻止するために、高麗と手を結ぼうとしたと考えられるのである。このことは、高麗に北元の遣使と納哈出の遣使が、必ず併せてやってくることから想像できる。高麗は辛禑 3 年（洪武 10・1377）3 月、李子松を冊命の謝使として北元に遣わした。その後、同年 7 月、北元より宣徽院使徹里帖木兒（ﾁｬｸﾘ･ﾁﾑｰﾙ）が派遣され、明の定遼衛を挟攻することを持ちかけてきた。また同年 9 月、北元に派遣されていた姜仁裕の使者によって、納哈出から定遼衛を挟攻する督促状がもたらされた。納哈出の外交政策はまさに実を結ばんとしていた。しかしここに来て、事態はまたしても急転する。

５. 明麗関係の復活に至るまでの経過

高麗は北元の冊命を受けながらも、なお明との交渉は継続していた。

(1) 辛禑元年（洪武 8・1375）正月・崔源、3 月・判事孫天用、5 月・判典儀寺事全甫、6 月・孫君祐（『高麗史』133・列伝巻第 46）

(2) 辛禑 2 年（洪武 9・1376）正月・金寶生（『高麗史』133・列伝巻第 46)、9 月・天壽聖節を賀する使者、使者名は不明（『太祖實録』巻 109）

(3) 辛禑 3 年（洪武 10・1377）正月・恭愍王の諡号を請う使者、使者名は不明（『太祖實録』巻 111)、5 月・禮儀判書周誼等（『太祖實録』巻 112)、12 月・明年の正旦を賀する使者、使者名は不明（『太祖實録』巻 116）

しかしながら高麗の弁明は全く通じず、崔源やそれ以後の遣明使は明に抑留されたままになった。このように洪武帝の「拒否」にあいながらも休みなく遣明使が派遣された理由は、前述した李仁任の両面外交政策によると言える。

洪武帝は辛禑 3 年（洪武 10・1377）正月の高麗からの使者に対して、

> 而高麗國王王顓聞命。即偁臣入貢。斯非畏力也。心悦故也。其王諭誠數年。乃爲臣下所殺。又幾年矣。今始來請諡。將以假吾朝命。鎮服其民。且以其弑逆之跡耳。所謂非誠不可與也。前所留使者則歸之。(『太祖實録』巻 111)

と中書省の宰臣に勅した。この洪武帝の言は『高麗史』133・列伝巻 46 には、

> 禮部尚書朱夢炎。録帝旨。以我國人曰。（中略）不期高麗王顓即偁臣入貢。斯非力也。心悦也。其王精誠數年。乃爲臣下所弑。今又幾年矣。彼中人來請爲王顓諡號。朕思限山隔海。似難声教。當聴彼自然。不干名爵。前者弑其君。而詭殺行人。今豈遵法律。篤守憲章者乎。好禮來者歸。爾大臣勿與彼中事。如勅施行。

とあり、翌辛禑 4 年（洪武 11・1378）8 月に、明から帰国した周誼・柳藩によって辛禑王に伝えられた。『高麗史』の記事は前述の『太祖實録』の記事とほとんど同じであるが、洪武帝の言によると、彼は辛禑王よりも高麗の「彼中人」、即ち李仁任に不信感を持っているのである。しかし、明に抑留されていた高麗の使者が帰国を許されたことによって、高麗側では対明関係の改善チャンスと捉えた。その証拠として年号を明の「洪武」に復したのである[22]。筆者は高麗の対明関係改善の契機として、もう一つ重要な点を指摘したい。それは倭寇禁圧の使者として日本に派遣されていた鄭夢周が、九州探題今川了俊との交渉に成功を収めて帰国したことである。従来は、鄭夢周のような大官を日本に派遣してきたのは、高麗がよほど倭寇禁圧に苦しんだ結果であろうと解釈されていた[23]。しかし『高麗史』117・列伝巻 30 には、

池・李深忌之貶流彦陽。二年許任。便居往時。倭寇充斥濱海州郡。蕭然一空國家患之。嘗遣羅興儒使覇家臺説和親。其主将拘囚興儒。幾餓死。僅得生還。三年權臣嗛前事。擧夢周報聘于覇家臺請禁賊。人皆危之。夢周略無難色。及至極東古今隣利害。主将敬服。館待甚厚。

とあり、実際は、鄭夢周が李仁任の両面外交に真っ向から反対していたがために、権臣の池奫と李仁任に「前事」をひそかに恨まれ、危険な日本への使者として追いやられたのである。ところが李仁任の予想に反して、鄭夢周は使者としての任務を立派に果たした。辛禑 3 年（1377）7 月、帰国した鄭夢周は中央政界に復帰して「向明派」としての力を発揮して、その年の 10 月に年号を「洪武」に復したと考えられる。

辛禑 5 年（洪武 12・1379）3 月、前年 10 月に賀正使として明に派遣されていた沈徳符と金寶生[24]の両使が帰国した。その際、2 年前の辛禑 3 年（洪武 10・1377）12 月の高麗からの賀正使に対する洪武帝の勅書がようやく届けられた。『高麗史』134・列伝巻第 47 には、

若政令如前。嗣王不爲覊囚。則當依前王所言。歳貢馬千匹。差其執政。以半來朝。明年貢金一百斤。銀一萬両。良馬百匹。細布一萬。仍以所拘遼東之民悉送來還。方見王位真而政令行。朕無惑也。否則弑君之賊之所爲。将來奸詐並生。肆侮于我邊陲。将構大禍于高麗之民。

とある。ここで注目すべきは、洪武帝が高麗の「執政」の半数を来朝させようとしたことである。前述の「彼中人」といい、この「執政」といい、両面外交の李仁任に対する洪武帝の不信感は相当なものであった。しかし、洪武帝より高麗に歳貢の条件が出されたことによって、明麗関係も好転の兆しを見せた。ところが遼東の甜水站において、高麗に帰国する沈徳符と金寶生に同行してきた明使の邵壘と趙振が、明に逃げ帰るという事件が起こった。高麗が北元に文天式と呉季南を派遣したことを伝聞し、蔡斌父子の二の舞になることを恐れたからであった。すなわち、李仁任の両面外交政策が裏目に出てしまったのである[25]。

その後の明麗関係を『高麗史』より摘記してみる。

（4）辛禑 5 年（洪武 12・1379）10 月　高麗の李茂方・裴彦は、辛禑王・明徳太后の歳貢の軽減を請う上表文を明に提出しようとしたが、翌年 2 月登州で明の遼東郡司に阻まれる。

（5）辛禑 6 年（洪武 13・1380）4 月　高麗の尹周誼は明の遼東都司に陪臣の入朝の許容を請うが、捕らえられて金陵に連行される。洪武帝より詰責、歳貢（再掲示額）を請求される。（明年よりの常貢の例として、金 100 斤・銀 5000 両・布 500 匹・馬 100 匹）。

（6）辛禑 6 年（洪武 13・1380）12 月　高麗の權仲和・李海が、金 300 両・銀 10000 両・馬 450 匹・布 4500 匹を明に歳貢し、謚号・承襲を請う。しかし、貢が定額に満たないことから明の遼東都司に阻まれ、翌年 3 月帰国する。

（7）辛禑 7 年（洪武 14・1381）10 月　辛禑王は、金庾を賀正使として、李海を貢馬使（馬

933 匹）として明に派遣するが、明の遼東都司に阻まれ、12 月帰国する。

（8）辛禑 8 年（洪武 15・1382）4 月　辛禑王は、金庾・洪尚載・金寶生・鄭夢周・李海・裴行倹等（歳貢の金 100 斤・銀 10000 両・布 10000 匹・馬 1000 匹）を明に派遣するが、明の遼東都司に阻まれ、6 月帰国する。

（9）辛禑 8 年（洪武 15・1382）7 月　辛禑王は、柳藩を明の雲南平定を賀して派遣するが阻まれる。

（10）辛禑 8 年（洪武 15・1382）11 月　辛禑王は、鄭夢周・趙胖を賀正使として派遣するが、明の遼東都司に阻まれ、翌年正月帰国する。

以上のように高麗の使者は、辛禑 8 年（洪武 15・1382）11 月まで、ほとんど洪武帝の命を受けた明の遼東都司に入明を阻まれることになったのである。

（11）辛禑 9 年（洪武 16・1383）8 月　辛禑王は、金庾[26]を賀聖節使、李子庸を賀千秋節使とし、海路より金陵に派遣したが、2 使とも期日に遅れ拘留される。

（12）辛禑 9 年（洪武 16・1383）11 月　張伯が金陵より帰国し、明朝の禮部の咨を伝える。

その禮部の咨（対等な官庁間でとりかわす公文書）は以下の内容であった。

前五年未進歳貢。馬五千匹・金五百斤・銀五萬両・布五萬匹。一發将来。乃爲誠意。方免他日取使者之兵至彼。欽此。

明朝の禮部の咨を受けた高麗は、明の問罪の兵を恐れ、「前五年未進歳貢」を行うことを余儀なくされる。

（13）辛禑 10 年（洪武 17・1384）5 月　辛禑王は、金進宜を遼東に派遣し、馬 1000 匹を歳貢する。そして金銀は高麗国内に産出しないことを明の遼東都司に告げ、その数量の減額を洪武帝に請う。

（14）辛禑 10 年（洪武 17・1384）6 月　辛禑王は、張方平を金陵に派遣し、馬 2000 匹を歳貢する。

（15）辛禑 10 年（洪武 17・1384）7 月　辛禑王は、鄭夢周を賀聖節使として、李天禑を千秋節の祝賀をさせるために金陵に派遣する。恭愍王の諡及び辛禑王の承襲を洪武帝に請うが許されず。また辛禑王は、崔涓を明の遼東都司に派遣し、高麗国内産出の金銀は少ないことを理由に、馬を以て代償とすべきことを洪武帝に請う。洪武帝は馬 1 匹を銀 300 両、または金 50 両の代償とすることを許す。

（15）の鄭夢周の金陵派遣をめぐっては、『高麗史』117・列伝巻 30 に、

本國與朝廷多釁。帝怒将加兵于我。増定歳貢。乃以五歳貢不如約。杖流使臣洪尚載・金寶生・李子庸等于遠地。至是當遣使賀聖節。人皆憚行規避。最後乃擬遣密直副使陳平仲。

平仲以臧獲數十口賄林堅味。遂辭疾。堅味即擧夢周。禑召面諭曰。邇來我國見責朝廷。皆大臣過也。卿博通古今。且悉予意。今平仲疾不能行。乃代以卿。卿意何如。對曰君父之命水火尚不避。況朝天乎。

とある。陳平仲は遣明使を免れるために李仁任の腹心である林堅味に賄賂を贈った。その林堅味は向明派の代表である鄭夢周を推薦したのである。鄭夢周は辛禑 3 年に日本への倭寇禁圧の遣使に成功し、辛禑王の信頼を得て、政堂文學に任ぜられていた。鄭夢周は辛禑 8 年 4 月、11 月。そして辛禑 10 年 7 月と遣明使に任ぜられている。その理由は、李仁任一派としては敵対する向明派の鄭夢周を危険な明への賀聖節使に任命し、先の遣明使（洪尚載・金寶生・李子庸等）同様、明で拘留、または殺されることを期待してのことであろう。また、辛禑王自身には明確な外交方針はなかったと考えられるが、遅々として進まない明との関係修復について「大臣」李仁任一派の両面外交に不満を持っていた。そこで信頼する鄭夢周に託することが大きかったと考えられる。

明との関係修復をはかる高麗は、両府をして六品に至るまで金銀を供出させ、諸道に括斂して歳貢に充てた。また、恭愍王妃であった魯國公主殿[27]の金銀器までも供出した。

（16）辛禑 10 年（洪武 17・1384）8 月　辛禑王は、金進宜を遼東に派遣し、馬 1000 匹を歳貢する。

（17）辛禑 10 年（洪武 17・1384）閏 10 月　辛禑王は、李紘を金陵に派遣し、馬 1000 匹を歳貢する。この時点で、洪武帝との約束の歳貢は完了する。また、趙琳を賀正使として明に派遣する。

この結果、洪武帝も辛禑 11 年（洪武 18・1385）4 月、拘留していた高麗の使者金庾・洪尚載・李子庸・周謙・黄陶・裴仲倫等を放還し、朝聘を許可した。そして、同年 9 月、洪武帝は恭愍王に対する贈諡、及び辛禑王の承襲をようやく許可した。こうした明麗両国の関係改善の中で、洪武帝の高麗に対する宣諭に倭寇対策が出てくる。辛禑 11 年（洪武 18・1385）12 月、安翊・張方平が帰国して、次のような洪武帝の宣諭を伝えた。

今番将來的馬呵那里有我騎的。口説至誠心至誠。直甚麼事至誠呵。甚麼里顯至誠以物顯至誠。有事不得人何能事鬼神呵。（中略）又奉宣諭曰。恁那里倭賊定害。那不定害我。待將軍舩搶解倭賊。海島去徑直過海到那里。不知他那里水路。金州裝粮。過恁地境。著知路人指路。到那里搶解了呵回來。他來的口子裏㸃營守禦。（『高麗史』135・列伝巻 48）

洪武帝は、高麗が歳貢してきた馬質の悪さを非難し、高麗の朝貢姿勢の不誠実を非難した。しかしそれに続いて、倭寇問題に触れ、軍船を率いて倭寇を討伐するだけでなく、日本に渡って倭寇討伐をせよとの指令を下している。その指令は具体的であり、日本への航路が分からなければ金州で軍備を整え、航路を知る者を探して案内させよという。そして日本で倭寇討伐が終わったなら、高麗に帰って、倭寇の反撃に備えて狭い港湾で軍備体制を整えよとい

うものであった。しかし高麗にとって日本遠征は、元寇の悪夢を甦らせるものであった。このことは少し後の史料になるが、『高麗史』113・列伝巻第26・鄭地伝に、

> （辛禑王）十三年。地上書。自請東征。曰中國聲言征倭。若並我境分泊戰艦。則非惟支待爲艱。亦恐覘我虚實。倭非擧國爲盜。其叛民據對馬一岐諸島。近我東鄙。入寇無時。若聲罪大擧。先攻諸島。覆其巣穴。又移書日本。盡刷漏賊。使之歸順。則倭患可以永除。中國之兵亦無因而至矣。

とあり、直接日本遠征を行わない高麗に、明が日本遠征を公言しだした。これに対して鄭地としては、明の日本遠征は接待や遠征費用の工面、また、高麗側の内情が明に筒抜けになる。それよりは高麗のみで倭寇討伐の遠征を行った方が良いと上書したのである[28]。このことから筆者は、辛禑11年（洪武18・1385）12月の洪武帝の高麗に対する宣諭は、貢馬を含めて納哈出討伐に有利な外交政策を展開したい洪武帝が、信頼を置けない李仁任の外交政策に揺さぶりをかけるために、高麗の倭寇問題に理解協力するように見せようとしたのではないかと考える。

辛禑12年（洪武19・1386）7月、辛禑王が衣冠の制を請い、歳貢削減のために洪武帝に派遣していた鄭夢周が帰国した。鄭夢周は前年正月に出された洪武帝の勅諭を、禮部の咨としたものを持ち帰った。その勅諭には、

> 朕再與之約。削去歳貢。三年一朝。貢良驥五十匹。（中略）以此約爲驗。後至洪武二十四年正旦。方進如始。朕言不二。（『高麗史』136・列伝巻第49）

とあり、洪武帝は再度高麗に対して「３年１朝貢、良馬50匹」という歳貢関係を認め、5年ぶりに明麗関係が復活した。

６.外交復活後の明麗関係

ところが復活した明麗関係は永続きしなかった。洪武19年（辛禑12・1386）11月、安翊・柳和が高麗に帰国する際、洪武帝は5000匹の馬を買い上げるという宣諭を高麗に伝えた。これに対して高麗は翌12月、郭海龍を金陵に派遣し、

> 小邦所産馬匹不多。且又矮小。何敢受價。今來欽奉聖旨容。當盡力措辨。伏候明降。（『高麗史』136・列伝巻第49）

と言わせた。明の高麗に対する馬の買い上げは、恐らく翌、洪武20年に行われた納哈出討伐の軍馬にするためであったと思われる[29]。その後、同月、明の遼東都司より高家奴・徐質が高麗に派遣されてきた。そして、紅頭賊入寇の時[30]に高麗に避難した瀋陽の軍民4万余戸の明への返還と、馬3000匹を明が買い上げることを辛禑王に命じてきた。この明の命令に

対して、高麗の各官は、家人を遣わして瀋陽に馬を送って明に売却した。しかし、軍民 4 万余戸の返還については、辛禑王は偰長寿を辛禑 13 年（洪武 20）2 月に明に派遣し、

> 前元當己亥辛丑之歳。賊兵入遼東瀋陽之間。俘掠一空。分離四散。或有一二之來寓。安能四萬之得多。（『高麗史』136・列伝巻第 49）

と洪武帝に弁明し、358 人の避難家族のみを明に送還した。これに対して洪武帝は、同月、明から高麗に帰国する郭海龍に、禮部の咨と移咨を辛禑王へ持ち帰らせた[31]。その要旨は「高麗の外交態度は朕の意を体していない」と歎き、宗主国として高麗に接する意図はないと述べ、高麗の諜報活動を非難するものであった。せっかく両国間の外交が正常化しようとしている時に、洪武帝がこのような態度をとったのは何故か。末松保和氏は「この朝貢禁止も高麗の諜報活動を非難してきたのも納哈出討伐のためである」と論じているが[32]、筆者も同意見である。洪武帝は納哈出討伐に完全を期すため、高麗に貢馬を中心とする朝貢を許した。しかし、なお高麗と納哈出との関係に危惧を抱いていたために遼東を閉塞したかったのではないかと筆者は考える。

洪武帝の考えは、同年帰国した偰長寿によって高麗に伝えられる。まず洪武帝はこれまでの明麗関係の経緯を述べて、

> 你那裏合做的勾當打緊是倭子。倒不要別疑慮。只兀那鴨緑江一帯沿海。密匝匝的多築些城子。調些軍馬守住了。一壁廂。多造些軍舩。隄備百姓些福。至至誠誠的做著行呵。雖百萬兵也難近你。大抵人呵容易欺。神天難欺有。（中略）又宣諭聖旨曰。（中略）至誠誠的做些好勾當。密匝匝的似兀那羅州一帯。築起城子。多造些軍舩。教倭子害不得便好。（『高麗史』136・列伝巻 49）

と言ってくる。ここで洪武帝は「倭寇対策」こそが高麗の重要な政策であると説いている。しかし、洪武帝が高麗に羅州（全羅南道）一帯に築城し、多数の軍船を建造すべきであるというのは理解できるが、鴨緑江一帯の沿海に多くの城を築城し、軍馬を集め軍船を建造せよというのは、果たして本当に倭寇対策の為なのだろうか。確かに、倭寇が辛禑 5 年（洪武 12・1379）6 月、鴨緑江下流域の龍州、義州を侵寇した例[33]はあるが、それが唯一である。これは、倭寇対策に名を借りて、高麗に北の国境線を守らせ、納哈出の南下を防禦させるために洪武帝が打った布石であろう。

このような洪武帝の思惑を高麗はどう受け止めたか解らない。しかし高麗は、洪武帝からの馬 5000 匹の買い上げ命令を、辛禑 13 年（洪武 20・1387）3 月に 1000 匹、5 月に 3000 匹、6 月に 1000 匹というように遵守した。

納哈出対策のために高麗を利用した洪武帝は、洪武 20 年（1387）正月から納哈出討伐を開始し、7 月に遂にこれを下した。ここでまたしても洪武帝の高麗外交は一変する[34]。すなわち、辛禑 13 年（洪武 20・1387）11 月、洪武帝は完全な朝貢の禁止を高麗に告げてくるの

である。そして、辛禑14年（洪武21・1388）2月、前年に賀聖節使として入明していた偰長寿の帰国報告は、高麗が洪武帝に歳貢した馬、3年1貢の種馬50匹、明が買い上げた馬5000匹は使い物にならないというものであった。しかしこの件に関しては、洪武帝は5年ぶりに歳貢が復活したとき、「今、既に命を聴く。其の心、已に見る。宜しく再び之と約し、其の歳貢を削るべし。」（『高麗史』136・列伝巻第49）と、高麗の誠意を認めているのである。また3年1貢の馬もその時には却けていないのである。明が買い上げた馬5000匹が良馬でなかったとしても、駑馬は値段を減じて物で配給し、買い上げが終了する時には、辛禑王に冠帯を授けているので、今さら辛禑王にその非を責めるのは筋違いである[35]。このことは、是が非でも高麗との朝貢禁止を実行したい洪武帝の言いがかりであることは明白であった。

しかし、更に高麗を驚愕させたのは、明が高麗の領土であった鐵嶺以北を回収するという命令であった。鐵嶺は咸境・江原両道の境にあり、この地は恭愍王5年（元・至正16・1356）に、高麗が元より奪取した土地で[36]、明の要求を呑むことは到底出来なかった。

鐵嶺以北の回収命令より先、辛禑王14年（洪武21・1388）正月、崔瑩・李成桂等によって、李仁任一党が誅せられた。そして、かねてから明の高圧的な態度に不満を持っていた崔瑩の主張で、高麗の遼東攻撃が実行された[37]。この遠征軍を率いた李成桂は、朝鮮・中国の国境線である鴨緑江の中州にある威化島から軍を引き返した。この「威化島回軍」によって、崔瑩は配流され、辛禑王も廃位された。辛禑王の子である昌が立てられたものの実権は李成桂の手に帰した。高麗はその後、恭譲王を経て、李成桂の李氏朝鮮建国によって滅亡する。

結び

洪武帝の外交政策上、最重要課題は北元問題であった。特に、東遼河北方の金山で、半独立的な勢力を持った納哈出は、洪武帝の北元対策の鍵を握る存在であった。洪武帝は納哈出と高麗が手を結び、遼東半島を挟んで抗明戦線を作ることを一番恐れ、両者を懐柔する外交政策を展開したのである。

洪武帝は、高麗の向明派主流の新興儒臣たちが喜ぶような仏教保護政策に対する戒告や、高麗に科挙の程式を示して懐柔した。そして倭寇禁圧への協力は、最も高麗政権を明に引きつけるものであった。

ところが、洪武5年（1372）の納哈出の牛家荘襲撃で、洪武帝は高麗と納哈出が提携しているのではないかと危惧を抱く。その後、洪武帝の高麗（李仁任政権）に対する不信感は、恭愍王殺害、明使殺害で確定的になり、反対に高麗と納哈出とは急速に接近していった。また、洪武帝の納哈出懐柔策も上手くいかず、納哈出の懐柔は洪武11年（1378）で停止する。ここで再度洪武帝は、高麗を納哈出から引き離すための懐柔策に出た。それが、洪武12年（辛禑5・1379）3月に沈徳符・金寶生が帰国に際してもたらした洪武帝の聖旨であった。ところが、李仁任が北元や納哈出との両面外交を捨てきれずにいたのことから失敗に終わった。しかし、洪武帝はまだ明麗関係復活を断念する気持ちはなかった。それが、洪武13年（辛禑6・1380）の歳貢再掲示であった。洪武帝は両面外交を捨てきれずにいる高麗には、かな

りの援助外交を行わなければ、その外交を親明に一本化することは出来ないと考えた。そこで、表面上では遼東での朝貢却下という「ムチ」の政策を継続しながら、裏では高麗外交を明に向かせるための「アメ」の工作をおこなった。その裏面工作が対日外交政策である。即ち洪武13年の「不誠」を理由に「日本國王良懐」の使者を却け、また「日本國王」「征夷将軍」に対しての威嚇書状であった。当時、明への倭寇侵寇はほとんど無かったにも拘わらず、「隣邦」である高麗に対する倭寇侵寇が一向に減少する気配がないので、洪武帝はそれを「不誠」とし、非難したのである。

これに対する日本側の対応はどうであったか。洪武帝の威嚇書状に対する「懐良親王の返書」については検討の余地がある[38]。しかし、「懐良親王の返書」の内容が日本ではかなり広く知られていることから、洪武帝の威嚇書状の内容の方もある程度知れ渡っていたのではないか。特に倭寇を統制しえる九州探題今川了俊の耳には入っていたと考えた方が妥当である。高麗と今川了俊との繋がりは、倭寇禁圧の使者として来日した鄭夢周以来強く結ばれており、了俊は倭寇禁圧に積極的に動いていた[39]。今川了俊と明との接触については史料が見当たらず、言及することは難しい。しかし、恐らく了俊の頭の中には、高麗を通しての情報から、対明外交のことはあったはずである。直接ではないが了俊にとって、洪武帝の威嚇書状はかなりの圧力となり、そしてそのことが、洪武19年（1386）に明が日本と国交禁絶した後、高麗への倭寇侵攻回数が減少したことに繋がったと考えられる。また日本との国交禁絶は、高麗政権の外交姿勢が親明へ一本化したのを見て取った洪武帝が、林賢事件にひっかけて、既に用済みの日本との国交を禁絶したのである。こうした洪武帝の納哈出を睨んだ外交政策に照らせば、洪武20年に納哈出が降伏した後は、高麗との朝貢関係も「アメ」の政策をとる必要は無く、自己の遼東開拓・女真対策のために「ムチ」の政策一本に切り換えたのは当然の帰結であろう。

（註）

---

1 近年では、上田純一『足利義満と禅宗』(法蔵館、2011)、橋本雄『NHK さかのぼり日本史外交篇［7］室町“日本国王”と勘合貿易―なぜ、足利将軍家は中華皇帝に「朝貢」したのか』（NHK 出版、2013）、参照。

2 この時期の日麗関係史の研究では、李領『倭寇と日麗関係史』(東京大学出版会・1999)、参照。

3 佐久間重男「明初の日中関係をめぐる二、三の問題―洪武帝の対外政策を中心として『日明関係史の研究』吉川弘文館・1992 に所収、60～61 頁」、今枝愛真・村井章介「日明交渉史の序幕―『明国書並明使仲猷祖闡・無逸克勤尺牘』を中心に一」(『東京大学史料編纂所報』11 号・1977、村井章介『アジアの中の中世日本』校倉書房・1988 に所収、246～247 頁)、参照。

4 拙稿「洪武帝期・日中関係研究の動向と課題」(『東洋史訪』第 2 号・兵庫教育大学東洋史研究会・1966)、拙稿「明使仲猷祖闡・無逸克勤帰国以後の日明関係」(『東洋史訪』第 3 号・兵庫教育大学東洋史研究会・1997)、参照。

[5] 有井有徳「十四・五世紀の倭寇をめぐる中韓関係」(『高麗李朝史の研究』国書刊行会・1985 に所収)、参照。

[6] 池内宏「高麗末に於ける明及び北元との関係」(『滿鮮史研究』中世第三册・吉川弘文館・1963、所収)、末松保和「麗末鮮初に於ける対明関係」(『青丘史草』第一・私家蔵版・1965)、参照。

[7] 趙小生誘因納哈出。入寇三撒忽面之地。元季兵燹擄胡慮。納哈出有瀋陽之地。稱行省丞相。(『高麗史』40・世家巻第 40)

[8] 洪武帝の納哈出招聘は『國初羣雄事略』巻 12・海西侯納哈出によると、洪武 2 年 4 月、洪武 3 年 5 月、洪武 4 年 6 月、洪武 8 年、洪武 11 年 8 月、同年 12 月の計 6 回行われている。

[9] 徳興君塔思帖木兒は、忠宣王の庶子で恭愍王の叔父。

[10] 忠宣王の異母兄江陽公滋の子瀋王（モンゴル名・完澤禿）の孫で、常時、元に常住していた。

[11] 旗田巍『朝鮮史』(岩波全書・1951) 100～110 頁、田中健夫『倭寇—海の歴史—』(教育社・1982) 42～44 頁、参照。

[12] 佛之道幽微。三皇五帝之時未聞有佛。而天下大治。何也。(中略) 朕幼嘗爲僧。禅講亦曾参究。惟聞有佛而已。度死超生。未見盡験。古今務釋氏。而成國家者。實未之有。梁武之事。可爲明鑑。(『高麗史』42・世家巻第 42)。

[13] 遣禮部主事栢禮來。頒詔又遣侍儀式舎人卜謙來。頒科挙程式。(『高麗史』42・世家巻第 42)。

[14] 和田清「明初の滿州經略」(『滿鮮地理歴史研究報告』第 14・1934)、参照。

[15] 池内宏『滿鮮史研究』中世第三册（吉川弘文館・1963）273～281 頁、参照。

[16] 註 15 書及び前掲末松保和「麗末鮮初に於ける対明関係」(『青丘史草』第一・私家蔵版・1965)、参照。

[17] 旗田巍・前掲書では、李仁任・崔瑩を向元派、鄭夢周・鄭道傳を向明派としている（108 頁)。

[18] 時北元遣使賜詔。權臣李仁任・池奫。議迎其使。夢周與文臣十數人上書曰。(中略) 今北使之來。議遣大臣禮接境上。乃日不欲激怒北方。以緩師也。夫元氏失國遠來。求食冀得一飽以延須臾之命。名爲納君。實自利也。絶之則示我之強。事之則反驕其志。其欲緩師。實速之也。(中略) 伏惟殿下斷自宸衷。執元使収元詔。縛呉季南・張子温幵金義帯行之人送至京師。則曖昧之罪不辨自明。乃約與定遼衛養兵。待變聲言向元。則元氏遣種歛迹遠遁。而國家之福無窮期矣。池・李深忌之流彦陽。(『高麗史』117・列伝巻第 30)。恭愍王薨去の遣明使派遣を強く李仁任に要請した鄭道傳、朴尚衷等も流された（『高麗史』126・列伝巻第 39 参照)。

[19] 呉抄兒志は、高麗史には官職名がなく、正式な北元の使者かどうか疑わしい。しかしながら、李仁任が厚遇したところに「北の憂い」を取り除こうとする彼の意図が感じられる。

[20] 和田清「擴廓帖木兒の死について」(『史学雑誌』44-12・1933)、参照。洪武帝と高麗の済州島をめぐる政策については、拙稿「洪武帝期の対外政策考—済州島に焦点を当てて—」(『東洋史訪』第 4 号・兵庫教育大学東洋史研究会・1998)、参照。

[21] 前歳。伯顔帖木兒没。爾衆以繼承之典。上章有司。而不言有子。國家恤彼宗祀廢殞。乃簡爾族之良。是以有脱脱不花之命。今者來言。伯顔帖木兒有嗣。牟尼奴在。故遣使往問。而祖母洪氏請章偕至。夫父死子繼。古今之通誼也。在理苟安。何難改作。今以牟尼奴爲征東省左

丞相高麗國王。（中略）始行北元宣光年號。（『高麗史』133・列伝巻第 46）。

[22] 末松保和・前掲論文、参照。

[23] 田中健夫・前掲書 39～40 頁、川添昭二『九州の中世世界』（海鳥社・1944）187 頁、参照。

[24] 辛禑元年（洪武 8・1375）に派遣され、明に拘留されていた崔源の赦免に対する謝恩使。

[25] この間の北元及び納哈出との往来は、下記の通り。

（1）1379 年（辛禑 5・洪武 12）6 月、北元より「天元」と改元するとの使者。納哈出も文哈剌不花を派遣する。

（2）同年 7 月、永寧君王彬を派遣し、改元を賀す。

（3）同年 12 月、納哈出の遣使。鷹・羊を贈る。

（4）1380 年（辛禑 6・洪武 13）正月、永寧君王彬帰国する。

（5）同年 2 月、北元、禮部尚書時剌間を派遣し、辛禑王に大尉を授ける。

（6）同年 3 月、高麗、文天式を派遣し、册命を謝す。

（7）同年 7 月、北元、赦を頒す。納哈出も遣使してくる。

[26] 金庾は、恭愍王―辛禑王代の人。恭愍王朝に紅賊を討ち、また徳興君にくみせず、辛禑朝に明に使いし、恭愍王の弑殺は李仁任の謀略と告げて流罪となり、帰国後も流罪に処せられ、1386 年に配所で卒した。

[27] 魯國公主は恭愍王の正妃。

[28] 李領・前掲書 125 頁、170 頁、参照。また、実際に 2 年後の辛昌元年（1389）2 月、慶尚道元帥朴葳に倭寇の本拠地の一つである対馬を攻撃させている。

[29] 末松保和・前掲論文、参照。

[30] 恭愍王 8 年（1359）、恭愍王 10 年（1361）の 2 度にわたって入寇してきている。

[31] 禮部咨曰。奉聖旨。朕嘗與諸蕃國王懋以誠信相孚。與高麗來使云。將段布馬五千。今使者來乃言。邦微産寡。物不敢進。財不敢受。願進五千。嗚呼高麗不能体朕之至意。以朕倣前代以逼人。若此者。朕所不爲。爾禮部。速報國王。知仍前以物互市。凡匹馬布八匹・段二匹。不分官民。永爲交易之道。禮部移咨曰。欽奉聖旨。高麗隔海限江。風殊俗異。以夷夏論之。本等東夷。實非中國所治。天造地設。三面負海以爲險。余者憑山以爲固。從古至今。人民蕃息。（中略）云何量彼必有始而無終。若往來之久。釁隙由是而生。其根民之禍。莫甚於此。去歳金通事。泛海潛入浙民間。今年任通事。密通京師瞽者。探聽事情。噫此計此量。豈是彼此相安之道。且昔所需歳貢難不如約。方如約即訴難。朕推誠准其難。悉去之。微需馬種。以固其誠。其数五十。此前之貢。二十分之一。以金銀布匹共論之。止該百分之一耳。今以一分之物至。観美悪験其誠。則物見人心矣。若此之爲必欲取信相安於攸久。未見其美也。莫若令彼自爲声教。不必往來。（『高麗史』136・列伝巻第 49）

[32] 末松保和・前掲論文、参照。

[33] 李領・前掲書、251～252 頁。

[34] 末松保和・前掲論文、参照。

[35] 池内宏『滿鮮史研究』中世第三册（吉川弘文館・1963）318 頁、参照。

[36] 池内宏「高麗恭愍王の元に對する反抗の運動」「高麗辛禑朝に於ける鐵嶺問題」（『滿鮮史研究』中世第三册・吉川弘文館・1963）参照。

[37] 崔瑩は「向元派」と思われがちである。出身からすると、保守貴族層に属するが、財欲も名誉欲もなく、「一武将」、「一愛国者」というのが崔瑩像であって、その愛国的精神か

ら洪武帝の対高麗強圧政策に反感を持っての遼東攻撃であったと考えられる。

[38] 藤田明『征西将軍宮』(東京宝文館・1915) 446 頁、辻善之助『(増訂) 海外交通史話』(内外書房・1930) 302 頁、秋山謙蔵『日支交渉史研究』(岩波書店・1939) 453 頁、石原道「日明、琉明国交の開始 (上)」(『日本歴史』201・1965)、栗林宣夫「日本国王良懐の遣使について」(『文教大学教育学部紀要』13・1979)、佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館・1992) 75 頁、拙稿「明使仲猷祖闡・無逸克勤帰国以後の日明関係」(『東洋史訪』第 3 号・兵庫教育大学東洋史研究会・1997) 参照。

[39] 『高麗史』133・列伝巻 46、辛禑 4 年 (1378) 6 月に、「日本九州節度使源了俊。使僧信弘。率其軍六十九人來。捕倭賊。」とある。

【論文】

「4 コママンガ」・「歌」・「擬人化」を取り入れた 教員養成課程における歴史学習 ―非対面型授業における教育的効果と課題―

井上　敏孝

1　はじめに

本研究は、教員養成課程に在籍する学生を対象とした非対面型の遠隔授業で取り入れた授業方法の教育的効果と課題について明らかにするものである。具体的には著者が教員養成大学で非対面型の遠隔授業で実施した「外国史特講」の授業内で試みた方法について取り上げ、その方法の教育的効果や課題について考察を行う。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度「外国史特講」は遠隔授業での実施となった。そこで著者は、教員養成課程に在籍する学生を対象とした歴史学を学ぶ授業において「4 コママンガ」・「歌」・「擬人化」という視点を組み込んだ授業を開発し、実践を試みた。先行研究に関しては、「教員養成大学における非対面型の遠隔授業の成果と課題」を明らかにした研究は多くないが、成果と課題を整理すると以下の通りとなる。

①大学における授業で 4 コマ漫画づくりを活用した授業実践の成果をまとめた研究としては、成川友崇・寺岡丈博・上林憲行「4 コマ漫画における情報の表出化を利用した学習方法の提案とその支援サービス」[1]や太田雄久「理科の見方を働かせる小学校理科授業の提案―時間的な視点で捉える状況を作る―」[2]がある。いずれの研究も明らかにしているのは、初等教育機関における授業で表現活動の一環として 4 コママンガ制作を取り入れた際の成果と課題である。したがって教員を目指す学生を対象とした大学授業で 4 コマ漫画を取り入れその教育的効果を明らかにしようとした研究は、歴史学習の分野においてはもちろんのこと、それ以外の分野における研究においても限定的であるといえる。加えて歴史学習に歴史マンガ等のメディア教材を活用している海外の事例を取り上げた研究としては、日本教科教育学会『教科とその本質―各教科は何を目指し、どのように構成するのか―』[3]がある。ただし同研究も海外の等の事例を紹介しているに過ぎないことから、採り入れたことの影響や効果については、分析対象とされていない。

②大学授業において、歌作りを課題とした授業実践例としては、横井一之・松本亜香里「フィンランド語の童謡を日本語で理解する指導についての試み―保育環境論での替え歌作りの実践より―」[4]がある。同研究では、保育士を目指す学生を対象とした授業において外国の歌を日本語の歌詞に置き換えて、替え歌づくりを行うことの授業実践例が取り上げられている。しかしながら同研究で分析されているのは、外国の作品を日本語に置き換えるということに目的が置かれているため、既習あるいは新たに調べた事象を表現する方法の一環として、さらには歴史学習における歌作りの効果等については分析がなされていない。したが

って、本研究で明らかにすることを目指す教員養成課程における授業で実践の成果と課題については、見ることはできない。

③「擬人化」については、教育の分野における「擬人化」に関する研究としては、南敦「比喩や擬人化を取り入れたモデル図で考えの表現を」[5]や小林好和「授業場面における理解過程に関する研究(6)文学作品を用いた教授・学習過程について」[6]や吉川直志・磯村梨奈・尾崎真帆・沖柚希・向井風夏「小学校理科の主体的学びによる理解方法としての擬人化体感学習」[7]や下木戸隆司「初等教育における擬人化について」[8]がある。

以上の先行研究においては擬人化の効用と弊害について取り上げるとともに、教育現場における活用方法について明らかにしている。ただし分析対象とするのは、小学生であり、大学生に対する授業実践における効果等については分析がなされていない。

そこで大学生を対象とした研究では、湯浅将英「擬人化キャラクタを用いた雰囲気生成とインタラクションシステムへの応用」[9]等を挙げることができる。本研究では擬人化キャラクターを用いることで、コミュニケーション能力の向上やソーシャルスキルの獲得に与える影響について分析がなされている。

さらには教員養成課程に在籍する学生を対象とした研究としては、黄宏軒、伊田侑起、山口耕平、川越恭二「仮想学級を用いた教員志望者の練習環境の検討」[10]や黒田圭介、宗建郎「調査結果を「ゆるキャラ」作成でまとめる小学校生活科教育に主眼を置いた地理巡検実践報告」[11]等を始めとした研究を挙げることができる。前者の研究は、将来教員を目指す学生を対象に、自己肯定感の向上や「ストレスに対するしなやかな強さ」を身に付けるといったレジリエンスの獲得を目的とした授業実践の成果と課題をまとめたものである。後者については、報告方法の一つとして擬人化キャラクターを作成することの効果について明らかにした内容となっている。

しかしながら歴史教育において擬人化の手法を取り入れ、さらには将来教員を目指す学生を対象とした授業において、その効果を明らかにした研究はこれまでなされていない。

以上のことから将来教員を目指す学生を対象とした歴史学の授業において、これまでに取り入れられてこなかった視点と授業方法を組み込んだ授業実践の成果と課題を明らかにする本研究の成果は、従来の先行研究の穴を埋める研究になると考える。

2　研究方法

(1)受講学生の概要

本稿で分析を行うのは、先述した通り令和 2 年前期に兵庫教育大学で実施した「外国史特講」の授業内容である。参加学生は兵庫教育大学社会系コース等に所属する学部 3 回生 27 名及び大学院生 1 名の、総勢 28 名であった。受講生の大半が小学校教員免許取得に加えて、中学校社会さらには高等学校地歴の免許状取得を目指していた。加えて初回授業時のアンケート結果によると“多面的な歴史を学びたい”“教科書等では学べない歴史について学

びたい”“地図や資料を活用して歴史を考察したり史料から歴史上の出来事が起きた理由などを分析する力を身に付けたい”“各国の史実をあらゆる視点で考える力を身につけたい”“世界史と日本史を横断的に学習する力を身に付けたい”“外国史を学ぶ理由”“外国史の学び方・伝え方を学びたい”“自分が授業をする際に、生徒が意欲的になれるような授業スキルを身に付けたい”等、歴史や歴史教育、さらには社会科等の教材作りや授業に活かせるスキルを身に付けたいという意見が見られた。このように参加学生は歴史学習に対する意識が高いとともに、当該科目に関する授業に意欲的な学生が多くを占めていた。

しかしながら、本年度の授業方法は履修予定の学生が抱える不安やネット環境の状況等を踏まえ、データダイエット等の観点から、リアルタイムでのビデオ会議といった対面型の遠隔授業を避け、非対面型の授業方式を採用することとした。ただし、データ使用料を抑制しつつも、参加学生が主体的かつ協働的に学べる機会を確保するとともに、授業構想のスキル向上を目指すうえで、同授業方式の特性を生かした授業方法を取り入れ実践することとした。

(2) 授業方法及びテーマ選定の理由

先述した経緯で実施を試みた本授業形式であったが、従来から非対面型授業では、次の点が課題とされている。

- 同じ空間内で場を共有することによって生まれる意思疎通やコミュニケーションが消失する。
- 学習する場としての緊張感を持続させるのが困難。
- 表情、態度、仕草などの細かな動作による理解度や共感度の把握が困難。といった点が課題とされていた[12]。
- これらの非対面型の遠隔授業を巡る課題に加えて、従来の大学における歴史学習の課題としては「歴史＝暗記ととらえることで、すでに苦手意識を持っている」ことが課題とされていた[13]。

以上の点について、本授業実践では、教育システムを活用したレビュー技法に加えて、「4 コママンガ」・「歌」・「擬人化」という視点を授業に組み込むことで、本授業実践に関して指摘されてきた従来の課題を乗り越えることを目指した。

そこで本授業実践で組み込むことを試みた「4 コママンガ」・「歌」・「擬人化」の概要と、期待される効果について以下で考察を試みたい。

(3) 4 コママンガの効果

平成 29 年告示中学校「社会」・平成 30 年告示高等学校「地理歴史」の学習指導要領、さらには 2022 年から本格的に実施される高校の「歴史総合」では、「現代に起こっていることを、歴史的・空間的に捉えること」が大事とされている[14]。そのために、身に付ける必要があるとされているのが「諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的にまとめる技能」「歴史に見られる課題を効果的に説明したり表現する力とされている[15]」である。

以上の 2 点を身に付けるにあたり、本授業実践では、学生が 4 コマ漫画を作成することで、次の 2 つの力について習得することができると考える。

一般的に 4 コマ漫画をつくることの効果として次の点が挙げられている[16]。

① 自分の考えをイラスト等を用いて表現することで、書き手と読み手の双方向で理解が深まる。
② 起承転結に基づいた構成力や表現力を身に付けることができる。
③ 分かりやすく・スピーディーに伝えることができる。
④ 写真や言葉では伝わりにくいニュアンスも伝わりやすくなる。

以上の効果を踏まえて、4 コマ漫画づくりを授業に取り入れることで、以下の教育効果を期待し、本授業実践において 4 コマママンガづくりを授業課題の一つに組み込むこととした。

① 歴史学習への意欲が向上する
② 様々な資料を比較・関連付ける
③ 日本と世界の動きを関連づけて、歴史の流れをつかむ(レリバンス)

（4）歌の効果

つづいて、歌について、本授業では、学生が選定した歴史的事象や人物等に関して、任意の曲に合わせた歌詞づくりを行うという課題を設定した。

表現方法の一つとして歌詞作りを行うことの効果として、先行研究では以下の効果やメリットがあると指摘されていた[17]。

① 文字数に制約があることで、思いや考え、イメージを発想しやすくなる。
② 写真を見たり、文章を読むよりも、詞を通して、その時代の空気感やイメージを感じ取ることができる。
③ 物の名前をズバリ入れるのではなく、比喩・たとえを歌詞に入れることで、何を意味しているんだろうと関心を呼び寄せることができる。
④ また、その物をもっと知りたいと思うようになる。

以上の①～④を社会科や歴史学習に置き換えると、下記の能力の獲得につながる活動になると考える。

① 諸課題について様々な史料や調査活動を通して情報を適切に調べ、まとめる技能
② 社会的・歴史的事象の特色や相互の関連や意味を多角的に考え、捉える、「見方・考え方」の習得
③ 課題を追及したり解決したりする活動や学びに向かう力の育成
④ 主体的な学び、深い学び

(5)擬人化の効果

最後に本授業において「擬人化」という視点を取り入れることについて述べる。方法は、参加学生が任意で選んだ歴史上の事柄や事件、国や人物等を選択し、その歴史的事象を擬人

化したイラストやキャラクターを作成することを課題とした。

そもそも擬人化とは、「比喩の一種で、人間でないものを人間にたとえて表現する方法。生物でないものに生命感をあたえたり、人間以外の生物に人間的感情をあたえて、いきいきとした詩や文を生みだす。」と定義されている[18]。

「擬人化」の効果として、大きく次の 6 点を挙げることができる。

① 親しみを持たせ、対象に関心を高める
② 対話形式を用いることで明確性を高める
③ ある種の表現に対する婉曲表現
④ 臨場感を出す
⑤ 客観性を出す
⑥ 諷刺、アレゴリー

以上の①～⑥についてそれぞれの具体例としては以下のものを挙げることができる。

① アンパンマン・きかんしゃトーマス・ヘタリア・はばタン・とっとこハム太郎・艦コレ[19]etc

② ヘタリア・『リラックマ学習ドリル 小学社会 47 都道府県』[20]etc

③ アース製薬の「ゴキブリホイホイ」パッケージ・フランス革命を題材とした絵画「民衆を導く自由の女神」[21]etc

④ 旧約聖書の「海がわれる」エピソード[22]etc

⑤ SEKAI NO OWARI「umbrella」の歌詞[23]

⑥ 日本の八百万の神・「一寸の虫にも五分の魂」・ビゴーの風刺画の中の魚(朝鮮)[24]etc

こうした具体例は一例になるものの、擬人化された作品や、キャラクター、絵画等、具体例を見ると、身近な生活だけでなく、「日本史とも外国史とも、深いかかわりがある」と指摘することができる。さらに擬人法の効果とされる①～⑥、「歴史を伝える・考える・学ぶときにも役に立つ」とも指摘することができると考える。

以上のことから「擬人化」したキャラクターを生み出すことは、以下の①～④の効果があると考える。

① 歴史上の人物や事象に興味・関心を持つきっかけになる。
② 思考力や判断力を駆使して表現する力がつく。
③ 様々な資料や情報を効果的に調べ・まとめる技能が身につく。
④ ①②③から「学びに向かう力」の育成につながる。

さらに「擬人化」を授業に取り入れることは、中学校や高校の歴史学習だけでなく、小学校の総合的な時間等でも効果があることが実証されている[25]。

また表現方法の一つとして擬人化を用いた作品としては、1902 年に上映された映画「月世界旅行」がある。同映画は、世界で初めてストーリー構成がある映画＆世界初の SF 映画とされており、その後日本でも「ポンキッキーズ」や「宇宙兄弟」、「ドラえもん」等々にも影響をあたえた作品となった。

この映画では、「月」を擬人化することで、「様々なメッセージ性を持たせることができる、表現の幅が広がるという効果をもたらした」とされている[26]。

以上のことから、本授業実践では、「擬人化」を歴史学習に取り入れることで、①歴史学習への意欲の向上や理解の深化、②歴史の見方・捉え方が深まる・広がる、③表現力やまとめる・伝える力が鍛えられる等の効果を発揮することを期待した。

3　授業実践について

本章では本授業実践の各回で実施した授業内容について列挙するとともに、各回に出した課題内容等についての考察を行いたい。

まず授業第 1 回目では本授業の流れや目的、評価方法等についてオリエンテーションを実施した。その際、「Live Campus」の「課題提出」機能を利用して課題の提出方法及び留意点等について説明を行った。また上述した通り、参加学生が本授業を通して学びたい内容や身に付けたいスキル等を尋ねるアンケートを実施した。初回の授業では履修学生の全員が「Live Campus」を通してアンケート等の課題を提出してくれた。

これを受けて本授業においては学生側が課題を提出後、速やかに提出された課題に対して教員側がコメント及び評価を書き込むこととした。具体的には「Live Campus」の教員コメントの機能を活用し提出された課題についてコメントを記入することで、課題提出後、なるべく即時にレスポンスを行い、課題に対する他者のコメントを学生が確認できるように心掛けた。

つづく第 2・3・4 回目において授業課題としたのが 4 コマ漫画づくりである。具体的には、第 2・3 回目では、4 コマ漫画の作成を課題とした。そのうち 2 回目では世界史をテーマとした既存の 4 コマ漫画の作品を参考に、一つの歴史的事象に関する 4 コマ漫画づくりを作成・提出することとした。具体的な手順は以下の通りである。

① (課題プリント内の)鄭和に関する 4 コマ漫画の例を参考にする。
② (課題プリント内の)POINT の内容を読む。
③ (課題プリント内の)白の枠に POINT の内容に関する 4 コママンガを作成する。

4 コマ漫画を書き込むシートについては、ワードでも手書きでも(課題プリント内の)白の枠を使っても、独自に作成したものを使ってもどちらでも可とした。

ちなみに第 2 回で参考作品として取り上げたのは、明朝時代、鄭和の海外遠征を説明した『4 コマ漫画オールカラー　4 コマでおぼえる世界史』[27]である。同作品を閲覧、参考にするとともに、事象に関して設定した解説(POINT)に沿った 4 コマ漫画の作成を実施した。同解説については以下の通りである。

【ＰＯＩＮＴ】

15 世紀はじめ、宦官の鄭和は永楽帝の命を受け、27,000 名の乗組員からなる大艦隊をひき

いて、7回にわたり南シナ海、ジャワ海、インド洋を結ぶ航海を行った。
現代、中国が進める一帯一路の航路は、鄭和が切り開いた航路とほぼ同じルートを辿る。また中国は航路の拠点となる港や港の建設に影響を及ぼしている[28]

ちなみに第 2 回目以降、学生が課題も提出する際は、いずれの回も次の 4 つの方法のうち学生のネット環境や ICT スキル等を踏まえて、提出が容易なものを選んで提出することを求めた。
①ワードで作成して、「Live Campus」で提出。②最後のページを印刷して、手書きしたものを写真に撮って、「Live Campus」で提出。③最後のページを印刷して、手書きしたものを写真に撮って、メールに添付して提出。④ルーズリーフや白い紙に、手書きしたものを写真に撮って、「Live Campus」あるいはメールに添付して提出。

第 2 回以降の各回で提出された全ての作品は、全て「Live Campus」の「共有ファイル」にデータをアップすることで、履修学生全員が閲覧可能となるようにした。第 2 回目の授業で学生が作成した作品の一例は図 1 の通りである。

第 2 回目の内容を踏まえて、続く第 3 回目では、前回の作品や他の学生の作品を参考に、一から外国史に関する 4 コマ漫画の作成を授業課題とした。具体的な課題内容は、以下の通りである。

① 4 コマ漫画にする歴史のテーマや内容を考える。
② 今の日本や世界で起こっていることと、歴史上の事柄とのつながりや日本と世界との歴史的なつながりを説明するような内容で作成する。Ex.コロナとペスト・コロナと後藤新平　etc
③ ①②で考えた内容を POINT 欄にまとめる。字数等は自由とした。

上述した通り第 3 回目で学生から提出された作品も、第 2 回と同様に「Live Campus」の「共有ファイル」にアップした。すると授業後に行ったアンケート等では、本時の作品を作成するにあたり、他の作品を参考に作成に当たった、他の学生の作品を見ることで、刺激を受けたといったコメントが少なからず見られるようになった。学生が自身の課題作成や学びを深めるために、他者が製作した課題について学生自身のタイミングでいつでも参考にできるという点は、遠隔授業ならではの協同的な学習の効果と見ることができよう。第 3 回目の授業で学生が作成した作品の一例は図 2 の通りである。

そして第 4・5・6 回目では、外国史をテーマに作詞をすることを課題とした。
具体的には第 4 回目の課題において、教員側が作成した例をたたき台に、既存の曲の歌詞をアレンジする練習を実施。そして第 5 回目で、外国史にまつわる内容で作詞を行うこととした。具体的な作成の手順は次の通りである。

① 好きな曲や歌詞を変えやすそうなテンポや曲調の曲を 1 曲選ぶ。
② 選んだ曲の歌詞を、外国史にまつわる歌詞に変える。既存の曲を参考にしても可。また、今ある歌詞を少し変えた歌や替え歌等になっても可。
③ 作った歌詞と、外国史との関りポイントについて書く。具体的には、どのような点が外国史と、つながりがあるか etc

作詞する際は、可能な範囲でフルコーラスの作詞を求め、難しい場合はサビの部分だけでも可とした。ただ、課題を提出した学生の 8 割以上がフルコーラスで既存の歌詞をアレンジし作詞を行っていた。本課題の提出に際しても、これまでの提出方法と同様とした。学生が作成した課題の 1 例は表 1 の通りである。

そして第 5 回目の内容を踏まえて、第 6 回目では提出された課題の対して他の学生によるレビューを行うことを求めた。具体的には、学生が作詞した外国史ソングを見て作品へのコメントを書き込むことを課題とした。レビューの手順は以下の通りである。

①担当表を見る。
②自分のコメント担当曲番号を確認する。(1 人当たり 2 曲を担当)
③Live Campus 内の「授業共有ファイル」→「外国史ソング一覧」のファイルを見る。
④担当曲(2 曲)の歌詞と外国史とのかかわりポイントを見る。
⑤第 6 回課題プリントに戻る。
⑤ 課題プリントの最後のページの「コメント書き込みシート」を見る。
⑥ 担当曲(2 曲)の歌詞と外国史とのかかわりポイントに対するコメントを書き込む。

以上の流れでコメントを書き込む際、いいポイントや、工夫されていると感じた点、具体的に書き込むことを求めた。レビューの提出については、「Live Campus」の「共有ファイル」機能を利用して学生から提出のあった作品にナンバリングを行ったうえで、「Live Campus」にアップし、学生は担当となった番号の作品についてワークシートの内容に沿って、閲覧、コメントを書き込むことを課題とした。

以上の方法を採用したレビューについて、全員の学生が担当の作品に対するレビューを実施し、一つ一つの作品に詳細なコメントを加えて課題を提出していた。また課題と同時に提出された授業への感想の中には、“担当以外の作品もレビューしたいと思った”“気になる作品やコメントしたい作品がたくさんあった”という前向きな意見や感想を述べる声があった他共に、実際の担当以上の作品に対してレビューを行いコメントを提出した学生も少なくなかった。

第 7・8 回目では歴史上の出来事や物、流れやつながり等を「擬人化」したイラストやキャラクターを考える。そのために、まず課題プリントの冒頭で「擬人化」の概要と、その効果、さらには教育現場における活用事例等について動画史料等を組み合わせて説明を行った。その上で、外国史にまつわる内容でキャラクターづくりを課題とすることを伝えた。
具体的な手順は、次の通りである。

① (課題プリント内の)見本を見る。
② 擬人化しやすいような歴史上のテーマや出来事を設定する。
③ 擬人化したキャラクターのイラストを描く。作成に当たっては、既存の作品や、4コママンガづくりや歌詞づくりの際に活用した内容を参考にしても可とした。
④ 描いたキャラクターの名前を書く。
⑤ キャラクターと、外国史との関りポイントについて書く。ex どのような点が外国史と、つながりがあるか etc

第 9 回目はそれぞれ、参加学生がそれぞれ擬人化キャラクターづくりを行い、課題を提出後、自分以外の 2〜3 作品についてレビューを行うことを課題とした。作品の一例は図 3 の通りである。レビューについては、第 7 回目の授業時に行った方法と同様の手順でレビューを実施することとした。

また第 10 回目はレビューで書き込みのあったコメントを列挙し、自分が作成・提出した作品に対して書かれたコメントへの返答・反応を課題とした。

するとレビューで書かれたコメントに対して、数ページにわたって丁寧な返信コメントを書き込む学生や、コメントで出た質問に対する答えを書き込む学生もいた。そして全体的に各自がもらったコメントに対して積極的に返答しようとする姿勢が垣間見えた。

以上の授業の流れで本講義を実施した。

4　成果と課題

本章では各回の授業終了後に行ったアンケートと授業最終回時に行ったアンケート・授業感想欄の記述内容等を分析することで、本授業の成果と課題について考察を試みる。

授業アンケートの記述内容については表 2 の通りである。

以上のアンケートの記述内容を見ると、これまでとは異なる授業形態の中においても、学生自身が創意工夫しながら、前向きに課題作成及び積極的に授業に参加できたとする意見が多くを占めていた。そして授業で習得した力や獲得したスキル等について、将来、教員となった際に具体的にどう活かしたい、あるいはどう活かせそうかについての記述も少なくなかった。

さらには、非対面型授業とした本授業実践において、協働的な学びあるいは協調的な学習となるよう組み込んだレビューに対する感想の中で「即時にレスポンスしなくていい分、課題や他の人の作品にじっくりと向き合い、コメントを考えることができた」という点は、非対面型の遠隔授業の利点といえよう。その一方で本授業では各学生が課題を提出し、提出された課題について他の学生がレビューを行い、そのコメントを課題作成した学生が受け取る・見るまでには、最低でも 1 週間近くの時間を要していた。課題に対するコメントや反応が返ってくるのにタイムラグが起こらざるを得ないという点は、課題を作成・提出後、改善あるいは修正というプロセスに時間がかかることでもあり、その点は同方式の授業形態の

課題ともいえる。
しかしながらレビュー等を通して他の学生等のコメントを見ることができることで、自身が提出した課題を振り返り・モチベーションアップにつながるという点は、学生のアンケートでも見ることができることから、学生自身もその効果を少なからず実感してくれていたと考えられる。さらにはレビューすることで、より歴史的事象に関する理解が進むとともに、学びを深める機会となったという意見からもレビューを通した活動が主体的で協働的な学びの一つの形となりうると指摘することができよう。
今季履修した学生の大半が各回の課題をすべて作成・提出してくれたとともに、全員が単位を取得した。

5　おわりに

ここでは教育養成課程に在籍する学生を対象とした歴史学の授業において、従来の授業方法とは大きく異なる環境で進めた授業実践の成果と課題について分析を進めてきた。
本研究で明らかにできた点は大きく 3 点である。
まず 1 点目は大学における歴史学習に「4 コマ漫画」「歌」「擬人化」という視点を組み込んだ授業を構想、実践することで、履修学生の学習意欲の向上に加えて、歴史認識や理解を深めることに少なからずつながることが明らかにできた点である。加えて以上の手法を用いることで暗記科目と捉えられがちな歴史学習に対する固定概念や意識を転換、歴史を学ぶ意義や目的を再確認することに一定の効果があることが、受講学生のアンケートからも垣間見ることができた。
2 点目は、非対面型の課題提出型の遠隔授業においても、レビュー機能を取り入れることで、学生の主体的で協働的な学びの機会を少なからず確保することができるという点である。この点は今後の対面授業あるいは、対面と遠隔授業を組み合わせた授業を行う上でも活用することができよう。
3 点目は、本研究の成果が、従来の歴史教育・教育方法等の研究分野における穴を埋める研究になったという点である。　授業実践の成果と課題について分析・考察を行った研究は、教員養成大学における歴史教育・非対面式における教育方法という 2 つの点において、従来の研究では明らかにされていない。
しかしながら本研究では明らかにできなかった点も少なくない。学生のアンケート記述にもあった通り、本授業実践内容を全面対面授業あるいは対面授業と一部遠隔授業とを組み合わせ授業方式で取り入れる際に、どのような点が採用可能で、どのような効果を発揮するかを今回明らかにできなかった点である。この点については、今後も同授業実践を重ね、多様な授業形式においても効果を発揮できるよう、内容をブラッシュアップするとともに、その効果を検証したいと考える。

表１　歌詞作りの作品例

原曲名	USA	会いたかった	Hello,Goodbye
歌手名	DA PUMP	AKB48	The Beatles
作成した歌詞・歌詞の説明	U-U-U.S.A.　U-U-U.S.A. (中略) 俺たちみんな英領　U.S.A. 植民地にされてた　U.S.A. 窮屈だった暮らし　U.S.A. 税金多すぎだった 数十年間支配 ずっとされてたようだ だけれど僕らは地球人 同じ星の旅人さ C'mon, baby アメリカ 俺たち自身で統治したいんだ (中略) C'mon, baby アメリカ 憧れてた国家独立を C'mon, baby アメリカ 叶えてやる 俺たちで (中略) とうとう英に反抗　U.S.A. 茶箱を投げ捨てた　U.S.A. イギリスめちゃ怒った　U.S.A. でも後悔はしてない パシフィック・オーシャン 一飛び ハートはいつも俺たちのもの 夢というグラス交わし 独立すること 誓うのさ C'mon, baby アメリカ フランスは俺たちの味方 C'mon, baby アメリカ 苦戦強いられる　独立戦争 C'mon, baby アメリカ イギリスの野郎をぶちのめす C'mon, baby アメリカ (中略) パリ条約を結んだ C'mon, baby アメリカ 記念すべきルーツ　独立 C'mon, baby アメリカ 憧れてた国家独立を C'mon, baby アメリカ 叶えたぞ 俺たちで C',,,C'mon, baby ×2	やっと着いた やっと着いた やっと着いた Yes! やっと着いた やっと着いた やっと着いた Yes! インド 帆船全力で風を きりながら海を渡る ルートは東廻り限定 アフリカを経由 三ヶ月かけて 喜望峰 ピンチはつきもの たったひとつこの航路 進め！ 一年後　踏みしめられた 待望の　インドの土を 欲しいのは スパイスなんだ 安い値で　やりとりさせて やっと着いた やっと着いた やっと着いた Yes! やっと着いた やっと着いた やっと着いた Yes! インド	土地制度　兵制度 注目して　唐の衰退を～ 見てく～ 租調庸制　と　均田制　府兵制 で　成り立っていた　唐前半～ 均田制　が　崩壊して 荘園制　税は両税法～ 戸籍～ 崩壊して～ 徴兵不可能　募兵制 やる気なしを　まとめてた 節度使～
	アメリカの 1775 年に起こった独立戦争からアメリカ独立に至るまでの歴史的経緯について	「バスコ＝ダ＝ガマが 1498 年、1 年かけてアフリカ大陸南端の喜望峰を経由してインドに到達する航路を開拓し、ヨーロッパで肉料理などに用いられる香辛料を直接貿易する事を実現させた。」をテーマにして歌詞を考えた点。	唐の衰退には、土地制度・兵制度の崩壊が大きく関わっていることをこの歌詞が示している。 唐前半は、租調庸制（均田農民から穀物・織物・労働の税を取る制度)、均田制（戸籍に農民を登録し、土地を与えて耕作させ、死後土地を返上させる制度)、府兵制（均田農民から徴兵する制度）の 3 つを一体的に運用していた。 しかし、次第に均田制が崩壊し、貴族や官僚、寺院などが私有地を経営する荘園を中心とした荘園制が主流となった。多くの農民は土地を売り、没落して小作人となった。均田制の崩壊とともに戸籍も崩壊したため、戸籍による徴税が不可能となり両税法を適用して徴税を行った。戸籍による徴兵も不可能となり、募兵制によって兵を集めた。親分肌の節度使がモチベーションの低い兵を束ねたが、節度使が権力を拡大して藩鎮となって地方の軍閥化が進む結果となった。

表２　アンケートの記述内容

項目	記述内容
授業課題について	・非同期型の授業だったけれど、みんなの作品を毎回共有してくださったり、作品に対して感想を書く課題があったりと、他の人の素敵な作品を見て刺激を受けることができたのがとても良かったです。 また、毎回課題を提出すると、先生が自分の課題に対してコメントを返してくださる点がとても嬉しかったです。オンライン授業はなかなかモチベーションが上がらないのですが、モチベーションを上げて授業に取り組む事ができました。 ・内容も 4 コマ漫画をつくったり替え歌をつくったりなど、習ったことを課題で実演することで理解しやすかったです。 ・楽しかったです。今までなかったような課題であったので、とても新鮮でした。自分が授業を作っていくうえで参考になる課題の出し方などを学ぶことができてよかったです。他の人のアイデアも見ることができたので楽しかったです。

	・どの方法も外国史へのアプローチの仕方を学ぶことが出来て、本当におもしろい授業でした。 ・今回の外国史特講で、映画や四コマ漫画などを作り、楽しく授業を受けることが出来ました。ただ教科書を読むだけではなく、そのような手法を用いることによって児童も教員も楽しみながら授業を進めることができ、学習意欲が高まり、相互理解が深まるのではないかと思いました。 ・暗記科目と捉えられる歴史や外国史を、子どもたちに楽しく、興味を持って学んでもらえる方法を学ぶことができました。
課題に取り組むうえで工夫した点	・外国史を学ぶ上でテーマとして「歌」「4 コマ漫画」「擬人化」等を駆使して授業を作っていくことを学習することができました。学んだことを教育実習や将来教員になった際に活かしていくことができるように、今回の授業を忘れずにしていきたいと思いました。 ・キャラクターを考えたり、歌詞を替え歌にしたりなど、自分で何か考えてつくるのが苦手なのですが、できるだけよいものが作れるように頑張りました。 ・イラストに時間をかけすぎず、雑にならないように取り組みました。あまり時間をかけすぎてしまうと続かず、また人に見ていただくものなので雑になりすぎないようにしました。 ・どの生徒に対してもおもしろいと思えるアイデアを考えることに時間をかけた。キャラクターや劇作り、四コマ漫画など全員が分かりやすくおもしろいと思えるものを作ろうと心がけた。 ・４コママンガや擬人化などそれぞれの学習への効果を踏まえて活かせるようなものを作品にできるように頑張りました。 ・課題は毎回丁寧にやるように心がけたのですが、折角オンラインで時間もあるので、学校の授業中ではなかなか時間がかかって出来ない、デジタルデバイスを使用して 4 コマ漫画やキャラ作りの時にイラストを仕上げた点です。私はイラストを描くことが好きなので、楽しんで取り組めたと思います。 ・他の人とかぶらないような面白いアイデアを出せるように頑張りました。
レビューについて	・即時にレスポンスを返さなくていいことから、じっくりと時間をかけて課題や他の人と向き合い、作品に対するコメントや意見を述べることができた。 ・課題を提出して終わりというだけでなく、他の人からコメントをもらえることで、次の課題作成の意欲が高まった。 ・他の人に見てもらうことで、緊張感が出るとともに、丁寧に書いてくれたコメントをもらうと、素直にとてもうれしかった。 ・他の人から評価をうけたり意見をもらうことが、大事ということが改めて実感できた。 ・(非同期型)の遠隔授業でも、このような形で意見の交換や考えを共有することができるんだと学ぶことができた。
将来に活かせる点	・将来教員になったときに活かせることを目標にしながら課題に取り組みました。提出した課題はデータとして残しておき、いつでも振り返ることができるようにしました。先生のコメントや、課題で他の人からのコメントをもらった時はしっかり読み直して自分の課題を見直すようにしました。 ・様々な課題を自分自身でこなすことで、将来自分が教員になった時に、社会科の授業において活用できると思います。そして、今回学んだ知識を生かして、意味のある社会科授業においての実践を行うことができるようにさらに見識を深めていこうと思います。 ・教師になっても生かすことができる技能が身についた。 ・暗記教科と捉えられる現在の社会科の課題を解決するための方法を学ぶことができてよかったです。 ・4 コマ漫画や歌・擬人化を用いた授業を、実際に自分が教員になった時にできるようにしたい。また学んだ技法を他の科目でも活用できるようにしたい。
感想	・課題をしていく中で授業する上で参考になる方法を複数学習することができてとても良かったです。 ・私は、小学校教員になりたいので、簡潔にわかりやすくかわいく伝えることに徹しました。かわいい（？）イラストとともに簡潔に伝えたいことが伝わりやすいように文章やナレーションやセリフを考えていきました。そのことによって、より興味関心が深まれば良いなと思いながら取り組んでいきました。

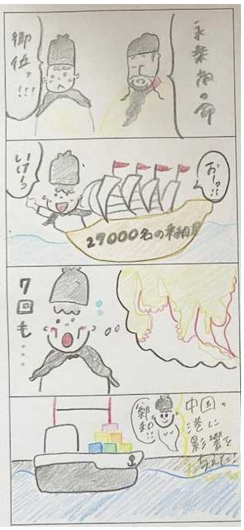

図１　4 コママンガ作品の一例①

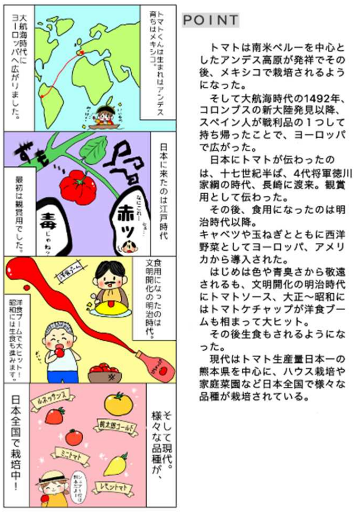

図２　4 コママンガ作品の一例②

擬人化 キャラクター		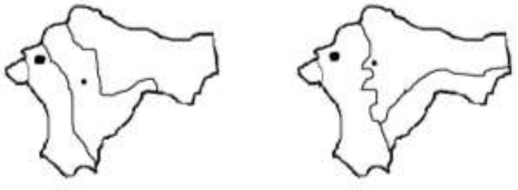
名前	満州国ちゃん	ヴェルダン君とメルセン君
キャラクターと外国史との関係は…	五族協和（日・韓・満・蒙・漢）を目指し建国された満洲共和国は１３年で滅亡した。 国章を髪飾りにし、髪型・服装を五族の民族衣装を融合させたものに、そして色を国旗の色で塗った。また、13 年の短命な国家だったため儚げな表情にした。	ヴェルダン条約の中部フランク、東フランク、西フランクの領土と、メルセン条約の中フランクのロートリンゲン地方の東西併合が混同しないように考えました。 パリのところが目です。

図 3　擬人化キャラクター作品の一例

注

1 成川友崇・寺岡丈博・上林憲行「4 コマ漫画における情報の表出化を利用した学習方法の提案とその支援サービス」『第 78 回全国大会講演論文集』(1)、2016 年、pp.909-910

2 太田雄久「理科の見方を働かせる小学校理科授業の提案―時間的な視点で捉える状況を作る―」『奈良学園大学紀要』(10)、2019 年、pp.1-9

3 日本教科教育学会『教科とその本質―各教科は何を目指し、どのように構成するのか―』、2020 年、p.67。ドイツにおいては歴史の学習指導要領で歴史映画といった「歴史文化における表現・解釈の分析と評価判断の能力」を育成することで、「メディア教育に自らの教科に特有な寄与を為す」と述べられている。つまり「メディア教育」のための歴史教育ではなく、歴史教育としての「メディア教育」が意図されているとされる (BE/BB　Rahmenlehrplan fur die Jahrgangs-stufen 1-10、Teil C Geschichte 7-10、2015)。

4 横井一之・松本亜香里「フィンランド語の童謡を日本語で理解する指導についての試み―保育環境論での替え歌作りの実践より―」『東海学園大学教育研究紀要. スポーツ健康科学部』(5)、2019 年、pp.109-117

5 南敦「比喩や擬人化を取り入れたモデル図で考えの表現を」『授業の研究』、123、1994 年、pp.67-72(5)

年

6 小林好和「授業場面における理解過程に関する研究(6)文学作品を用いた教授・学習過程について」『札幌学院大学人文学会紀要』(74)、2003 年、pp.131-137

7 吉川直志・磯村梨奈・尾崎真帆・沖柚希・向井風夏「小学校理科の主体的学びによる理解方法としての擬人化体感学習」『名古屋女子大学紀要. 家政・自然編, 人文・社会編』(64)、2018 年、pp.9-19

8 下木戸隆司「初等教育における擬人化について」『鹿児島大学教育学部研究紀要　教育科学編』(71)、2020 年、pp.131-137

9 湯浅将英「擬人化キャラクタを用いた雰囲気生成とインタラクションシステムへの応用」『湘南工科大学紀要』、53(1)、2019 年、pp.77-81

10 黄宏軒、伊田侑起、山口耕平、川越恭二「仮想学級を用いた教員志望者の練習環境の検討」『人工知能学会全国大会論文集』、2015 年

[11] 黒田圭介、宗建郎「調査結果を「ゆるキャラ」作成でまとめる小学校生活科教育に主眼を置いた地理巡検実践報告」『日本地理学会発表要旨集』、2017 年

[12] 日本総研ホームページ「オンライン授業がもたらす教室の変革」
https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=36280(令和 2 年 11 月 26 日閲覧)

[13] 田澤晴子、辻本論、古田修一朗、早川万年「高大連携の視点から見た歴史学習の課題」『岐阜大学教育学部研究報告　人文科学』第 66 巻第 2 号、2018 年、pp.23-24

[14] 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編(平成 29 年告示)』、2018 年、文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編(平成 29 年告示)』、2020 年、文部科学省『高等学校学習指導要領解説　地理歴史編(平成 30 年告示)』、2019 年

[15] 日本学術会議ホームページ
http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t283-2-abstract.html(令和 2 年 12 月 24 日閲覧)
及び文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/1422369.htm(令和 2 年 12 月 24 日閲覧)

[16] 前掲論文(1)、p.909 及び前掲論文(2)、p.4

[17] 前掲論文(4)

[18] 学研キッズネット辞典
https://kids.gakken.co.jp/jiten/dictionary02200170/(令和 2 年 12 月 24 日閲覧)

[19] 産経新聞ホームページ 2018 年 12 月 26 日記事
https://www.sankei.com/west/news/181226/wst1812260014-n1.html
(令和 2 年 12 月 24 日閲覧)

[20] 鈴木二正『リラックマ学習ドリル 小学社会 47 都道府県』、小学館、2012 年

[21] ルーヴル美術館ホームページ(日本語ページ)
https://www.louvre.fr/jp/oeuvre-notices/%E3%80%8A7%E6%9C%8828%E6%97%A5%EF%BC%8D%E6%B0%91%E8%A1%86%E3%82%92%E5%B0%8E%E3%81%8F%E8%87%AA%E7%94%B1%E3%81%AE%E5%A5%B3%E7%A5%9E%E3%80%8B （令和 2 年 12 月 24 日閲覧）

[22] 産経新聞ホームページ 2014 年 12 月 5 日記事
https://www.sankei.com/entertainments/news/141205/ent1412050017-n2.html
(令和 2 年 12 月 24 日閲覧)

[23] フジテレビ『「めざましテレビ」インタビュー映像』令和 2 年 6 月 24 日

[24] 清水勲『ビゴーが見た日本人 (講談社学術文庫)』講談社学術文庫、2001 年

[25] 文部科学省ホームページ「e・URK(浦賀歴史活性化)プロジェクト」
https://miraino-manabi.jp/content/457 （令和 2 年 12 月 24 日閲覧）

[26] ノエセル、クリストファー(著)、安藤 幸央(監訳)『ＳＦ映画で学ぶインタフェースデザイン―アイデアと想像力を鍛え上げるための１４１のレッスン』丸善出版、2014 年

[27] 祝田秀全『オールカラー4 コマでおぼえる世界史』、2013 年、ｐ.128

[28] 宮崎正勝『鄭和の南海大遠征―永楽帝の世界秩序再編― 』中公新書、1997 年

【研究ノート】

新発見「李訓墓誌」と遣唐使

李　広志

Ⅰ　はじめに

7 世紀末から 8 世紀初めにかけて、日本社会は国家としての新しい段階を迎え、国号を「倭国」から「日本」と改めた。このことは、文献史料からほぼ確認することができる。しかし、「日本」という国号になったのは一体いつ頃からなのか。これまで様々な説があり、定説となるものはない。日本の学界では、1960 年代までは孝徳朝成立説、1970 年には斉明朝説や天智朝説も出されたが、1980 年代以降は天武・持統朝成立説や文武朝成立説が支配的な見解となり、現在にいたっている[1]。

しかし、文献の示す時間により、真偽が混同し、信頼できる実証材料が不十分であった。近年、考古学上の発見により上記の研究は大きく進展し、「日本」という国号が初めて用いられたのは何時なのかという謎を解明するための有力な証拠を提供した。これまで、「日本」という文字に関連する唐代の三基の墓誌が発見されている。第一、2011 年に公表された百済人の「大唐故右威衛将軍上柱国禰公墓誌銘並序」（以下「禰軍墓誌」と略称）[2]第二、2004 年に発見された「贈尚衣奉御井公墓志文並序」（以下「井真成墓誌」と略称）[3]。第三、1995 年に公表された「徐州刺史杜嗣先墓誌」（以下「杜嗣先墓誌」と略称）[4]。三基の墓誌の年代は 678 年、734 年と 713 年である。これに対して、学界ではすでに多くの討論が展開されており、基本として「日本」という国号の持つ価値を解析することに論点が置かれてきた。2019 年の年末、また一基の唐代鴻臚寺丞である李訓の墓誌が世に知られることとなった。墓誌の名称は、「大唐故鴻臚寺丞李君墓誌銘並序」である（以下「李訓墓誌」と略称）。その墓誌の中には「日本国」の文字が記されている。公表されてからまだ日が浅いため、墓誌の公表者以外の関連論文はまだ発表されていない。以下、この墓誌と「日本国朝臣備書」についての愚見を述べていきたい。

Ⅱ　「李訓墓誌」の公表

2019 年 12 月 25 日正午、著者は「吉備真備筆？の墓誌、中国発見　留学中書かれた可能性」という見出しの朝日新聞の記事が目に留まった。掲載された時間は正午である。記事の全文は以下の通りである。

奈良時代の高級官僚で政権中枢で政務を執り、2 度も遣唐使として唐に渡った吉備真備が筆をとったとみられる墓誌（死者の簡単な伝記）が、中国国内でみつかった。所蔵する

博物館などが 25 日、北京で発表した。8 世紀前半に真備が留学生として中国滞在中に書かれた可能性が高く、真備の書とすれば国内外で初めて確認されたことになる。中国人の墓誌の銘文を日本人が書いたことが確認されたのも初めて。これまで真備の留学生活を探る文献史料は乏しく、古代東アジア関係の実像を伝える貴重な史料として注目される。

墓誌は深圳望野博物館が 2013 年に入手したもので、長さ 35 センチ、幅 36 センチ、厚さ 8.9 センチの石に計 19 行、計 328 字の漢字が刻まれていた。唐王朝で外国使節の接待などをつかさどる「鴻臚寺」という役所の中級官僚だった李訓の墓誌で、開元 22（734）年 6 月 20 日に死去し、同年 6 月 25 日に埋葬されたと記される。

末尾の 1 行に「秘書丞褚思光文」と「日本国朝臣備書」とあり、墓誌の文章の作成者が「褚思光」という中国人で、その文章を書いたのが「備」と呼ばれる人物と読み取れる。日本人研究者によれば、遣唐使の場合、現地で中国風に名前を変えるケースがみられ、吉備真備も「真備」と呼ばれていた可能性がある。日中の研究者は、日本の王朝での地位などを示す「朝臣」が記されていることなどから、真備の書いた可能性が高いと判断した[5]。

上記の報道記事の他、５枚の写真が掲載されている。その後、筆者は引き続き別の手がかりを探した。その日の午後には、NHK が「中国の唐の時代の墓誌 日本から渡った吉備真備が書いたものか 」というタイトルで、画像を交えて報道した[6]。また、深圳衛星テレビ放送が『日本国朝臣備書丹褚思光撰文鴻臚寺丞李訓墓志考』の新書の発表及び学術成果発表会が北京で行われたことを報道した[7]。これまでのところ、この記事の信用性は高く、ほぼ疑いのないことであると思われるが、墓誌の全文は未だ発見されておらず、その他の中国語による報道記事もまだ発表されていない。

翌日、筆者は墓誌の第一発見者である深圳望野博物館の閻焔館長に連絡を取り、墓誌についての関連情報と発表会の一部始終を尋ねた。また、閻氏著の『日本国朝臣備書丹 褚思光撰文 鴻臚寺丞李訓墓誌考』という本を購入した。12 月 26 日、日本の大手の新聞社はこのニュースを相次いで報道した。このニュースが最初に中国側で報道されたのは『参考消息』のネット上の公開記事である。記事の見出しは、『日本メディア： 中国で遣唐使吉備真備が書いた墓誌を発見　真跡の可能性あり』である[8]。27 日より、『「日本国朝臣備書丹 褚思光撰文 鴻臚寺丞李訓墓志考」新書発表　日本人が書いた世界最古の「日本国」』という中国側の報道が始まった[9]。29 日に『澎湃新聞』は『王瑞来：「李訓墓誌」を書いた「朝臣備」は吉備真備ではないのか』というタイトルの学術討論の文章を発表した[10]。その後、この墓誌についての議論が徐々に展開されるようになり、「Wechat Official Account 微信公衆号」のサイト上でも関連する話題が議論された。

その他の議論としては、辛徳勇氏が 12 月 30 日に「所謂「李訓墓誌」は偽造である」という短文を発表した[11]。また、辛氏は 2020 年 1 月 11 日に公開講座を開き、偽物説を表明した。

要するに、「李訓墓誌」の記事が発表されてから、瞬く間に学界で大きな反響が巻き起こり、種々な論説と、百家争鳴が展開されたのである。まずは、本題の墓誌そのものについての話題に戻り述べていきたい。

図１　李訓墓誌（右が蓋石、左が本体）

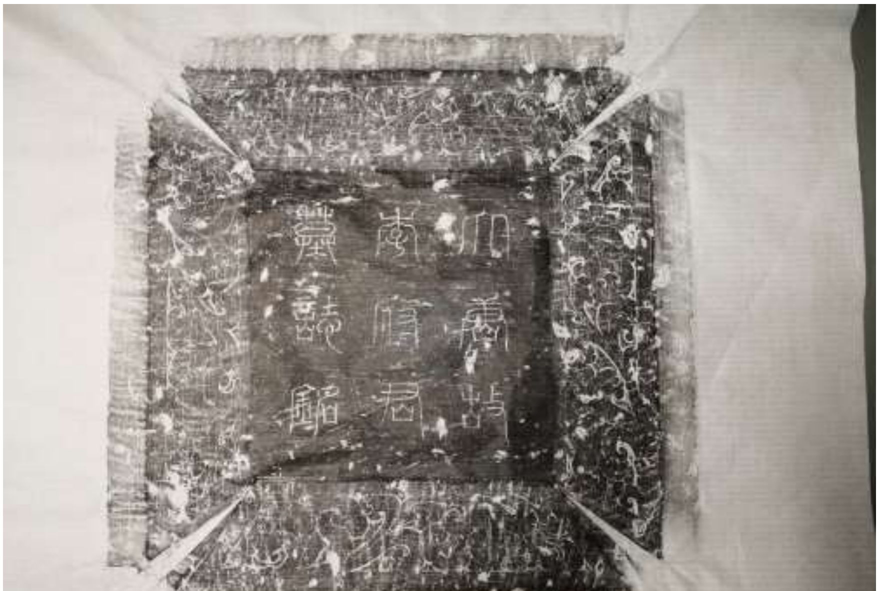

図２　李訓墓誌蓋の拓本（文字は「大唐故李府君墓誌銘」）

墓誌の蓋面は九文字の篆書で記した「大唐故李府君墓誌銘」である。李訓墓誌銘の全文は以下の通りである[12]。

1. 大唐故鴻臚寺丞李君墓誌銘并序
2. 公諱訓、字恒、出自隴西、為天下著姓。曾祖亮、随太
3. 子洗馬、祖知順、為右千牛、事
4. 文皇帝。父元恭、大理少卿兼吏部侍郎。君少有異
5. 操、長而介立。好學所以觀古、能文不以曜世。故士
6. 友重之、而時人不測也。弱冠以輦脚調補陳留尉、
7. 未赴陳留而吏部君亡。君至性自天、柴毀骨立。禮
8. 非玉帛、情豈苴麻。惟是哀心、感傷行路。服闋、歴左
9. 率府録事參軍・太子通事舎人・衛尉主簿・鴻臚寺
10. 丞。以有道之時、當用人之代、驥足方騁、龍泉在割、
11. 豈不偉歟。而天与其才、不与其壽。梁在廈而始構、
12. 舟中流而遽覆。嗚呼、子罕言命、盖知之矣。享年五
13. 十有二、開元廿二年六月廿日、以疾終於河南聖
14. 善寺之別院。即以其月廿五日、權殯于洛陽感徳
15. 鄕之原。夫旐以書名、誌以誄行。乃勒石作銘云：
16. 洪惟夫子、灼灼其芳。道足經世、言而有章。亦既來
17. 仕、休聞烈光。如何不淑、弃代云亡。其引也、蓋殯也、
18. 用紀乎山崗。
19. 秘書丞褚思光文　　日本國朝臣備書

鴻臚寺丞であった李訓は、病を患い河南省の聖善寺別院にて生涯を終えた。享年 52 歳であった。開元二十二年（734）六月二十日、その五日後に出棺した。ここからわかることは、李訓は西暦 683 年生まれ、734 年に他界したということである。李訓は隴西の天下に名高い李姓の名家に生まれた。李訓の身の上に関しては、夫人の墓誌を通じて立証することができる。2000 年に陝西省眉県常興鎮のレンガ工場から出土した一基の墓誌は、その後、「李訓夫人王氏墓誌」として、西安碑林博物館に収蔵された。この墓誌には、「公諱訓、興聖皇帝十葉孫也。」と記されている。これは「李訓墓誌」と一致する内容である。所謂「興聖皇帝」とは、涼の武昭王李暠（351 年～417 年）を指し、唐の天宝二年（743）に追贈された尊称である。李訓の先祖に当たる李亮は隋（随）の太子洗馬（太子を補佐する官職）に任ぜられ、順従な人物として政府機関に務め、文皇帝（唐太宗）に仕えた。父は李元恭と言い、大理寺の少卿と吏部侍郎を兼任していた。

図 3　李訓墓誌（本体）の拓本（図 1～3 いずれも深圳望野博物館提供）

李訓墓誌には家族の系譜の状況が記されており、彼の姉の墓誌を通じても証明することができる。近年、民間から収集した唐代の「大唐前恒州司功参軍蕭君妻李氏墓誌銘並序」墓誌によると、蕭君の妻李氏は、李元恭の娘であり、太極元年(712)に 43 歳で亡くなっている。墓誌には李一族の家柄も記載されている。曾祖の亮は左千牛であり、父の李元恭は正議大夫・大理寺少卿・判東都吏部侍郎兼掌選事であった[13]。父の李元恭は、生没年は不詳であるが、史料には多くの情報が記されており、『太平広記』巻四百四十九には「李元恭」伝がある。

『全唐文』に記載されている「隴西李君墓誌」の李傪の家柄によると、李傪の祖父は李元恭、父親は李訥。李元恭については、「開元中、以文学政事歴大理卿、判尚書吏部侍郎。侍郎生烈考訥、官至太府寺丞」と記されている[14]。上記のことから、李元恭は開元年間には在世であったが、李訓の年齢から推測すると、父親の開元時期の年齢はおそらくそれほど若いとは言えないだろう。

ここで注目すべきことは、李訓が死亡した場所について、「李訓夫人王氏墓誌」には「開元廿載、李公無状卒於鴻臚丞之官舎」と[15]、「李訓墓誌」には「以疾終於河南聖善寺之別院」と

記されており、両墓誌に記載されている死亡地が異なる点である。

李訓が病死する前の官職は鴻臚寺の丞であった。丞の官職に関する実物史料は決して多くはない。唐代の鴻臚寺は九寺の一つで、外交事務を司り、卿を一名、少卿二名、丞二名、主簿一名、録事二名という組織構成であった。『唐六典』巻十八に以下の記載がある[16]。

鴻臚寺：卿一人、従三品、少卿二人、従四品上。鴻臚卿之職、掌賓客及凶儀之事、領典客、司儀二署、以率其官属、而供其職務、少卿為之二。凡四方夷狄君長朝見者、辨其等位、以賓待之。凡二王之后及夷狄君長之子襲官爵者、皆辨其嫡庶、詳其可否、以上尚書。若諸蕃大酋渠有封建礼命、則受冊而往其国。凡天下寺観三綱及京都大徳、皆取其道徳高妙為众所推者補充、上尚書祠部。凡皇帝、皇太子為五服之親及大臣発哀臨吊、則賛相焉。凡詔葬大臣、一品則卿護其喪事、二品則少卿、三品、丞一人往、皆命司儀、以示礼制也。丞二人、从六品上、主簿一人、从七品上、録事二人、従九品上。丞掌判寺事。主薄掌印、勾検稽失。録事掌受事発辰。

前掲文より、鴻臚寺丞の李訓の官品は従六品上で、主に「掌判寺事」として鴻臚寺中の日常事務を請け負っていたことがわかる。

「李訓墓志」の撰文者は「秘書丞褚思光」である。褚思光は著名な文人であり、褚無量の甥にあたる[17]。秘書丞は、秘書省の官員であり、『唐六典』巻十・秘書省に、「丞一人、従五品上（中略）…丞掌判省事」との記述がある。褚思光は虞部郎中に任命され、その後、秘書丞に任命された。更に彼は文才に長じ、才気に溢れていたことから、開元七年（719）に、官吏として朝廷に仕えた[18]。李訓と褚思光は、鴻臚寺丞と秘書丞という役職に就き、職業や社会的な立場も近く、褚思光に李訓墓誌の撰文をしてもらっても、理に適うことであろう。

墓誌の末尾に「日本国朝臣備書」と記されているため、墓誌を書いた「朝臣備」が日本人であることがわかる。では、「朝臣備」とは一体誰なのだろうか。閻焔氏は、墓誌を書いた「朝臣備」とは、吉備真備であるという結論を述べている。

先ず、「朝臣」という語を見てみよう。ここに記されている朝臣は、中国語の原義を指すのではない。日本人の姓であることは明らかである。漢語の「朝臣」の意味は、皇帝に仕える大臣や朝廷の臣者、或いは中国に朝貢する外国の使者を指す。日本人の「朝臣」の姓は、天武十三年（685）十月一日の詔令で賜った姓に由来する。『日本書紀』巻二十九・天武天皇冬十月己卯朔には、

詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下万姓。一曰、真人。二曰、朝臣。三曰、宿禰。四曰、忌寸。五曰、道師。六曰、臣。七曰、連。八曰、稲置。[19]

とあり、「八色の姓」を制定した。

「朝臣」は「八色の姓」の中で第二位に位置している。日本社会の初期の段階での「氏」と「姓」は相対的な概念であり、一般的に「氏姓制度」と呼ばれ、政治概念に属すものである。「氏」は氏族の共同体を指し、または特殊技能を持つ者、祭祀や軍事関連などの職業を世襲した同族集団、倭国政権がこれらの人々に与えた「氏」を指し、5 世紀末から 6 世紀初めに形成された。例えば、「蘇我」「巨勢」「春日」「物部」「土師」「中臣」などがある。これに対し、倭国朝廷がこれらの豪族たちに与えた「姓」というものがある。例えば、「臣、連、君、直、造、首、史」などである。また、「真人」や「朝臣」などの「八色の姓」は、朝廷が皇室の権威を強化するために、既存する「姓」の基礎の上に、更にもう一段高い身分秩序を定めたものである。このため、奈良時代や平安時代の頃には、多くの貴族たちが「朝臣」という「姓」を賜った。その他には、「氏」を与え、その上で「姓」を授けた後、両者を合わせた名称が広義の「姓」であるとする。ここで注目すべきことは、日本の「氏姓制度」では、中国の「氏姓」と「姓名」と違い、その与えられる「姓」は必ず「氏」の後、つまり「氏」+「姓」であり、この順序は変えることができないという点である。例えば、高向朝臣麻呂、藤原朝臣不比等、栗田朝臣真人、石上朝臣麻呂、小野朝臣毛野、中臣朝臣麻呂、巨勢朝臣多益須、田中朝臣法麻呂などである[20]。

吉備真備は、入唐した当時、下道朝臣真備という本名であった。「八色の姓」を制定した当時、すでに「臣」の姓を持っている下道の豪族が、後に「下道朝臣」の姓を賜り、五十二の姓の中の一つを与えられたのである。「朝臣備」が吉備真備を指す場合、日本での正確な表記は「下道」（氏）+「朝臣」（姓）+「真備」（名）であり、それらを繋げて初めて完全な姓名となる。あるいは「下道朝臣」や「下道真備」と表記することも可能である。これまでに、日本の文献の中で「朝臣備」や「朝臣真備」という表記は見られない。

しかし、遣唐使の来朝につれて、朝臣という姓も伝わるようになり、唐人の林宝は『元和姓纂』巻五に「朝臣」について記述している[21]。

日本国使臣朝臣真人、長安中拝司膳卿同正、朝臣大父、拝率更令同正。朝臣、姓也。

この「朝臣真人」とは、『旧唐書』や『新唐書』の中にも同様に記載されている。前掲書では、長安二年（702）十月に到着した日本の遣唐執節使の栗田朝臣真人を指し、「朝臣大父」は副使の巨勢朝臣祖父にあたる。その後、717 年に長安に到着した遣唐使の中では、留学生の阿倍仲麻呂も前掲の両『唐書』において「朝臣仲満」と称されている。

「朝臣+名」という中国式の呼称については、張九齢が起草した「勅日本国王書」が更に直接的な史料であると言える[22]。この勅書は同時期の事柄として、下道朝臣真備が帰国した際の遣唐使船の航行状況を以下のように記述している。遣唐使船の中の一艘を除いて、その他の船は皆漂流または遭難した。勅書に拠ると、遣唐大使丹墀（多治比）真人広成を「真人広成」、遣唐副使中臣朝臣名代を「朝臣名代」、遣唐判官平群朝臣広成を「朝臣広成」と称した。

上記のように、日本人の姓を省き、「朝臣+名」の呼称にしたほうが、唐朝の君臣における上下関係の理念に更に符合するように見える。このため、日本の「朝臣」の姓は、氏姓を代表する一種の「代称」と理解されてよい。

また、この「李訓墓誌」の「朝臣備」は、おそらく褚思光が文章を考案した時に書かれたものであり、墓誌を書いた「朝臣備」自身が臨時に命名したものではないだろう。

Ⅲ　「日本国朝臣備」とは誰なのか

「日本」の国号の誕生については、文献上では7世紀末から8世紀初頭であるという見解がほぼ定説となっている。しかし、考古学上の視点から考察するならば、今までに発見されている三基の墓誌に「日本」という文字が見られるのみで、その中の「禰軍墓誌」に記されている「日本」が、本当に国号かどうかは、確定できない[23]。その墓誌の年代は儀風三年（678）である。「杜嗣先墓誌」が発見された年代は先天二年（713）であり、その誌文には「日本来庭」とあり、これが最も古く記載された「日本」の国号の実物である[24]。「井真成墓誌」には「公姓井、字真成、国号日本」と明記され、埋葬された日付は開元二十二年（734）二月四日である。上記のことから、8世紀初頭、唐を中心とした国際舞台上に「日本」の国号が正式に登場していたことがわかる。

今回新たに公表された「李訓墓誌」の末尾の落款には「日本国朝臣備書」と記されている。これも実物を通して見ることのできる「日本国」という国号の初めて完全に表示されたものである。同じく開元二十二年、李訓の埋葬日は井真成より少し遅れた日付の六月二十五日である。それでは、「朝臣備」とは一体どのような人物なのだろうか。

734年の時点で、唐に滞在していた日本人のうち、「備」の名を持つものは下道朝臣真備を除いて、ほかに第二人が見つからない。このため、「朝臣備」は後の吉備真備であると考えられる。吉備真備については、『続日本紀』巻三十· 宝亀六年（775）十月壬戌（二日）条に、以下のような薨伝がある[25]。

> 壬戌、前右大臣正二位勲二等吉備朝臣真備薨。右衛士少尉下道朝臣国勝之子也。霊亀二年、年廿二、従使入唐、留学受業。研覧経史、該渉衆藝。我朝学生、播名唐国者、唯大臣及朝衡二人而已。天平七年、帰朝。授正六位下、拝大学助。高野天皇師之、受礼記及漢書。

恩寵甚渥。賜姓吉備朝臣。累遷、七歳中、至従四位上右京大夫兼右衛士督。十一年、式部少輔従五位下藤原朝臣広嗣、与玄昉法師有隙。出為大宰少弐、到任、即起兵反。以討玄昉及真備為名。雖兵敗伏誅、逆魂未息。勝宝二年、左降筑前守、俄遷肥前守。勝宝四年、為入唐副使。廻日授正四位下、拝大宰大弐。建議、創作筑前国怡土城。宝字七年、功夫略畢、遷造東大寺長官。八年、仲満謀反。大臣、計其必走、分兵遮之。指麾部分、甚有籌略。賊遂陥謀中、旬日悉平。以功授従三位勲二等、為参議中衛大将。神護二年、任中納言、俄転大納言、拝右大臣、授従二位。先是、大学釈奠、其儀未備。大臣、依稽礼典、器物始修。礼容可観。又大蔵省双倉被焼、大臣私更営構、于今存焉。宝亀元年、上啓致仕。優詔不許。唯罷中衛大将。二年、累抗啓乞骸骨。許之。薨時年八十三。遣使弔賻之。

吉備真備（695～775）、父は下道国勝という。母は楊貴(八木)氏、二人の間に一男一女の子があり、息子は泉、娘は由利という名である(真備の妹説もある)。元の姓を下道朝臣と称し、746 年(天平十八年)に「吉備朝臣」の姓を賜り、後に右大臣、正二品に昇叙した。彼は二度も入唐し、第一回目は 717−734 年、第二回目は 752−753 年である。

吉備真備は日本古代史上の著名人であり、遣唐使の中でも優秀な人物として知られ、よく経史を学び、諸芸に通達していた。『続日本紀』には、「我朝学生播名唐国者、唯大臣及朝衡二人而已。」と記されている。真備は日本の朝廷から極めて高い評価を博し、唐の地において、阿倍仲麻呂と並び最も大きな影響力のある人物であった。李訓の墓誌を書いたのが吉備真備であれば、その価値は極めて高く、大変貴重なものであると言える。

吉備真備は 775 年に亡くなり、「薨去時八十三」、即ち享年 83 歳であったこと、また、彼が霊亀二年(716)に留学生に選出された時、22 歳であったということも記されている。その他に、『続日本紀』の「去天平宝字八年(764)、真備生年数満七十」の記載に基づくと、彼の実年齢はおそらく 81 歳であると思われる。

吉備真備が留学したのは開元初頭であり、その過程は中日両国の史料にも同様に見られる。『続日本紀』霊亀二年（716）八月、九月の記載に依ると[26]、

是日、以従四位下多治比真人県守為遣唐押使。従五位上阿倍朝臣安麻侶為大使。正六位下藤原朝臣馬養為副使。大判官一人、少判官二人、大録事二人、少録事二人。己巳、授正六位下藤原朝臣馬養従五位下。九月丙子(四日)、以従五位下大伴宿禰山守、代為遣唐大使。

先ず大使として阿倍安麻侶を任命したが、九月に大伴山守が代行となる。遣唐使には、請益生として大倭忌寸小東人（後に姓を賜り、大和宿禰長岡と称した)、留学生の下道朝臣真備（吉備真備)、阿倍仲麻呂、留学僧の玄昉、傔人羽栗古麻呂などが選出されていた。しかし、彼ら留学生たちの地位は低く、時の権力者たちの目に留まるような存在ではなかった。その

時の遣唐使が、平城京をいつ出発し、どのような経路で航海をしたのか、また、上陸地や帰国時に出港した場所などを含めた旅程についての事項は、中日両国の史料には記載がなく具体的な路線も明確ではない。しかし、入唐から帰国まで、わずかに一年余りの歳月を費やし、養老二年（718）十月二十日遣唐使一行は九州大宰府に帰還した[27]。『続日本紀』には「此度使人、略無闕亡」と記載されている[28]。つまり、帰国せず唐に残った留学生や留学僧以外、遣唐使の使節団は皆無事に帰国し、いかなる損失もなかったと伝えている。

下道朝臣真備は 17 年間留学したが、その間、唐での活動状況は史料に明記されていない。ただし、遣唐使や留学生の長安での活動については、『旧唐書』『新唐書』『冊府元亀』などに少しの記述がある。『旧唐書・東夷・日本伝』に依ると、

> 開元初、又遣使来朝、因請儒士授経。詔四門助教趙玄黙就鴻臚寺教之。乃遺玄黙闊幅布以為束脩之礼。題云「白亀元年調布」。人亦疑其偽。所得錫賚、尽市文籍、汎海而還。其偏使朝臣仲満、慕中国之風、因留不去、改姓名為朝衡、仕歴左補闕、儀王友。衡留京師五十年、好書籍、放帰郷、逗留不去。

では、日本人留学生の中で誰が四学を学んだのであろうか。阿倍仲麻呂の生涯について詳細な考証をしてきた研究者の杉本直次郎氏は、趙玄黙の元で学んだのは下道真備であり、更に真備は日本の「白亀」（霊亀）元年の調布を「束修の礼」としたという見解を述べている[29]。東野治之氏もこの見解を認めている[30]。真備の唐での活動についての史料が極めて少ないため、前述したのはその中の一部である。

しかし、趙玄黙に就いて学んだ日本人学生は、おそらく真備一人だけではないだろう。日本から派遣された留学生の中には、阿倍仲麻呂や玄昉、そして短期の請益生の大倭忌寸小東人等がいた。留学に対する希望はおおよそ日本使節団が組織として願い出たことであり、具体的な学習時間は明らかではない。

下道真備は 734 年の遣唐使一行に同行して帰国した。その時の遣唐使の状況については、中日両国の史料にも同様に記載があり、双方の史料により証明されており、旅程内容の全体がほぼ明記されている。天平四年(732)八月十七日、日本の朝廷は遣唐使を選出し、多治比広を大使とし、中臣名代を副使、判官四名、録事四名をそれぞれ任命した。その後、造船、授節刀、送別を経て、天平五年(733)七月に博多を出港し大唐へ向かった。遣唐使一行は、八月に蘇州に到着した。この時、遣唐使船は合わせて四艘であり、乗員は 594 名であった。蘇州の刺史の銭惟正が朝廷に報告すると、玄宗皇帝は通事舎人の韋景先を慰労のため派遣した。開元二十二年(734)四月、遣唐使は洛陽に到着し、皇帝に朝見した。同年 10 月に蘇州から出港し、帰国の途に就いたが、途中遭難した。大使が乗った第一船は、天平六年(734)十一月、

多禰島(種子島)着岸。副使の乗った第二船は、一度唐土に引き返し、天平八年(736)五月に薩摩を経て大宰府に到着した。第三船は昆侖国に漂着したものの、賊団の襲撃、飢餓と疾病などの各種の災難に見舞われ、その中で生存者は僅か 4 名のみという事態であった。その後、彼らは長安へ戻り、最終的に、天平十一年(739)七月に渤海国を経由して帰国した。第四船は行方不明。その時派遣された遣唐使の人数は、中国側の史料で 590 人[31]、日本側の史料で 594 人[32]、双方の記載内容はほぼ一致している。真備は 734 年の年末か 735 年の初めに奈良に戻り、唐から天文、暦法、科学技術、礼楽などの分野の書籍や道具を携え帰国を果たした[33]。

鴻臚寺丞李訓が亡くなった時には、彼はまだ留学生であったが、すでに 41 歳を超えた年齢であり、おそらく一定の学業を成就していたと思われる。もし下道真備が李訓のために「大唐故鴻臚寺丞李君墓誌銘並序」を書いたとするならば、開元二十二年四月に遣唐使が洛陽に到着後、玄宗皇帝へ朝見をする期間中に李訓の訃報に接し、墓誌を書くことを託されたのであろう。また、真備と李訓の間柄も比較的深く、遺族からの信頼を受けていたとも推測することができる。同時に、遣唐使と鴻臚寺との密接な関係を反映している。

Ⅳ　墓誌をめぐる偽物説とそれへの反論

「李訓墓誌」が公開されてから大きな反響があり、盛んに議論されるようになった。また、閻焰氏の著書『日本国朝臣備書丹 褚思光撰文 鴻臚寺丞李訓墓志考』も発行されたが、多くの人々はネット上から得たニュースや情報を基に、メディアを通じてリアルタイムに各々の見解を発表している。この間、辛徳勇氏がいち早く疑問が提起され、彼は 2019 年 12 月 30 日に「辛徳勇自述」という微信公衆号（Wechat Official Account）に、『所謂「李訓墓誌」は偽物である』という短文を投稿した。その後、連日同ブログ上に補足内容を書き込み、2020 年 1 月 11 日に北京三聯書店で公開講座を開催した。また、その内容は 1 月 13 日の『中国経営ネット』に発表された[34]。発表された文章の表題は、『北京大学教授辛徳勇：「打虎武松」から見る日本国朝臣備の真偽』であり、文中の小見出しは以下の通りである。

○ 反響のない「一大センセーション」
○「預流」か「作浪」か
○ 真偽は先ず理に依り折衷すべし
○ 大唐盛世の「古人の理」
○「打虎武松」と留学青年
○ 虚実は文章から弁明
○「不測」と「不寿」は本来「不通」
○「寄せ集めのごった煮」は逆効果

○ 李鬼が李逵に遭遇
○ 虚実伴う「朝臣備」から「大模様」を再度眺め見る

以上の見解を、彼は 1 月 22 日に自身の微信公衆号のサイト上で、『「井真成墓誌」から見た「李訓墓誌」の真偽』と題した文章として掲載した。文頭は以下のように述べている[35]。

私は、所謂「李訓墓誌」は、当代の商人の偽造物であると思う。主として歴史研究の一つの「大理」から出る――これは、それがその時代の社会通念や作法に符合するかどうかということであり、私から見れば「日本国朝臣備書」という表記の仕方は、完全に唐朝の実際状況からかけ離れたものであり、これが偽物であることは疑いのないことである。

唐朝の社会通念と作法に符合しないということについては、大別して 2 つの方面を含む。第一に、吉備真備か、あるいはその他の別の「朝臣備」であるとしても、ごく普通の何も資格のない日本人の留学生が、大唐王朝の従六品上の鴻臚寺丞李訓の墓誌を書くことができるのか。つまり、彼では不適格である。

二つ目の理由は、一歩譲って話すとして、たとえある日本人が何か特別な縁に基づいて、実際に李訓の墓誌の碑文を書いたのだとしても、彼は必ず自分の身分を明記せねばならないということである。それは、私たちが目にしているこの碑文のようなものではない。ここでは、なんと「日本国」という三つの文字だけを肩書にしているだけではないか。これではまるでどのような衣服も身にまとわず裸で揮毫したとでも言っているようではないか。これは古今東西に類を見ないことである。

辛徳勇氏の上記の文章の他に、書道の方面から疑問を提起する文章もある。「書道一瞬斎」という微信公衆号のサイト上で、「本物か、あるいは偽作か、日本国朝臣備書「李訓墓志」の書道鑑定？」という表題の文章を発表し、「明らかに贋物である」と主張している[36]。

一方で、疑問説に対する反論の声もあり、2020 年 1 月 2 日、『澎湃新聞』の「私家歴史」のコラムに、『閻焔：私はなぜ「李訓墓誌」の「朝臣備」は吉備真備だと思うのか』という表題の閻焔氏の文章が掲載された。彼は前掲文の中で、自身の見解を詳しく解説し、「この墓誌は全文 328 字であり、これは現存する朝臣備（吉備朝臣真備）の筆跡の中で最も正確で文字数の多いものではないか」と述べている[37]。

その他、李訓墓誌の公表後、日本の学界の大きな関心を引き起こした。2020 年 1 月 25 日、日本唐史研究会は「李訓墓誌」についての特別討論を行う学習会を開催し[38]、墓誌の真偽についても言及された。学習会で、石刻資料を中心に研究している隋唐史研究家の氣賀澤保規氏は、中国の一部の学者たちが提起した偽物説について、墓誌の形状や文章表現、歴史的事実

などに基づいて、唐代に真備が書いた可能性を考えることに矛盾はないと訴え、以下のように反論した[39]。

　唐朝は多民族国家で中央アジアや東南アジアなど多様な文化が混在していた。日本人が中国人の墓誌を書いたのは異例だが、日本人留学生と唐の官僚との間で深い交流があったと考えてもおかしくない。

　墓誌の真偽をめぐり、会場では激しい討論が行われた。賛成であれ反対であれ、如何なる見解であっても、検証を繰り返す必要があると思われる。遣唐使自身の墓誌としては、2004年に発見されたものがあり、これは中国人によって書かれた井真成の墓誌である。彼と李訓は同年正月に長安で亡くなっている。また、2011年に発見された百済人の「禰軍」の墓誌には「日本」の記述がある。新史料が増え、中国の墓誌ブームの背景のもと、慎重かつ大胆に研究が進められ、古代日本の謎が解明されることが期待されている[40]。

　氣賀澤保規氏の反論は上記の内容にとどまらず、さらに東方書店発行の『東方』474号（2020年9月号）に『新発見「李訓墓誌」と吉備真備――「井真成墓誌」につづく遣唐留学生史料』という論文を発表した[41]。氣賀澤氏は前掲論文の中で、「李訓墓誌」をめぐる辛徳勇氏の贋物説を紹介した上に、厳しく批判した。その内容は、辛氏の疑問視とした墓誌11行の「天与其才、不与其壽（天、其の才を与えるも、其の寿を与えず）」について一例をあげて、それは死者を悼む常套句的文言であり、辛氏の論拠は不正確であると主張している。最後に「当墓誌は詰めれば詰めるほど、真物としての存在感を増してくる。」と述べている。

　日本には吉備真備が母親のために書いた「楊貴氏墓誌」が現存している。これは、1728年に奈良県五條市で出土した墓誌である。その銘文には、「従五位上、守右衛士督兼行中宮亮、下道朝臣真備葬亡妣楊貴氏之墓。天平十一年八月十二日記。歳次乙卯。」と書かれている。天平十一年（739）、この時吉備真備はまだ「吉備朝臣」の姓を与えられておらず、「下道朝臣」と称していた。この墓誌の真偽が問われ、更に、実物はなく拓本のみが現存し世に公開されているにもかかわらず、その真実性を完全に排除することはできず、依然として賛否両論がある。ここで特に着目すべきと思われる点は、墓誌上に記されている書風が「李訓墓誌」と大きく異なっており、両者のスタイル違いが明らかであることである。仮に「楊貴氏墓誌」が偽物であったとしても、書道の角度から「李訓墓誌」を正確に弁別し分析することの価値があるかもしれない。また、真備の希少な真跡の漢字や書風への研究なども合わせて、今後、専門家の更なる検証が必要である。

Ⅴ　おわりに

近年発見された考古学資料のうち、「日本」に関係する事項の新史料として、「禰軍墓誌」「井真成墓誌」「杜嗣先墓誌」の 3 基の墓誌があり、今回発見された「李訓墓誌」は 4 番目に発見された重要な史料である。本稿で論じてきたことを概要すると、中日交流史や遣唐使の角度から見ると「李訓墓誌」は重要な意義を持っており、少なくとも以下の四点を強調する必要があると考える。

第一、「李訓墓誌」の発見は、鴻臚寺丞李訓に関する資料を充実させ、彼の生涯においての事跡の全体像を明らかにしている。また、秘書丞の褚思光の撰文もあり、唐史に更に新たな史料を補充したと言える。

第二、日本人が自ら石碑に書いた国号は、「朝臣備」が書いた「日本国」の三文字において、初めて発見されたのである。ここに 8 世紀初めの国号の変更についての軌跡が映し出されていることがわかる。入唐後に、「朝衡」（晁衡）と改名した阿倍仲麻呂や 734 年に長安で逝去した「井真成」のように、下道真備もまた「朝臣備」を中国での名称としていた可能性があり、少なくとも唐人がつけた「代称」である。これは日本人留学生が中国語で名を用いた、もう一つの実例である。

第三、今回の墓誌の発見により、吉備真備の唐における活動の資料を充実することができたと言える。歴史的な著名人である真備の唐での生活についての史料はまだ発見されていないが、この墓誌から、真備と鴻臚寺丞李訓は当時深い親交があり、更には、真備と秘書丞褚思光との間にも交遊があったと推測することができる。

第四、墓誌の真偽については、上述した疑問の声を軽視することはできない。墓石の出処やルートに関しては未だ不明瞭であり、出処は民間という点を除いて、その他の詳しい情報はない。2000 年から 2015 年までの中国民間墓誌流通の発掘・盗掘・偽造の混乱状況[42]を見れば、「李訓墓誌」の虚実を明らかにするために、学界での更なる研究が必要であると考えられる。そのため、如何に科学的な方法や明確な証拠を用いて真偽を明らかにし、疑惑を解いていくかは、今後の課題の一つとなるであろう。

---

1 西本昌弘『禰軍墓誌の「日本」と「風谷」』（『日本歴史』第 779 号、2013 年）pp. 88～94。

2 王連龍『百済人「禰軍墓誌」考論』（『社会科学戦線』2011 年第 7 期）pp. 123～129。

3 賈麦明『新発現的唐日本人井真成墓誌及初歩研究』（『西北大学学報』（哲学社会科学版）第 34 巻第 6 期、2004 年 11 月）pp. 12～14。or 王建新『西北大学博物館収蔵唐代日本留学生墓誌考釈』（『西北大学学報』（哲学社会科学版）第 34 巻第 6 期、2004 年 11 月）pp. 18～20。

4 葉国良『唐代墓誌考釈八則』（『台大中文学報』第 7 期、1995 年 4 月）pp. 51～76。

5 「吉備真備筆？の墓誌、中国発見　留学中書かれた可能性」（『朝日新聞』、2019 年 12 月 25 日（水）、12:00 配信：https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20191225-00000016-asahi-soci、2019 年 12 月 25 日）。

6 「中国の唐の時代の墓誌　日本から渡った吉備真備が書いたものか」（NHK 新聞、2019 年 12 月 25 日、17 時 48 分：https://www3.nhk.or.jp/news/html/20191225/k10012228161000.html、2019 年 12 月 25 日）。

7 深圳衛星テレビ-正午 30 分『「日本国朝臣備書丹褚思光撰文鴻臚寺丞李訓墓志考」新書発布暨学術成果公告会在京挙行』（2019 年 12 月 25 日午後 15:20：https://k.sina.com.cn/article_1842606855_m6dd3f30702000lg0z.html）。

8 「日媒：中国発現遣唐使吉備真備所写墓誌 或為真跡」（『参考消息』12 月 26 日、12 時 34 分発表、ネット上の参考消息（北京）文化伝播有限公司：https://baijiahao.baidu.com/s?id=1653955783088686475&wfr=spider&for=pc、2019 年 12 月 26）。

9 『「日本国朝臣備書丹褚思光撰文鴻臚寺丞李訓墓志考」新書発布　全世界第一次見到最早的日本人書写「日本国」』（香港商報網、 2019 年 12 月 27 日：http://www.hkcd.com/content/2019-12/27/content_1171565.html、2019 年 12 月 27 日）。

10 王瑞来『「李訓墓志」書写者「朝臣備」是不是吉備真備?』（『澎湃新聞』2019 年 29 日 09 時 37 分：http://www.sohu.com/a/363461115_260616、2019 年 12 月 29 日）。

11 微信公衆号、辛徳勇自述『所謂「李訓墓誌」当属贋造』（https://mp.weixin.qq.com/s/ddDvWoxDWerU1MmVwbkqXw、2019 年 12 月 30 日）。

12 閻焔『日本国朝臣備書丹 褚思光撰文 鴻臚寺丞李訓墓誌考』（文物出版社、2019 年 12 月） pp. 11。

13 毛陽光、余扶危主編『洛陽流散唐代墓誌彙編』（国家図書館出版社、2013 年） pp. 156。or 閻焔、前掲書、pp. 6。

14 『全唐文』第 06 部・巻五百二十一「隴西李君墓誌」。

15 劉蓮芳『唐「李訓夫人王氏墓誌」考釈』（『碑林集刊』（十）、陝西人民美術出版社、2004 年） pp. 124。

16 李林甫撰、陳仲夫点校『唐六典』（中華書局、2008 年） pp. 504～506。

17 林宝、岑仲勉校記『元和姓纂』（中華書局、1994 年） pp. 869。

18 『唐会要』巻七十六・貢挙中・進士「制科挙」条（原文は以下の通り、「七年、文辞雅麗科。邢巨、苗晋卿、褚思光、趙良器及第」）。

19 小島憲之、直木孝次郎等校・訳『日本書紀 3』（小学館、1999 年） pp. 436～438。

20 石暁軍『也説「李訓墓志」中的「朝臣」』（澎湃新聞、2020 年 1 月 8 日:10:26：https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_5448442）。

21 林宝撰、岑仲勉校記、前掲書、pp. 559。

22 張九齢『唐丞相曲江張先生文集』巻十二。or『文苑英華』巻四百七十一。or『全唐文』巻二百八十七。

23 馬雲超『東亜視野下的百済人禰軍墓誌―以「日本嘸余」和「僣帝称臣」為中心』（『唐史論叢』（第 21 集）、三秦出版社、2015 年） pp. 37～49。

24 高橋継男『最古の「日本」――「杜嗣先墓誌」の紹介』（専修大学・西北大学共同プロジェクト編『遣唐使の見た中国と日本』、朝日新聞社、2005 年） pp. 316～330。

25 青木和夫、稲岡耕二等校注『続日本紀　四』（新日本古典文学大系）（岩波書店、1995 年） pp. 458～460。

26 青木和夫、稲岡耕二等校注『続日本紀 二』（新日本古典文学大系）（岩波書店、1995 年） pp. 18。

27 『続日本紀』養老二年十月庚辰条。

28 青木和夫、稲岡耕二等校注『続日本紀 二』（新日本古典文学大系）（岩波書店、1995 年） pp. 18。

[29] 杉本直治郎『阿倍仲麻呂伝研究』（ 育芳社、1940 年）pp.312～315。
[30] 東野治之『遣唐使と正倉院』（岩波書店、1992 年）pp. 33。
[31] 『冊府元亀』巻九七一・外臣部・朝貢第四（原文は以下のとおり、「(開元二十一)八月、日本国朝賀使真人広成与傔従五百九十、舟行遇風、飄到蘇州、刺史銭惟正以聞。詔通書舍人韋景先往蘇州宣慰焉。」)。
[32] 『扶桑略記』巻六・天平五年七月庚午条（原文は以下の通り、「七月庚午日、(中略)遣唐大使多治比広成、副使中臣名代、乗船四艘、惣五百九十四人渡海。沙門栄睿、普照法師等随使入唐。」)。
[33] 『続日本紀』天平七年（735）四月辛亥条。
[34] 辛徳勇『北大教授辛徳勇:由「打虎武松」看日本国朝臣備的真仮』(『中国経営网』、2020 年 1 月 13 日：09:26、http://www.cb.com.cn/index/show/rw/cv/cv13457191239)。
[35] 辛徳勇『由「井真成墓誌」看所謂「李訓墓誌」的真偽』(微信公衆号：辛徳勇自述、2020 年 1 月 22 日、https://mp.weixin.qq.com/s/J3J3uJpi_5IGrPGgb-14g)。
[36] 飛卿大兄『真品還是偽作、日本国朝臣備書「李訓墓志」的書法鑑定?』(2020 年 1 月 16 日、https://mp.weixin.qq.com/s/3hJ64zEgd-ASaD4tC3zuSA)。
[37] 『閻焔：我為什幺認為「李訓墓志」中「朝臣備」就是吉備真備？』(『澎湃新聞』2020 年 1 月 2 日 11 時 4 分、https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_5381911)。
[38] 田衛衛『「朝臣臣」:「李訓墓誌」所見遣唐使名字的書写問題』(『文献』2020 年第 3 期) pp. 138～150。
[39] 塚本和人『「吉備真備の書」浮かぶ交流史』(『朝日新聞』2020 年 2 月 6 日（13 版))。
[40] 辻本芳孝『「吉備真備碑文」で論議　唐代の墓誌「日本国」表記』(『読売新聞』、2020 年 1 月 29 日（12 版))。
[41] 氣賀澤保規『新発見「李訓墓誌」と吉備真備――「井真成墓誌」につづく遣唐留学生史料』(『東方』474 号、2020 年 9 月号）pp. 2～8。
[42] 単頴文『新出墓誌知多少』(『文匯報』2015 年 7 月 10 日第T06 版・文匯学人)。

【研究ノート】

中華民国台湾省編入直後の救済事業と社会保険
―1945 年から 1950 年を中心に―

今井 孝司

はじめに

日本統治期台湾では社会福祉領域を含む社会事業が展開されていた。1945 年、日本の敗戦により台湾は台湾省として中華民国へと併合された。国民党中央政府（以下混乱がない限り国民党政府とする）が国共内戦に敗れ当座措置として政権を台湾へ遷都させた。その間中央政府と海を隔てた台湾省政府が実質上台湾の運営主体となっており、日本植民地時代の残滓を払拭していた。中でも最も重要な事項は社会の基層部まで浸透していた社会事業を否定することであった。

ところで救済施策は生活困窮者に対して「政権の恩恵」を認識させる機能を有するのだが、台湾省政府は日本統治時代の救済施設のほとんどを廃止し、被救済者も極端に制限した。この施策は社会不安を生むきっかけにもなるのだが、加えてこのタイミングで２・28 事件が発生した。台湾省政府は事件の要因は日本の植民地支配にあるとし、中華民国としての救済制度の確立を急ぎ、５地区に救済施設を設置した。

一方中国大陸にあった国民党政府は、国共内戦において実効支配地を次々と失っていくという戦況下にあった。土地生活者（その多くは農民）に対して政権にロイヤルティを持たせるべく社会救済法を立法化したものの、機能せずじまいであった。戦況がさらに悪くなると土地生活者からの支持を得るよりも、政権を支持する特定の労働者に対して社会保険としての労工保険を、政権を担う公務員や教員に対して社会保険（公務員保険は立法化された）を適用させ、政権との連帯をこころみた。

1949 年末、国共内戦に敗れた国民党政府は政権を台湾へと移し、その３カ月後には労工保険と軍人保険を「台湾省限定」で施行している。これは政権にともない中国大陸から台湾へと渡った給与生活者の生活リスクを保障する目的で導入された制度であり、台湾の土地生活者に対する救済施策はすでに台湾省政府が担っているため、中央政府としては「ノータッチ状態」であった。つまり大陸で立法化した社会救済法は、台湾には適用しなかったのである。このように戦後 1940 年代後半台湾の社会救済は台湾省政府が、社会保険は中央政府が守備範囲という体制で社会福祉領域の施策が進められていた。

ところで中華民国の福祉領域といえば民生主義体系及び実践が示されているのだが、1940 年代後半の台湾においてはそれにのっとった過程をたどったわけではなく、「場当たり的な」施策だったといえるのではないか。

本稿ではまず台湾で展開された日本の社会事業に関して思想背景と社会連帯の主体につ

いて触れ、社会保険と救護法が不適応だった理由について言及する。次に中国大陸時代国民党政府が社会保険の導入により労働者を政権支持者として取り込んでいった過程と、土地生活者との連帯ができなかった要因について考察する。最後に台湾省社会處（以下社会処）の役人の発言から急遽救済施設を設置した動機と、国民党中央政府が遷都後直ちに労工保険を導入した背景を考察していく。

Ⅰ　台湾社会事業の展開

1．社会事業思想

社会事業思想には社会連帯思想が反映されている。社会連帯思想は自由放任主義（レッセ・フェール）の反省の上に成立したもので、レオン・ブルジョア思想の影響下、道義的性格と社会科学的性格を総合し、自由主義と社会主義の中間を志向した西欧近代型の「社会改良主義」とみることができる(1)。

ただし社会連帯の主体が西欧とは異なっている。西欧の社会連帯思想における主体とは、たとえばE．デュルケームが「機械的連帯」から「有機的連帯」への進化仮説で唱えているように「個人」とされるが、社会事業における社会連帯思想は「基礎集団」が主体とされた。これは儒教的仁政観の民衆化や、仏教的縁起的有機体思想と社会連帯思想の調和などの影響から(2)、家族国家的・有機体的救済事業思想が色濃く反映され、家族親族（イエ制度）や村落共同体（隣保制度）などの「基礎集団」を社会連帯の主体としてとらえられたことに起因する。

また社会事業は公的部門と民間部門の福祉資源を動員し、これら基礎集団に対して実施される「ソーシャルワーク」を指すもので、国家責任において生活困窮者そのものを対象とした法制度を完備したものではなく、あくまで慈善事業と地方政府が所有する機関などの福祉資源を動員させるという、事業実践の集大成という性格を有するものであった。

2．社会連帯の主体と皇民化思想

（1）社会事業体制下台湾社会連帯の主体

社会事業は内地と植民地と同時進行で導入が進められた。台湾総督府（以下総督府）は1921年に、「社会事業振興に関する依命通達」を公布した。当該期台湾では二つの救済制度「台湾窮民救助規則」および「台湾慈恵規則」が施行されており、一定水準の救済実績を示していたが、「社会事業振興に関する依命通達」公布２年後の 1923 年に施行された民法第19 条に「慈恵院規則」の廃止が盛り込まれ、台湾全土の慈恵院施設の資産は財団法人化され民間の手で運営されることになった(3)。

内地社会事業の中核を担ったのは「方面委員制度」という地方集団単位であった。方面委員制度はドイツのエルバーフェルド制度を源流とし、古来中国式「包家」と日本式「五人組」などを取り込み体系化された「ソーシャルワーク」である(4)。制度の中核を担う方面委員

（ソーシャルワーカー）は無給の名誉職であり、担当地域生活の安定を担っていたが、一方で委員の任命は地方行政の長が行うこと、多くは役人がその任務にあたっていたことから、この組織は事実上準行政機関であった。

台湾は長らく清朝が統治し、当然のことながら行政システムは日本と異なる。総督府は最終的に州制度を採用し、市・街・庄を行政単位とした。だが日本とは基層文化が異なる社会において、社会事業思想の根本思想である社会連帯を形成するための主体である「基礎集団」の根拠を何に求めるかが問題となった。結論として台湾の方面委員制度は日本式行政区分とは異なった地域単位、すなわち中国の古い住民自警自治単位である「保甲制度」に基づいて配置され展開された。

しかしながら方面委員制度を甲制度に区域区分を合致させたため、結果として台湾の伝統的近隣扶助機能は日本統治期間も維持されたままであった(5)。

（２）皇室の慈悲と皇民化思想

日本帝国内で展開された社会事業には、当初国庫予算以外に、「皇室の慈悲を示す目的」において、多年度にわたり複数名目で皇室の下賜が重ねられた。台湾も例外ではなかった。皇室から下賜された資金は二つの流れが認められる。一つは皇室の冠婚葬祭や即位など、特別な事由による巨額の下賜を基金として「恩賜財団」を設置し、そこから民間社会事業団体等へ助成金として公布される「慈恵救済」、もう一つは基金化せず直接に事業団体へ下賜されるもので、必要に応じて適宜行なわれていた。だが下賜は社会救済に対する皇室の慈悲を示し敬愛心を啓発することが目的であったが、社会事業の台湾導入時点では皇室による社会統制手段を強く打ち出したものではなかった。

時は下り 1934 年 10 月に開催された「第七回全島社会事業大会」において「部落改善に関する具体的方策」が決議された。本方策では市街地と農村の両地域の部落改善を目的とし、目標に①公民的訓練、②陋習打破と生活改善、③部落集会所を設置し、隣保事業、文化向上、娯楽の中心とする、④住宅の改善、⑤公共浴場の設置の５項目が挙げられた。この決議項目は、社会教化事業と方面事業とが合体することを示し、特に「公民的訓練」において「皇室尊崇と敬神思想の涵養、国民精神の発揮、国語常用の徹底、融合親和一致協力の美風を養う、共存共栄相互扶助の精神を養う」という５項目が示された(6)。

すなわちこの方策以降台湾の社会事業は皇民化思想に強く彩られることになった。社会事業思想の根底に皇民化思想を据え、天皇を頂点とする強力な家父長制倫理の掲揚、社会道徳の回復を求める「天皇政的仁政的慈恵の再編確立(7)」が現地指導者によってなされ、社会の基層に直接働きかける方面委員のソーシャルワークを通じて、社会統制、道徳秩序の確立がはかられたのである。

３．社会保険の不適用

（１）健康保険が施行されなかった理由

資本主義体制下の社会保険制度導入の動機は、労働者の生活リスク保障を行なうことに

より、蜂起・革命を未然に防ぐことを企図するものである。このため 20 世紀前半の先進資本主義国家では、革命を望まないとされる農民や自営業者（いわゆるプチブルジョアジー）の生活リスク保障は先送りにされていた。資本家は労働者の所得喪失や医療といった生活リスクの保障というコストを負担すること、すなわち資本家から労働者への財の移転により、階級闘争を阻止し資本主義体制の維持存続を求めるのである。

20 世紀初頭の日本内地では社会主義運動が激化していた。ロシア革命から 5 年後の 1922 年、政府は社会主義運動の先頭に立つ「労働者階級」の特定層に対して健康保険制度の導入を決めた(8)。また 1925 年に施行された普通選挙法では、健康保険の被保険者は選挙権を有する層である。つまり政府は社会主義運動の核となる層に対して特権を与え、体制側に囲い込むことで社会主義運動の懐柔を図ったのである。

ところで社会事業導入当時の台湾社会は、日本帝国内の分業体制において主に米・砂糖・樟脳など第一次産品供給地としての役割が期待されていた。したがって多くの台湾人は農林水産業に従事していたため「労働者階級」としては未分化のままであり、この時点で健康保険制度施行は必要がなかったものと考えられる。

日本による台湾統治も終盤になる頃には工業化が進んだ。1939 年には全島の農業生産額（5 億 5,183 万円）を工業生産額（5 億 7,077 万円）が抜き去った(9)。教育の普及もまた階級闘争への啓蒙とつながり、この時点で労働運動の発生が予期できたのだが、社会保険は施行されなかった。理由は社会事業から厚生事業への転換が図られ、社会運動を封じ込める統治体制が完成したことによる。

1940 年 8 月、日本社会事業研究会は「日本社会事業の再編成要綱」を発表し、以降人的資源の国家統制である厚生事業の展開が始まった。同月総督府は従業員雇入制限、鉱業就業時間制限、そして賃金統制の三令を公布し、内地同様労働市場の統制がはじまった。

1941 年 6 月には州・庁の賃金が公定となり、10 月には内地に準拠した国民労務手帳法が施行された。同月「第一回全島厚生事業大会」が、軍人援護会、台湾社会事業協会、台湾方面委員連盟の三者共催で挙行された(10)。これにより台湾の方面委員制度も、先行した内地同様「銃後軍事援護」へと方向転換がはかられ、続いて 12 月の国民勤労報国協力令施行規則の公を以て、台湾も国家総動員体制へと確実に組み込まれていった(11)。台湾の階級闘争は萌芽以前に封じ込められ、労働者を対象とした健康保険を導入する理由はなかったのである。

（2）国民健康保険が施行されなかった理由

内地では労働者を対象とした健康保険法成立から 16 年後の 1938 年、組合を単位に農村を対象とした国民健康保険制度が施行された。国民健康保険は、農業恐慌と呼ばれる慢性的な不景気にさらされ、医療費負担の重圧に苦しむ農山漁村の低所得住民を、地域的な連帯に基づく保険制度によって救済しようとする構想の下に、医療の保障とその厚生施策として出発した制度であった。しかしながら本制度施行は国家総動員法と同年であるところから、政府の本音は戦争を遂行するための強靭な体力を持った兵員が必要であり、その供給源で

ある農村成年男子の健康状態が不良であるならば、戦局にマイナスの結果をもたらせるため、優良な兵員を供給するための農村の健康維持が目的であった。

すなわち、徴兵義務のない台湾人農民に対して国民健康保険を適用する理由は見当たらないのである。

４．救護法の不適用

大正末期から昭和初期にかけて内地経済は極度に疲弊していた。加えて 1929 年に発生した世界恐慌が追い打ちをかけ日本経済は危機的状況に陥った。株の暴落により都市部では倒産が多発し失業者があふれた。農作物は売れ行きが落ち価格が低下（農業恐慌)、冷害・凶作のために疲弊した農村では娘を売る身売りや欠食児童が急増して社会問題となり、国民生活はいよいよ窮乏下におかれた。唯一の貧困者救済制度である恤救規則（1874 年公布）は、すでに当時の社会経済体制下の貧困ニーズに合致しないものとなっていた。

思想の動揺を避けるためにも、立法による新救貧制度の成立が急がれ、1929 年に救護法が成立した。しかし財源の問題を理由に施行は無期限に延期され、施行は３年後の 1932 年まで持ち越された(12)。以降救護法が社会事業における救貧施策の根拠をになうことになった。救護法には、恤救規則にはないとされていた「国家の救貧義務」が定められた。

救護の種類は生活扶助・医療・助産・生業の４扶助が設定され、特定者には埋葬扶助も適用された。救護機関は居住地の市町村長で、名誉職の委員である「方面委員」が補助機関としておかれた。救護施設として養老院、孤児院、病院、その他救護法の目的にそった施設を、民間社会事業も含め法令で規定した。救護費用についても国庫・道府県・市町村の負担割合を明確にした(13)。このように救護法の導入は、近代国家としての責務である救貧施策を画期的に進歩させ、同時に救済の対象者を拡大した。

ではなぜ台湾には救護法が適用されなかったのか。その理由は以下の二点が考えられる。一つは経済の疲弊は内地の問題であり、思想の動揺が激しく革命の発生も予断ならないにもかかわらず施行が３年延期されたことからわかるように、財源の問題もあり、植民地まで救護法を適用する余裕はなかったことによる。ちなみに内地では 1931 年の旧制度下の恤救規則による救護者は３万 534 人、救護法施行３年後の 1934 年の救護実人員は約７倍の 23 万 2,056 人へと急増し、制度として実績を上げている(14)。

もう一つは救護法には「国家の救貧義務」が謳われていたことによる。本法の先に施行されている普通通選挙制度では、「兄弟・親子の相互扶助を受けている者以外の貧困者」を、選挙権からの「欠格範囲」としており、救護法による被救護者はこの欠格事項にあてはまり、選挙権・被選挙権が与えられず、選挙権を有する国民が貧困に陥った場合に、選挙権とのトレードオフとして被救貧者として保護されるという仕組みとなっていた。つまり選挙権・被選挙権のない植民地臣民には救護法が適用されなかったのである。

Ⅱ　中国大陸時代国民党政府の福祉政策

１．社会保険導入の政治的動機

（１）　国民党政権支持者の帰結先

国家成立の条件には実効支配する土地と国民の存在が必要不可欠である。中華民国の政権が中国大陸にあった時代、日本の敗戦後「国共内戦」状態となり、情勢不利となり首府を重慶へと移した。官僚や軍人・兵士などの政権支持者は政府とともに移動し、生命線である資本も中国共産党支配を避け国民党とともに移動した。しかし居住者は移動するわけではなく、国民党、共産党（あるいは日本軍）と実行支配する勢力が替わるたびに生命の危機にさらされたりするなど、日常生活において翻弄されることが余儀なくされていた。

まず言えることは、実効支配者が土地生活者（主に農民）に対して「何を与えることができるか」を明示しないかぎり当該政権を支持することはできない。人々に対して利益をもたらす施策である民生問題を具体的に示さなければ、政権の信任は得られない。

中国は農業が中心の社会である。毛沢東率いる共産党が農民に向けわかりやすい政治メッセージを送り続けたのとは対照的に、蒋介石率いる国民党は農民の心をとらえられなかったため、結果として彼らからの信認を得られなかった。国民党は政権の支持者として土地生活者ではなく労働者を選択したのであった。

このような状況下、1945 年５月に発表された「中国国民党政綱」において、今後の国体づくりのスローガンである「四大社会政策綱領」公表され、民族保育政策、労工政策、農民政策、戦後社会安全初歩実施政策が掲げられた。２年後の 1947 年には孫文の民生主義の理想が盛り込まれた「中華民国憲法」が公布された（同年 12 月施行）。しかし民生主義並びに国民党の社会政策綱領には実施規定がなく、これにより台湾へ政権を移した後も孫文の理想とした民生主義の実施は行なわれかった(15)。つまるところこの綱領とは大陸での主権が怪しくなり、民生問題解決について何らかの公約をしなければ国体の存立が困難と判断した結果提示した「政治プロパガンダ」であったと考えられる。

（２）社会保険導入の動機と施行タイミング

国民党政府は労働者を対象とした労工保険を導入したが、その政治動機について二点指摘できる。一つは政治支持基盤との関係である。労働者を代表する多くの政党や組織が中華民国建国に参加しており、国民党も 1917 年に公表した「労働運動原則」において労働者の福祉を明言している。いわば「理念的な契機」である。

もう一つは労工保険導入の「直接の契機」となったものである。1939 年に疫病の大流行をきっかけに四川省の「塩工」が暴動を起こした。これを受け国民党政府は塩工の経済連帯を目的に労働組合を組織させ、政府主導で医療保障を主目的とする労工保険を適用し生活リスクを保障した。労工保険の導入によって塩工の生活は安定し、仕事の効率が上昇したことから、国民党政府は産業労働者をコントロールする手段として労働者保険の実施は効果的であることを認識したのである(16)。ただしこの時点で労工保険は導入されたのだが立法

化はなされなかった。

国民党政府は労工保険導入の延長線上に政権運営にかかわる公務員・教員層という、いわばエリート層を対象とする社会保険の法制化をすすめ、1943 年に公務員退職法、翌 1944 年には法案ではないが学校教職員撫卹条例および同退職条例を成立させている(17)。

ところで社会福祉通史において篤志家など社会的地位の高い人々による困窮者救済の次なる段階は、国家介入による救貧政策と保健衛生政策を行き届かせる社会事業へと移行し、その次に防貧政策の核となる経済単位の連帯からなる社会保険の導入という過程を経て、環境や心理的安定を図る政策が展開されるステージへと移行するという経緯をたどる。民生主義思想もまたそのような発展体系をとっている(18)。

しかし中国大陸における国民党政府のとった福祉政策は、福祉の発展が救貧政策および保健衛生の整備を進めなければならない段階で、政権を支えるエリート層と重点的な産業に従事する労働者を対象とした社会保険を、社会経済発展段階にそぐわない時点で早々と導入した。彼らの生活リスクを保障し被保険者たちと経済連帯を創出することで、政権支持の担保をとったのであった(19)。

２．社会救済事業と国民党政府の連帯者

（１）救済院制度の継続と民間慈善団体の新興勢力

次に大陸時代の国民党は土地生活者にどのような事業を行なっていたのかをみていく。明清時代、中国版図内（主として南部）には善堂済院など民間の慈善団体による社会救済機構が多く設立されており、中華民国成立後もいくつかは旧態とした団体として活動をつづけていた。内政部は社会救済事業を社会行政および社会政策の主要部分に位置づけるために「救済院規則」を公布し、民間の慈善事業に国民党政府の影響力を波及させていくという方法論をとった。

政権成立から 19 年後の 1930 年には、江蘇省など 18 省において総計 566 の縣・市に設置された救済施設のうち、466 は国民党政府が提示した新しい救済院規則にのっとった施設へと転化し、1,621 は旧態とした慈善団体が運営する施設のままであった(20)。つまりこの時点で国民党政府の意向を受けて運営されている施設は 22.3%を占めるにすぎなかった。

しかしながら国民党政府は「救済院規則」を公布したものの、実際の救済事業については旧社会から存続する機構に多く依拠したままであり、規則が規定する施設とは養老所、託児所、残廃所、育嬰所、施医所、貸款所など、実質的には清時代の救済制度と変わることはなく、救済を受ける者にとってとりたてて目新しいものではなかった。この体制は 1940 年に「社会部」が成立するまで継続された。

ところで社会部が成立した後も民間の慈善団体は、社会救済事業を構成する機構として重要な存在であり続けた。社会部が 1946 年に全国 29 省市にある救済機構を調査したところ、民間慈善機構は 3,045 機関中 1,011 と 33.2%を占めていた。1930 年時点よりは割合が減少したが２年後の 1948 年には 4,172 機関中 1,969 となり、全体に占める割合が 47.2%

へと高まっていた(21)。民間慈善機構勢力が急進していったことがうかがえよう。

その背景には、慈善団体に新興勢力が出現したという事情がある。救済事業へは西欧のキリスト教義にのっとった社会福祉運動を基盤とする多くの慈善団体が中国大陸内に入り込み勢力を拡大し始めたことから、中国の伝統的方法にのっとった救済機構は衰退の一途をたどっていった。中でも最も大きな影響力を持った外来勢力は中国紅十字会であり、救護と賑済を主に広く事業活動を敷衍していった(22)。

（2）国民党政府との連帯者は誰か

中国大陸時代の国民党政府が提供した福祉施策とは、国民党政権を支える公務員（主として官僚）および政権支持層として取り込みを画策した特定職域の労働者の社会保険と、土地生活者に対して救済院規則に基づく官民慈善団体による救済事業の二通りであった。しかしながら国民党政府の救済事業は旧社会の施設を利用していたことに加えて、キリスト教義による民間慈善団体が勢力を伸ばし、かつ国際組織なども勢力に加わり始め、国民党の政策意図は土地生活者にはほとんど伝わっていなかったものと思われる。

国共内戦下、政権維持がぎりぎりの状態であった 1943 年に、国民党政府は救済院規則を改め「社会救済法」を成立・公布している。これにより施設救済だけでなく院外救済が可能になった。だが、政権の拠点を南京から重慶へと移転させ、実効支配地が共産党勢力に取り込まれていく社会状況の中で、一般法をもっていったいどの地域の貧困層を想定し救済しようとしたのだろうか。

そもそも国共内戦では国民党が劣勢で非常事態となり、政権の周囲にいる者たち以外に目を配ることは容易ではない。国民党は土地生活者ではなく政権の中枢に位置する官僚・軍人・兵士、そして生活リスクを保障された労働者との連帯を選択した。共産党の支配となった地域にとって社会救済法は対象域外となり、法案そのものが意味を持たない。土地生活者にとって国民党政府とは、戦禍を残しただけで利益をもたらせなかった存在としての印象が残されたのではないか。

国民党政府は民心掌握をすることなしに 1949 年 12 月 29 日、台湾へと政権の拠点を移したのである。

Ⅲ　台湾遷都直後の国民党福祉政策

1．勘定と感情の関係

社会福祉は生活リスクを保障する装置であり、生活者の「勘定」（経済）であると同時に統治者に対する「感情」を形成する重要な要素となる。台湾を統治した清国、日本、中華民国は共に外来政権であり、台湾社会の中から自ら立ち上がった政権でない。つまり後から統治にあたった外来政権に対する台湾人の評価は、前政権との比較において、この政権は何をしてくれるのかという現実的な「勘定」と、その結果によって新政権に対してロイヤルティが持てるかどうかという「感情」形成が大きく作用する。

台湾人の立場で考えれば、日本よりも暮らしやすい社会環境が新政権によって保障されれば、同じ「漢族」であるだけにさほど問題はないだろう。国民党政府の立場に立てば、日本統治時代よりも暮らしやすいという社会意識を形成するためには、日本が展開した社会事業のうち、使えるものー台湾人に受け入れられているシステムーは使い、廃止するものー台湾人の利益にならないものーは廃止するという「勘定」を優先させればよい。だが台湾人の利益を無視し日本の社会事業項目中台湾人に受け入れられている・いないにかかわらず徹底して廃止するとなると、台湾人の社会意識という「感情」は国民党政権に対して否定的になるのは否めない。

国民党政権はイデオロギーという、政権に内在する「感情」によって日本社会事業を全否定した。ならば直ちに台湾人の生活が保障される代替の福祉システムー台湾人の「勘定」を形成する部分ーを構築したかといえば「否」であった。一方で国民党にとって経済的利益が見込まれる「日本資産」を接収し、巨額な富を占有するとともに、政権に付随して台湾へと渡った国民党員への雇用機会確保の手段としたことを、台湾人は目の当たりにし、勘定・感情両側面ともに国民党政権に対して懐疑的となり、ロイヤルティが持てなくなってしまった。そこに 1947 年に２・28 事件が勃発。台湾社会の「外省人」と「本省人」によるエスニック分断が決定的なものとなった。

２．日本社会事業の否定

（１）救済院設置

中華民国に台湾省を編入した国民党政府は日本の台湾社会事業を接収した。1947 年６月に台湾省社会處（以下社会処）を設立、各縣市の救済施設を合併あるいは撤収し事業の一元管理を行なった。以降国民党政府台湾遷都前の 1948 年１月、社会服務処機構として高雄、花蓮、新竹、澎湖、屏東に５つの救済院が設置された(23)。この一連の政策過程は２・28 事件以降のものであるところに着目しておきたい。

ところで中華民国台湾省編入から救済院設置までの施設救済者数は、日本統治時代の 1938 年には公私立合わせて 18 施設 1,303 人の被救済者がいたのだが(24)、台湾省となった 1946 年には１施設 184 へと極端に落ち込んでいた(25)。この主たる原因は、台湾省政府による院外救済が直ちに行われたという文脈ではなく、次の社会処官僚２名の発言に見られるように、台湾社会の中国化を目的とすべく、日本統治時代の社会事業を否定する政策目的の影響を受けたことが要因だと考えられる。

「台湾の社会事業は台湾の自然環境と社会的特殊性に注意しなければならないことは疑う余地もないが、台湾は中国の一省であることを忘れてはならない」（社会処長李翼中の発言、1948 年）(26)。

「社会服務は社会事業においてひとつの最新的な施策であり、…中略…台湾においてはその特殊な需要と価値を更新しなければならない。理由は①たとえ少しの恩恵があったとしてもそれは植民地政策手段の組み合わせにすぎず、純粋に台湾同胞の福祉を計画し、社会服

務処機構を設置したものではない、②日本が台湾を統治した半世紀の間、教育、文化、社会生活などの各方面で大変深刻な毒素を受け続けた。すみやかに矯正し再建させる必要があるからだ」(同処第四科長徐正一の発言、1948年)(27)。

(2) 2・28事件起因の日本社会事業への転化

李の発言からは、台湾社会に適合した社会事業よりも、中華民国としての事業が優先されなければならないという意図をくみ取ることができる。一方徐は日本統治時代の社会事業を矯正し再建すべきであると主張し、社会服務処機構の設置は単に台湾人の福祉のためではないという政治的発言であることが確認できる。

社会処の設立は2・28事件の4か月後の6月であり、社会処官僚であるこの両名の発言はその時点のものである。台湾省政府は事件発生要因が日本統治、とりわけ毒を撒き散らした社会事業にあるとし、即刻日本の社会事業を停止し新たな事業展開(社会服務)をすべきと表明したのであった(28)。

社会処は設立10日後に「本省人失業労働者及びその分布状況調査」を敢行し、その6日後直ちに「台湾省人民失業調査及び救済辦法」を公布した。この施策は結果として社会処の役人間に日本による社会事業のマイナス評価を印象付けた。また「2・28事件調査報告」において事件はある些細な原因によるもので、またそれはいわゆる日本植民統治が残していった毒のせいであって、失業労働者の不満はこのためであると誇示したのだった(29)。

国民党政府台湾遷都までの間の台湾省社会処の主たる任務は、「天皇の主旨を受け、天皇の恩恵と権力とを知らしめ、政治の道具へと形を変えて注入された皇民思想」を消し去ることであった(30)。このように日本の社会事業を否定、除去したうえで、民生主義に基づき社会処管理の下で5地区に救済院を設置し、救済事業が開始された。だがその実態はいったん廃止した日本の救済施設を取り急ぎ再開したものであった。

3.社会救済法不適用の救済施策

ところで救済根拠については既存の社会救済法を適用せず措置対象者を細分化した規定、台湾省冬令救済実施辦法(1946年)、台湾省人民失業調査及び救済辦法(1947)、台湾省震災協振辦法(1948年)台湾省各公立医院付設貧民施医所辦法(1947年)、台湾省立救済院組織規定(1949年)、台湾省立習芸所組織規定(1949年)、内地来台難民安置辦法原則(1949年)などを根拠に救済を実施していた(31)。これは実効支配地が不安定である中華民国にとって救済措置を台湾省に限定するための方策であり、中華民国全域に適用される社会救済法を根拠にできなかったことによる。

2・28事件の起因を日本統治にもとめたものの、社会不安への対応策としてすでに廃止している日本の救済施設を再開。救済の根拠として権利性を有する社会救済法ではなく、救済対象者を細分化し、政府の恩恵をその対象者に直接実感させられる規則群を設定し措置を実施したのである。ありていに言えば「その場しのぎ」的な対応であった。なお救済の認定および措置施設の振り分け、給付の実施は救済院が任にあたった。

1958年にはこれら複雑な救済制度を見直し、「社会救助法案」がまとめられたが立法化にはいたらず、中央立法化は1980年まで待たなければならなかった(32)。

４．社会保険の導入

第Ⅰ章で述べたとおり台湾で展開された日本の社会事業では、権利性を内在した社会保険と救護法の導入は見送られた。普通選挙法とともにこれら権利性をもった二制度を導入しなかったということは、日本は台湾を政治の主体者ではなく、政治の対象者と見ていたことに他ならない。では国民党政府はどうだったか。

台湾遷都３か月後の1950年３月、国民党政府は公営企業を中心とする工鉱業雇用者を対象とした社会保険制度である「台湾省労工保険辦法（規則）およびその施行細則」と「軍人保険条例」を台湾省限定で施行した。本議論の対象期間からは外れるが、1958年には中央立法として「公務人員保険法」を施行するとともに、労工保険を中央立法化した。

上記保険の特徴は①職種を基礎単位とした被雇用者集団を対象にしていること、②給付範囲は疾病と障害を基本とし老齢、身体障害、出産、育児、葬儀などの生活リスクに応じ一時金あるいは補助金を提供する総合型の保険であること、③総合型の保険であるにもかかわらず、保険料の設定が比較的低いことから、被保険者の負担を軽減した保険制度であったといえる(33)。

ではなぜ遷都後直ちに労工保険が導入されたのか。それは前章で述べたように、国民党政府は労働者との連帯を選択したことに他ならない。政権を支持し未知の地台湾へと随行してきた労働者の所得を確保することが先決だったことによる。日本資産を接収し、国公営あるいは党営企業とし、労働者として外省人エスニックで構成された国民党員を優先的に採用し配属する。彼らの生活上発生する疾病や老齢、退職というリスク保障として所得や医療の保障を実施することで、政権と強固な連帯形成が期待できるのである。

外省人は台湾に生活の基盤を持っておらず、労働者として給与所得に依らなければ生存できない。台湾遷都直後は国家公務員と軍人は外省人によって独占されており彼らもまた給与生活者である。このことからも国民党政府は可能な限り公務員としてあるいは労働者として外省人（ほとんどは国民党員）を積極的に雇用し、彼らの台湾での生活を保障した。

社会保険は本来被保険者の権利が担保される普遍主義的社会保障のひとつであり、選別主義的に運用されるものではない。しかし国民党政府は民生主義の基本需要層に位置づけられている社会保険を、政権と連帯する外省人の給与生活者だけが恩恵にあずかることができるというように選別し、運用をゆがめてしまったのである。

つまり台湾人（本省人）から見れば、国民党政府が社会保険を施行したとしても、保険適応の職場が外省人によって独占されていることから無縁に等しく、実感として日本の社会事業と大してと変わりはない。視点を変えれば本省人の目の前に現れる外省人は、高い賃金所得に加え、医療と退職後の所得が保障されている存在である。それでなくとも台湾人にとって外省人政権である国民党政府は、暴力装置で本省人を押さえつけ、さまざまな条件をつ

けて資産や農水産物を本省人社会から収奪しているという存在としてとらえられ、「勘定問題」が「感情問題」へと転化し、エスニックによる社会分断としての省籍矛盾の形成を助長したのは必然のことだったのである(34)。

終わりにかえて

中華民国は孫文の唱えた三民主義に基づいた国家建設を目標とする。民生主義は社会の不平等を打破し、経済上の平等を求めることを主眼とした行動綱領であり、中華民族の社会福祉は民生問題解決の領域である。民生主義は国有化の程度が高いこと、福祉国家の受容度が高く、反資本主義という傾向から、社会民主主義に近い政治経済システムである(35)。

民生主義は社会問題を解決するための施策総体であり、時系列的に三層（３ステージ）に区分され、それぞれの階層において解決すべき課題を明確にしている。最初に取りかかるべき問題群として基層に「基本生活需要層」が設定され、これらが解決されれば中層の「社区生活需要層」問題群に取り組み、最後に上層の「環境品質及び精神衛生生活需要」の問題解決へと移行する発展形態をとる構造体系となっている。

本章でとりあげる社会保険と社会救助は、保健衛生、福祉サービス、国民就業、国民住宅とともに六大項目として基本生活需要層に掲げられている(36)。しかし国民党政府は民生主義の実践を上記手順に従った政治過程に従って推進した形跡はなく、順不同かつ政権維持のために必要な項目から手をつけていった。

そもそも中華民国台湾遷都までの台湾省において、民生主義に基づいた福祉領域の施策が行なわれた形跡は見あたらない。日本の植民地の影響が色濃い社会文化、社会事業の否定から手をつけている中で２・28 事件が発生した。これを抑え込むためにあらゆる手段を講じていた一地方政府である台湾省にとって民生主義の実践にはほど遠い段階だったのである。ひとえに「大陸奪還」が中華民国の最大の政治課題であり、台湾は「仮の住まい」であるため、国家単位での政策は打てなかったのである。

【注】

(1) 吉田久一『日本社会事業の歴史　全訂版』（勁草書房、1994 年）pp.138-139 を参照。

(2) 吉田、前掲書、pp.139-140 を参照。

(3) 社会事業導入前の救済制度については別稿に記した。今井孝司「日本統治期台湾における社会事業導入前の窮民救済制度」、（『現代台湾研究』第 30・31 合併号、2006 年）。

(4) Lin, Wan-I（林萬億）, 1990. *Social Welfare Development in Taiwan: An integrated theoretical explanation.* University of California, Berkeley: U.M.I, p.86。

(5) 以上 Lin、前掲書、p.86 を参照。なお保甲制度は従来台湾で機能していたおよそ 10 戸を一甲とし、10 甲を一保とする戸口調査、出入り者取り締まり、風水火災土匪強盗窃盗の警戒捜査などをになう自警団体であった。

(6) 教化事業項目については、『台湾社会事業要覧』昭和 14 年版、pp.207-260、および社会事業研究所編『日本社会事業年鑑』昭和 17 年版（中央社会事業協会、1974 文生書院による復刻版）pp.387-391 を参照。

(7) 吉田、前掲書、p.123。
(8) 被保険者となる条件は「従業員が 10 人以上の工場や鉱山、交通業などの事業所で雇用される、年収 1200 円以下の常用労働者本人」と、安定した雇用と一定の所得が保障された労働者層のみが対象とされた。
(9) 向山寛夫『日本統治下における台湾民族運動史』(中央経済研究所、1987 年) p.168 年表部。
(10) 沈潔『植民地台湾における方面委員制度の展開及びその特質』(永岡正巳総合監修『戦前・戦中期アジア研究資料２、植民地社会事業関係資料集〔台湾編〕別冊〔解説〕』、2001 年) p.116。
(11) 以上出来事については、向山、前掲書年表部、pp.174-175 を参照
(12) 百瀬孝『日本福祉制度史―古代から現代まで―』(ミネルヴァ書房、1997 年) p.31 を参照。
(13) 以上救護法内容については吉田、前掲書、pp.148-150 を参照。
(14) 吉田、前掲書、pp.149-150。それでも灘尾弘吉保護課長は、被保護者は要保護者の 3 分の 1 に過ぎないという。同書、p.150。
(15) 林萬億『福利国家－歴史比較的分析－』(巨流図書、1994 年) p.163。
(16) 曽妙慧『台湾における「労工保険」の成立と展開―1950 年の導入から 1988 年の第 4 回の修正まで―』(東北大学『研究年報「経済学」』第 58 号 No. 3 、1996 年) pp.75-76。
(17) 行政院研究発展考核委員会『我国社会福利定義与範囲之研究』(行政院研究発展考核委員会、1995) p.116。
(18) 行政院研究発展考核委員会、同上書、p.116。
(19) ただし孫文による三民主義を標榜する中華民国は、政治経済体制を社会民主主義に求め、マルクス主義による暴力革命を否定していることから、労働運動の激化による革命を忌避するために、労働者と連帯し社会保険により慰撫したのかもしれないという議論は、機械を改める。
(20) 林萬億、同上書、p.159。
(21) 林萬億、同上書、pp.164-165
(22) 林萬億、同上書、pp.164-165
(23) 林萬億、同上書、p.179。
(24) 永岡編集、前掲書、pp74-75、pp88-110。なお日本統治時代の統計については終戦間近の年になるとデータはそろわなくなっている。
(25) 行政院主計処編『中華民国統計年鑑』1989 年 (行政院主計処、1989 年) pp.300-301
(26) 林萬億、同上書、p.179。
(27) 林萬億、同上書、p.179。
(28) 林萬億、同上書、p.180 を参照。
(29) 林萬億、同上書、p.180。
(30) 林萬億、同上書、p.180。
(31) 孫健忠『台湾地区社会救助政策発展之研究』(時英出版社、1996 年) P.37 を参照。
(32) 1958 年内政部社会司において「社会法規整理委員会」が組織され、これら複雑な救済措置を整理、新たな社会救助制度づくりの検討に入り、中央立法による「社会救助法草案」がまとめあげられたが、立法化の審議にはかけられなかった。同上書、pp.40-42。
(33) 林成蔚『社会保障制度の政治過程―90 年代の台湾における健康保険と年金の改革・形成―』、(『日本台湾学界報』第 3 号、2001 年) pp.25-28 参照。
(34) なお公務員、軍人、労働者層における外省人占有状況については、今井孝司『戦後台湾における福祉のエスニック分断―「福祉国家・中華民国」建設の頓挫要因分析：1950 年から 1980 年を中心に―』(日本・台湾史研究会編『台湾研究的新潮流―日台共同研究成果報告―』、2004 年) を参照のこと。
(35) 社会福祉思想としての民生主義の詳細については、今井孝司『中華民国台湾における

福祉国家建設阻害要因の検証―憲法と民生主義間の不整合を中心に―』(『東洋史訪』第16号、2010年3月31日) pp.48～49を参照のこと。

(36) 社会福祉サービス体系としての民生主義の詳細については、今井、同上論文、pp.49～51を参照のこと。

【翻訳紹介】
中国水利の歴史的展開―近代行政体制の変革と現代水利への変遷―

譚　徐明　著
森田　明　訳

前言

1950 年代以降、中国の水利は未曽有の窮地に直面し、歴史の転換点に至った。この論文は治水工事の変革をもって切口として、社会と自然の各レベルより、代表的な意義のある出来事を選び出し、中国の水利の古代から近現代に至るまでの転換点を時期で位置づけている。論文の指摘するところは、治水工事の管理体系は古代国家の水行政管理の核心であったが、20 世紀初期の解体に従って、数千年間を継続している古代水利は遂に終焉に向かった。19 世紀中頃から 1920 年代に至り、江河、河口水道管理権が他人の手に移り、長江、黄河、海河、珠江の流域機構が設立され、これは近代水利の発生と発展の基本的脈絡である。1930 年代は「統一水政」を代表として、国家、地方と流域の完全な水利行政体系が形成され、近現代水利の基礎を完成するようになった。

中国の水利は如何にして古代から近現代に至ったのか？今に至るまで、水利の歴史的期間別区分の多くは、中国通史の時期区分兼ねて工事技術の基準を沿用してきた。水利は社会と自然関係と密接な人間の活動であり、技術領域の継承と変革は、互いに補完しあって生成したものである。近代のコンクリートによる高いダムは、いまだに石積みの堰ダムを完全に代替することができない。「水」の利用中において、長い歴史のために根本的な治水の道を失うことはあり得ない。技術は日進月歩であり、科学は時代を超越している。本文は 1850 年代以降の漕運、治水工事の変革を切口として、社会と江川の変革などの側面より、代表的な意義の出来事を選び出し、中国水利の古代、近代と現代に対して明らかな分期点を示したい。

1850～1900 年：漕運末期中の水行政体系の解体

元明清の大運河は現在称する大運河あるいは京杭運河で、これは運河の中枢をなす水運体系であり、黄河、淮河、海河水系の諸水路を連繋したもので、北京を目的地とする食糧運搬の基幹水路を構成し、治水工事管理体系は漕運が障害もなく順調に流れるに関わり、国家の水利の最も重要な管理の一環であった。治水工事の管理体系は西漢に形成され、その時河堤謁者（官名）が設けられ、中央から派遣され黄河の氾濫を塞ぐ工事や河川の防波堤の大工を監督する官僚である。唐代では中央水部の下に都水監を設けたが、今日の流域管理中の管理機構の性質に類似しており、中央に直属する治水工事組織の管理体系の仕組みである。明代では都水監を総理河道衙門に改称し、清代では河道総督と称し、河道と略称した。河道の下には分司が設けられ、雍正期には既に河道に従い、行政区に跨って４つの河道総督が設置

され、各河道総督は直接的に皇帝に対し責任を負い、治水工事の管理はさらに集権的になった。清末になると直隷（天津に駐在、北京、天津地域内の運河と永定河の管理）、北河（臨清に駐在、河北地域の運河および海河南系の諸河川の管理）、東河（済南に駐在、山東、河南地域の運河、黄河の管理）、江南（淮安清江浦に駐在、江蘇地域の運河および黄河、淮河の管理）の４つの河道とした。清代の河道の傘下に道―庁－汎の３級を設けた。河道総督は往々にして軍銜（軍の階級）を持ち、数省の兵役を指揮し、治水工事の修復に従事させることができた。河道管理体制と併存の漕運体系は、漕糧の護送および過閘（ゲート通過）、浅水の交通、各ゲートのダムの開閉の組織など、両者が互いに信頼関係にあった。数省ならびに行政区域に跨る治水工事と漕運は、数千年の集積体制下の運行において、最も長期的な重要部分である。**図1**は清代の通恵河の上の水閘（水門ゲート）工事および行船の情景を描いている。**図2**は欧米人が描いた黄河、淮河の水運交通の合流部清口の船が雲集する情景である。

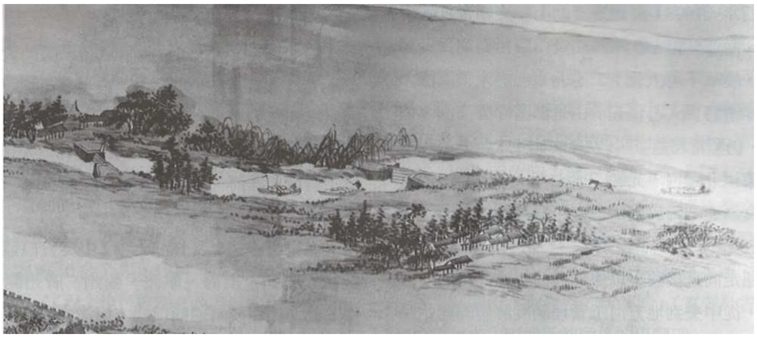

図1　清代通恵河の上の水門ゲート工事と船の通航情況

（出所）清・弘旿画「都畿水利図巻、通恵河」の一部分。

図2　18 世紀黄河・淮河合流の清口

（出所）乾隆時期。イギリスの中国訪問団の絵師アレキサンダーが書いた絵画。

19 世紀以降、黄河は大きな改道の前夜に入り、殆ど毎年のように決壊していた。黄河、淮河の水運の合流部に深刻の淤塞が発生し、黄河の氾濫がさらに江蘇徐州、宿遷間、山東曹県、張秋間の運河をたびたび沖断した。堤防大工事が頻繁に実施され、漕運は困難を極め、水利は国を挙げて注目される重大な課題となった。道光期になって、黄河と淮河の合流部の清口は既に淤廃し、本来、盱眙淮安の段は南から北に流れる淮河は既に清口に出ることが困難となっており、高家堰で度々に決壊した。やむをえず毎年 3 月の北上行漕の時、この段の黄沙堆積の水道の上で、水塘（貯水池）を掘り、一つの水塘に一回に 100 艘の漕船を入れ、そのあとに再び水塘を掘り、「灌塘行運」と称した。淮河から黄河を貫通するこのような難工事は、道光 6 年（1826）になってから海運の漕行を試行せざるを得なかった。咸豊元年から同治 4 年（1851～1864）まで、太平天国軍が中国半分の国土を混乱に持ち込み、清朝は動乱を平定したが、国勢が大いに傷つき、河川工事の経費は大幅に削減した。咸豊元年（1851）、淮河は改道し、咸豊 5 年（1855）には黄河が改道し、長江以南の漕路は中断した。太平天国軍は江南を占拠すること 10 年、江南運河も中断し、漕糧のすべてが海運を経由して北上した。太平天国軍が征服された後、山東総督の丁宝楨をトップとして山東籍の官僚に黄河改道の復元を建議し、漕運を再び整備する議論が同治期の一時に主流となった(1)。しかし、光緒期に李鴻章をトップとする革新派の大臣および江蘇の地方官僚は、河運を停止し、全面的に海運を主張し、その主張は一時的には、朝廷上下に慎重な配慮を引き起こした。両者の主張は清末の官界において上下相譲らなかった(2)。同治朝から漕運は海運を主とし、年平均の運輸量は 100 万石から 200 万石の間で、運河を通過するのはただ長江以北の漕米の約年間 10 万石のみであった。光緒 13 年（1887）、黄河が鄭州で決壊したので、主流は賈魯河、渦河を経由して淮河に入った。下流は北行の水道が断流し、その年の河運はすべて停止された。翌年、李鴻章は鄭州の決壊箇所の修復を担当し、黄河が再び北行の水道に戻った。光緒 15 年（1889）、山東巡撫張曜は河運の再開を要請し、その後の水運量は増加し、最多の時には 20 万石に達したが、なお 18 世紀の水運量の 5％にも及ばなかった。このような水運量は既に異常な窮状を示すものであった。工事の修復は長期間に及び、黄河北行後の張秋南北の運送は度々淤塞した。光緒 20 年（1894）以来、両江総督張之洞、学士瑞洵などは続々と漕運の停止を提言し、改めて糧折銀（漕糧を銀貨に変換）にした。漕運の中止は集権体制の根本に響くので、戸部の強い反対受けることになった。光緒 24 年（1898）慶親王奕劻は光緒帝に直接反対を上奏した。河運と海運が同時に停止すると、江南の沙船および山東沿河の貧困民、津通は同時に失業するので、変革は急ぐべきではないと称した。第 2 に、北京は既に米価が高騰し、多くの人々は食糧が乏しく、漕運の停止はさらに人の心を不安に落とし入れることになった。そのために、漕運をやめることに対する反対の呼び声は高まり、依然として「皆を許さず、平常のように起運せよ」と主張した(3)。翌年、山東、河北で義和団が起こり、山東以北の運河が阻断された。光緒 27 年（1901）、糧折銀の廃止を迫られ、食糧の調達はすべてが商弁（商人）の手に帰することになった。翌年には漕運総督が撤廃され、2000 年以上に及ぶ漕運制度は遂に終末を迎えるに至った。

清末の漕運の行く方は、運河の順調な流通を保障することを目的とする河川工事体系の存廃に直接的に関わっていた。中央から地方に至るまで治水管理制度の解体の開始は、まさに咸豊 10 年(1860)、すなわち淮河改道の 10 年後、黄河改道の 5 年後のことで、江南河道の撤廃が発端であった。この年、江南河道の撤廃および淮揚、淮海の 2 つの道の隷属、ならびに淮徐河道が淮徐揚海兵備道に改称することになり、依然として徐州に駐在し、もとの３つの道に属する河川工事を兼ねて管理していた。黄河はもと徐州から淮安に至る各庁所属の河川管理の州同、州判、県丞、主簿、巡検などをまとめて廃止し、各工段の汛地（見張所）は改めて各所属の州県官の管轄によることにした [(4)]。2 年後、御史劉其年はさらに河東河道総督の撤廃を提出すると共に、河工経費の減額を建議した。劉其年は河工の腐敗（職権を利用して不法に資材を盗む）について申し述べた。それによれば、通常の歳修に用いるのは、十分の一、二に過ぎない。その余分はすべて河道、庁、汛および地方に留保（官物を止め置く）された。太平天国軍が起こった後、河川工事費の不足が多年に及んだのは河道上下の官僚の無駄遣いに依るもので、工事の荒廃については誰も無関心であった。東河総督を廃止し、河工は地方に属することに変更し、省くべき経費は養廉、俸禄、ならびに各属の陋規（賄賂などの悪習）などに支払う費用の数万元の多きに及んだ [(5)]。光緒 26 年（1900)、運河の沿線に義和団が発生したが、義和団の主体的な成員の多くは、運河沿線の社会的底辺の河工労働者であり、山東運河の不通は、河工労働者の仕事を奪うこと数十年、千人から万人単位の労働者が困窮に陥れ、事件が起きるとその破壊力は極めて大きな暴動になった。翌年、運河道および河東河道総督を撤廃し、運河、黄河の河工労働者は地方の会弁に帰することに変更した [(6)]。これによって、河運は遂に廃止に至った。運河、黄河、淮河、永定河などは、国家が担当する水利事務を全面的に地方の所属になり、再び全域が関与することはなかった。中央から地方に至る治水管理体系の解体は、一つの時代の終結でもある。

河口管理利権の喪失と現代水利技術の基礎

1911 年、国家が衰弱し、人民の極貧のなかで、辛亥革命が爆発し、満清王朝が推翻され、中華民国は共和体制をもって、最後の専制王朝に代わった。1914 年、全国水利局が設立された。全国水利局は、全国水利権を統括していなかった。江河の管理は交通部に、農田水利は防洪と内務部に属し、河口の浚治は外交部に属していた。河口水道は列強によって支配され、殆ど麻痺された黄河と淮河の運河治水体系、および連続数年に続いた北方の大旱魃と南方の江河の洪水による困窮の情勢は、管理メカニズムが異なる前の王朝に至るまで、水利の方向性を決定した。

通商港の開放と水道利権の喪失

1840 年代のアヘン戦争以降、門戸が開放され、最初にイギリス人が水道の浚治を理由に最も早くから上海に河道管理局を設置し、上海長江の通商港の水利利権が喪失した。この出

来事の近代中国の水利に対する影響は、1つ目に、欧米の水利工事技術がこれによって、中国に流入したこと。2つ目に、黄河、淮河、運河管理の前期作業の展開を刺激し、河道の管理機構の再建ができたことである。

道光23年（1843）に「中英五港通商章程」の実施後、厦門、上海、寧波、福州、広州が開港され、その後、天津、武漢が相次いで通商港となった。通商港の開港後、列強各国はさらに水事管轄権の内地への拡大を図った。呉淞江口外の各国の大型商船が黄浦江に出入ができるために、1901年に「辛丑合約」（北京議定書）において黄浦江河道局（1911年、浚浦局に改称）を設置し、合約の付款とした。河道局の政策決定層は上海道、税務司、領事団、租界工部局から組成された理事会であった。オランダ人のヨハニス・デ・レーケ（Johannis de Rijke）[7] が技師長に就任し、これは河工事権を掌握する職位であり、その後、技師長職はすべてを外国人が掌握していた。名義上、河道局は長江口から上海に至る水道疏浚工事機構を主宰したが、実際は長江下流の水道の管轄権を掌中に入れており、同時に業務を中流から上流へと伸ばした。光緒6年から宣統3年（1880～1911）にかけて、浚浦局は前後して、重慶、宜昌、城陵磯、沙市、漢口、九江、蕪湖、南京、鎮江、呉淞に水文や水位站を設置した。江河水道の管理利権を開放した後、イギリスとフランスの二国は長江の下流と中流において、数十年間にわたり持続的に水道の調査、地形測量、さらに沿江防洪工事の企画と建設中の発言権を掌握した。

浚浦局は黄浦江と長河口の水道管理の利権を占有したが、これは中国の主権に対する侵害である。光緒31年（1905）、中国政府は国有への回収を要求したが、1911年に黄浦江河道局は浚浦局と改称し、外交部に隷属し、依然として外国人が掌握しており、新しい機構の暫行章程第7条の規定は、「浚浦局の許可権の及ぶ所は、黄浦および揚子江の上流、海潮の及ぶ所である。この地域内の洪水線の間では浚浦局の許可が無い限り、自由に河流に影響する構造物を建設することはできない」と。この条款は政商界の不満を引き起こし、1923年に内政部が滬港務局の設立を提出し、浚浦局の利権の帰属を実現した。しかし、1945年の抗戦終結後、黄浦江河道の利権が初めて正式に国有に帰することになった。

黄浦江河道局の運営メカニズムは天津海河口に至るまで沿用された。光緒23年（1897）、北洋大臣の王文韶とイギリス、フランスの領事、税関、外商僑会が共同で協定に署名し、天津で海河行程局が設立され、渤海の大沽から天津海河に至る疏浚と整備を専門に担当した。上海と異なるのは、その時の北洋政府が大部分の工事費用を負担したことである。1929年に海河整理委員会が設立され、海河工程局の疏浚、制導工程の建設を継承した。董事会（理事会）のメンバは内務部、財政部、外交部、建設委員会と河北省、天津市政府、海河工程局、領事団で構成された。この機構中、中国側はより多くの利権を抱えたが、ただ技師長はなお外国側が担当していた。1933年に海河工程局、海河整理委員会が撤廃され、改組して整理海河善後工程処となり、ここに至って海河口の主権が回収されることになった。

19世紀末期以来、長江口、海河口を除いてその他の河口の疏浚、管理は、同じように外国人が主導権を握っていた。遼河営口港の双台子の整備工事は、光緒34年（1908）より1920

年に至るまで 12 年間、先後してイギリス人、アメリカ人と日本人を招聘担当し、遼河下流の営口港から遼河に入るまでの治工を経て、内地の 50 数キロに入ることができた。1914 年から 1920 年に至るまで、広東珠江デルタの疏浚工事も、欧米各国の広州に駐在する領事館および税関の手に掌握され、やむを得ず上海浚浦局の外国人を継続して招聘し、技師長に就任させ、疏浚のほかに西江、東江の防洪工事の検査作業を担当させた。

西風東漸下の技術変革

上海長江口と天津海河口の疏浚と河川工事の管理は、外国の工事の設備と技術を持ち込んだものである。特に河道の測量、水文の測量は、数千年以来の治水と管理の歴史を持つ中国に極めて大きな衝撃を与えた。19 世紀中期から 20 世紀初期において、清政府、民国政府はもちろん、西側の測量を水利の変革の“処方箋”とした。長江、黄河、淮河、珠江の水道測量のなか、中国初期の測量技術員の養成はこの領域から始めた。山東総督呉大澂が主管する黄河、河南の閿郷から山東の利津河口の測定図は、天津、上海、福建、広東の人材が集合し、光緒 19 年（1893）、湖広総督張之洞の長江から荊江の段の測定図は、広東測図委員会の中の中国人会によって完成されたものである。

19 世紀中頃、黄河、淮河の改道において運河が中断され、河口の主導利権が、外国人の掌中に落ちた情勢の下、大きな河川の測量と整備は、中国人が水利事業を再び振興する突破口になった。1909 年江蘇諮議局は、淮安清江浦に水利公司を設け、後には導淮測量処と改称し、2 年後に江蘇段の淮河と運河の測量を完成し、1911 年に導淮計画書を公布した。1914 年には全国水利総局局長の張謇とアメリカ赤十字会が 2000 万ドルの借款協定を締結し、導淮プロジェクトの経費とした。アメリカ赤十字会は技師団を派遣し、考察の後、運河治水計画を提出した。しかし、中国側の意見は異なっており、これを承知しなかった。全国水利局と順直水利委員会は 1916 年、1917 年の 2 回にわたり、アメリカに対し、900 万ドルの借款を提出し、運河治水計画を編成して、アメリカ技師団は再び山東、江蘇の考察チームを結成した。しかし、運河沿線の江蘇、安徽、山東、河北の 4 つの省を含む各省は、水利プロジェクトにそれぞれの利益の訴求があり、国家と民衆が貧しく、借款に頼る運河の治水導水プロジェクトは地方政府の保証がなく、アメリカ技師団の 2 回の視察のあと、「運河の疏浚、治水はすでに絵に描いた餅に過ぎなかった」(8)。1911 年以降、相次いで設けられた揚子江水道シンポジューム、順直水利委員会、導淮委員会、広東治河処などは水道の治水整備を主要な使命とするものであった。しかし、民国初期の中国は南北の意見が対立し、互いに統一ができない状況の中で各省の治江治河の協調は、同じく「アラビアンナイトの世界」（意訳：起きそうもないこと）の考えにすぎなかった。

1921 年、孫文は『実業計画』を発表し、これは 1 つの国家の工業化を目標とする国民経済の発展計画であり、北方、東方、南方の 3 大海港を建設し、長江、黄河、海河、淮河、珠江、運河の 6 大水道の整備が、実業計画の中において主な位置に置いたのである。それ以前の 50 年間は西欧列強が河口海岸を開放する圧力の下で、水利の利権が喪失した。全面的に

主権を回収する目標の下で、大きな河川の水道の治工整備は『実業計画』の主な部分である。その時、アメリカをトップとする欧米国家はダム工事の技術の突破が、河江水が開発の新しい時代を開いた。孫文の『実業計画』の中、水利の内訳は水運、洪水防止、灌漑のほか、水力発電の新領域を開発することにあった。『実業計画』は中国の水利の近代から現代に入る、前代から後代を開く里程標（めじるし）であった。

水旱魃災害の暴虐下の水行政体系の再構築

1850 年代から中国東部を縦貫する大運河の区間の水道が零落し、清道光朝以来の導淮の大小工事は、河道総督の撤廃のため、着手されなかった。その時、中央から地方に至るまでの水利行政は、既に全面的に、機能不全に陥っていた。

黄河下流の改道後の 50 年間、殆ど無事な日々がなかった。決壊の位置は上流に向かって開封、鄭州に至り、多数回の改道を経て再び淮河に流入した。下流から海に流れる水道は、一年間には無数回の改道があった。黄河氾濫区域の範囲は北の華北平野を含んでいて、河川工務は中央の命令を聞かず、河北、河南、山東に分属していた。淮河改道で、元の河川に戻った後、同じように淮揚運河以東の里下河は浸水によって解消できない災害区を作り出した。19 世紀以来、黄河の河道が日々ますます淤塞にしたがって、淮河北支流の泗、沂、沭の諸水河は次第に独立水系に変化するようになった。海に流入する水道が形成のプロセスの中に 19 世紀になると、泗、沂、沭の諸水河は故道を失い、下流は中運河に入り、駱馬湖に帰入し、六塘河と黄河の故道を出た後、東に流れ海に入った。しかし、氾濫期に諸河の水が溢れ、沭陽、響水の間は一面が浸水するようになった。

同様にこの 50 年間において、大きな河川で今に至るまで、水文に記載以来の大洪水に見舞われた。1860 年の長江大洪水はこの年の夏、川江の増水期の最高水位と漢江が同じ時期に遭遇し、水害の範囲は宜賓から宜昌、四川屛山県城の大小の船は運航が可能になったが、湖北宜昌、公安、江陵は城市が沈没の水害を被った。宜昌の段における洪水の増水ピーク期の流量は 1 秒に 92,000 立方メートルであった。1870 年の長江上流に広範囲、長時間の降雨が発生し、幹流宜昌の段における洪水は 1 秒に 110,000 立方メートルであり、長江の長年平均の 4 倍で、これは 1954 年の大洪水の 2 倍であった。水文調査と洪水分析では 800 年で最大であった。1915 年、珠江の大洪水も同じく、洪水の記録があった以降の最大の洪水である。1915 年、珠江の西江、北江、東江の３つの河川で洪水が併発し、下流の３つの河川の堤防の大多数が決壊し、多くの流路の洪水は広州城に流入し、城区内の最大の水深は 2 メートルの近くまで達した。この「乙卯年大水」で淹没した農田は 650 万畝で、被災民は 380 万人、怪我・死亡者数は 10 万人を超え、広州城の河に浮かんだ死体は 1000 体以上を数えたという [9]。1855 年の黄河改道以来、同治、光緒の２つの時期には次々と建設された下流の堤防は、清代には河南、河北、山東地方の政府管理に分属されるに至ったが、殆ど毎年決壊し、年々決壊口を塞いだ。1933 年、黄河は改道以後、最大の洪水に見舞われた。黄河の陝県で

は最大の流量は 1 秒に 23,000 立方メートルに達し、黄河の河南蘭封において河川が決壊し、主流は改道して南に浸入し、黄河氾濫区の面積は 12,000 平方キロに及び、陝西、河南、山東、江蘇、安徽の 67 県が受災し、死亡人数は 18,300 人に上った。決壊後のその年の冬、数十万人の被災民は風が強く、雪が降る悲惨な状態で過ごすしかなかった (10)。

1850 年から 1900 年の 50 年間は、北方の旱魃は過酷な情況であり、連年の凶作が続いた。光緒 3 年～4 年（1877～1878）の連続 2 年間にわたって、陝西、山西、河南は大旱魃であった。光緒 26 年（1900）に陝西、河南が大旱魃であり、宣統元年（1909）は陝西、甘粛が大旱魃であった。1920 年から 1921 年には陝西、山西、河南、山東、河北の５つの省が大旱魃であった。これら特に大規模な連年の旱魃は、加えて清末民国初年の政府と社会の救災能力が乏しく、千万人の被災民と百万人の死亡者が発生し、それによって中国の歴史上の最後の時期に、数十年にわたり数省の移民大ブームが持続した。河南、山東の被災民は主として東北に流れ、山西、陝西、甘粛の３つの省は内モンゴル、新疆、すなわち近代の関東に向かい、西口に走ったのは災難による移民であった。これより北方の農村は、深刻な貧困に陥り、地方の灌漑、排水工事は数十年にわたって放棄されたままであった。

1927 年、北京と広東の２つの政府が対立していたのが結束して以後、南京が国民政府の首都となった。1927 年から 1931 年の 3 年間に江淮と黄河流域は深刻な洪水災害を受け、陝西、甘粛は連年の旱魃災害に及んだ。やむを得ず防洪と灌漑問題を議事日程に提出せざるを得なかった。1934 年、国民政府は全国水災救済委員会を全国水利委員会と改称し、全国経済委員会に隷属した。この機構は内政部が防洪を主宰し、交通部が水道整備を主宰し、事業部は農田水利を主宰した。それぞれ異なって統括した流域委員会は、すべてが全国水利委員会に帰することになった。すべての河口通商港は交通部に帰していた。19 世紀末期以降、河道管理局の混乱は遂に流域管理の体系内に帰した。事実上、これは中国の伝統的水行政管理体制への回帰であった。地方政府の建設庁の下に省、市、県の水利局が設置された。並びに、国家、地方の水利事権に対し、経費は各自の権責とした。この機構改革は「統一水政」(11) と称された。1930 年代の統一水政は行政の仕組みの上に、継承されたものもあり、変革もあった。全国水利委員会は全国の水利事業を統一的に統括し、下に各河水利委員会を設け、江河水道の管理、防洪、水力開発は流域機構に帰することになっていた。各地方の水利は地方の管轄に帰し、全国水利委員会の専門の監督を受けた。1940 年代、全国水利委員会の隷属関係と名称はなお調整する必要があり、職務と行政体系は大きな変動はなかった。

1930 年代から 40 年代、孫文の『実業計画』は実際に推進された。その時、大多数の国外からの留学から帰国した技術の人材が政府の水行政や建設管理機構に登用され、次第に外国人の水利工程技術に対する独占から交替するようになった。国家水利の重点は、水道整備から水力開発へと進出することであった。1940 年代、宜昌の三峡水電計画、長江上流の水力資源の勘察が相次いで展開された。1915 年、庚子賠償金による初代官費留学生の李儀祉先生が、水利を大学教育の中に導入し、中国第一水工試験所を創立した。中国水利は既に全面的に、世界と接続するように達していた。1935 年、李儀祉先生は黄河水利委員会の委員

長の職務を辞し、陝西水利局局長に転出し、彼は中国初代の近代灌漑工事である涇恵渠の建設を主管した。これをもって、近代的意義の農田水利工事の第一歩としている。抗戦期間中に全国水利技術の人材は西南部に集合し、近代水利の重要な試験段階期であり、小型水力発電所、小型農田水利工事から各江河幹流の水文ステーションを2倍に増設した。これは1950年代以降の水利発展の重要な技術的蓄積であるといえる。

結語

アヘン戦争以降、中国は2000年来の未曽有の大変革に遭遇し、河工管理を核心とする伝統的な水利は、最初に体制的な挑戦に直面した。1850年代から1940年代に至る期間に、黄河、淮河の改造を発端として江河の形勢に重要な変化が発生した。国家の水利行政は古代から近代と現代に至る第2の転換を経験した。

第1回目の転換は1901年の漕運の中止に発生し、最後は河道総督の撤廃である。漢代以来、国家の水利管理の重要な使命は、一貫して食糧の徴収と漕運による順調な流通の確保であった。前者は地方行政への委託によって実現され、後者は中央や皇帝本人の直接的な聴命によって、河工管理体系を実現した。1850 年の黄河、淮河の改道前後には清口の中枢を基本的に廃棄し、太平天国運動によって江南運河と淮揚運河は十数年間も中断したにもかかわらず、しかし、大運河のこの南北水路は依然として維持されていた。漕運制度が清朝政府によって終結が宣告され、この中枢地域の食糧とその他の物資の供給を支えている制度の消失は、秦漢に成立した中央集権体制の終結であり、漕運制度の崩壊も国家の伝統的な水行政制度の解体であり、古代水利の終結の記録的な出来事である。

近代水利の発端は 19 世紀中頃の黄河と淮河の改道と運河の中断の情勢下であり、「導淮治黄プロジェクト」の開始と全国水利管理行政体系の再構築であった。アヘン戦争以降、国家の扉が広く開かれ、イギリス、フランスとアメリカは勢力に頼って進出し、長江、海河、遼河の航路の整備を理由として、数十年の地形と水文の測量を通じて、中国の河川に対し、優越な勢力を形成した。1911 年以降、相続いて設立した揚子江水道シンポジューム、順直水利委員会、導淮委員会、広東治河処のいずれも水道管理をもって主要な使命としたものである。江河整備と全国水道の再編成は、民国初期の水利事業の重点をなすものであり、同時に『実業計画』の制定に深刻な影響があった。『実業計画』は近代と現代との接点の里程標である。この前に遡ること1850年代、西欧列強は中国の河口海岸を支配し、江河水道の利権が喪失した。その後、1920 年代以降、河口海岸の主権の地位は次第に回復するようになった。

現代水利の代表的な出来事は、1934 年の「統一水政」である。統一水政は中国の伝統的な水行政管理体系の継承と発展である。19 世紀中期以降、江河水道、河防管理局の混乱、遂に流域管理の体系内に帰属するようになった。1930年代から1940年代以降、すべての河川水道の利権は中国に帰属され、工事技術の領域においても外国人支配の歴史は終焉し、水利の近代から現代への転換が完了したのである。

参考文献

(1)　丁宝楨・文彬：同治 11 年 11 月 28 日奏摺：「仍以堵合銅瓦廂、使河複淮徐故道為正辦、計有四便：不須棄地業民：不煩創築堤岸：庁汛裁撤未久、制尤可考、人才亦尚有遺：漕艘灌塘渡黄、無難徐復旧規。黄既治而運亦可治、斯為一労永逸之計也。」『再続行水金鑑』黄河巻三(M)、第 1391－1396 頁、湖北人民出版社。
(2)　『清穆宗実録』巻三五五 (M)、第 7 冊第 696 頁、中華書局、1986 年複写版。
(3)　『再続行水金鑑』運河巻五十六 (M)、第 1769－1772 頁。
(4)　『清文宗実録』巻三三二、第 774－775 頁、中華書局、複写版、1987 年。
(5)　劉其年：同治元年 11 月初 10 奏摺：『為河工経費宜加裁減事』、『再続行水金鑑』黄河 (M)、第 1261－1263 頁、湖北人民出版社、2004 年；『清穆宗実録』巻四八、第 1312 頁、中華書局複写版 (M)、1987 年。
(6)　『再続行水金鑑』運河 (M)、第 5 冊、第 1799 頁、光緒 27 年、湖北人民出版社、2004 年
(7)　李儀祉「五〇年来中国之水利」1921 年、『李儀祉水利論著選集』(M)、水利電力出版社、1988 年、第 652 頁に収録。
(8)　ヨハニス・デ・レーケ (Johannis de Rijke) (1842～1913)、オランダ国籍技師、1873 年に招聘を受けて日本・大阪港の設計に参加し、明治時期日本政府の外国人顧問を担当した。1876 年からレーケは数回にわたり中国に渡り、1906 年～1909 年に黄浦江関連プロジェクトの技師長を担当し、後にオランダに帰国した。『A History of Shanghai Dredging Corporation』(1905－1988) (『上海航道局史』第 1 部 (M)、文匯出版社、1988 年、第 16－21 頁。
(9)　珠江水利委員会『珠江水利簡史』第 1 章、水利電力出版社 (M)、1990 年、第 39 頁。
(10)　水利部黄河水利委員会『黄河水利述要』第 10 章、水利電力出版社、1982 年、第 372 頁。
(11)　全国経済委員会『統一水利行政及事業辦法綱要』1934 年、李書田『中国水利問題』(M) 商務印書館、1936 年、第 503－504 頁に収録。

〔付記〕

本論の執筆者の譚徐明氏は、中国水利水電科学研究院水利史研究所の教授・高級工程師である。掲載誌は『土木水利』(水利史専輯号) 第 46 巻第 1 号、2019 年、中国水利工程学会。

史訪会　会則

（名称）

第１条　この会は、史訪会と称する。

（目的）

第２条　本会は、東洋史を中心とした歴史を研究し、その発展と普及をはかることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、その目的を達成するために、会誌『東洋史訪』を年一回発行する。

第４条　本会は、その目的を達成するために、年一回研究会・総会を開催する。

（会員の資格）

第５条（会員の資格）

本会の目的に賛同するものは、所定の入会手続きを経て、会員になることができる。入会には一般会員１名以上の推薦と、幹事会の承認を必要とする。

（１）会員は一般会員、学生会員、留学生会員の３種とする。

（２）会員は別に定める会費を納入しなければならない。

（３）次の各項の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

１．退会届を提出したとき。

２．本人が死亡したとき。

３．継続的に３年以上会費を滞納したとき。

４．除名されたとき。

（幹事）

第６条　本会は、その事業を円滑に運営できるよう下記の幹事（原則として１年任期）をおく。

１．顧問	本会の相談役を担当する。
２．会長	本会を代表し、会務を統括する。
３．副会長	会長を補佐し、会務を執行する。
４．東日本地区担当	東日本における本会の会務を担当する。
５．関西地区本担当	西日本における本会の会務を担当する。
６．九州地区担当	九州における本会の会務を担当する。
７．中国支部長	中国における本会の会務を担当する。
８．台湾支部長	台湾における本会の会務を担当する。
９．事務局長	本会の事務を執行する。
１０．『東洋史訪』編集担当	『東洋史訪』を編集し、発行する。
１１．会計	本会の予算をたて、予算を執行する。
１２．会計監査	毎年の経理状況を監査し、報告する。
１３．討論会会場・懇親会担当	研究会・懇親会の企画し、実施する。
１４．名簿・発送担当	名簿を管理・更新する。また機関誌・案内等を発送する。
１５．ホームページ・メーリングリスト担当	ホームページ・メーリングリストの管理・更新する。
１６．編集委員	
１７．定例研究会担当	

（規約改正）

第７条　規約の改正の必要があるときは、総会において決議する。

（明示なき事項）

第８条　この規約に明示なき事項については、幹事会で決定する。なお幹事会は、上記第６条幹事で構成する。

【付則】

１．本会の事務局は、兵庫県加東市下久米９４２－１兵庫教育大学東洋史研究室におくものとする。

２．本会の会費は、一般会員が年額３０００円、学生会員は年額２０００円、留学生会員は年額１０００円とする。

３．原稿投稿・執筆規定は、別紙に定める。

４．この規約は２００６年7月２８日より施行する。　２００７年7月２８日改正。

（１９９５年8月より２００７年７月２７日まで、兵庫教育大学東洋史研究会であったが、２００７年7月２８日より史訪会と改称した。）

５．付則２　２００８年8月２日改正。

「本会の会費は、一般会員は年額２０００円、留学生、学生は年額１０００円とする」とあったが、上記付則２に改正する。

６．第6条（幹事）に「顧問」、「中国支部長」、「台湾支部長」を新たに追加する。

（２０１１年１２月２５日追加）

７．第6条（幹事）に「定例研究会」新たに追加する。（２０１４年8月４日追加）

８．第5条（会員の資格）を改定する。（２０１５年8月２日）

『東洋史訪』投稿規定並びに執筆要領

［投稿規定］

１．投稿資格は「史訪会」会員とする。

２．編集委員会は複数の査読者を選定し、査読を依頼する。査読者の意見をもとに編集委員会での審議に基づき「論文」、「研究ノート」、「書評」、「その他（或いは特別寄稿）」として掲載する。また審査の結果において不掲載と判定される場合もある。

３．投稿原稿は未発表のもので、かつ日本語によるものとする。

４．投稿締切日は１２月３０日で厳守とする。

［執筆要領］

１．別原稿に必ず英文でタイトルと名前と所属を付すこと。

２．横書きワープロ（パソコン）原稿で、用紙はＡ４用紙（40 字×36 行)。なおワープロソフトは、原則としてＭＳ社の「ワード」を用いる。

３．「論文」は 12 枚、「研究ノート」は 8 枚以内とする。なお「教材研究」「学会動向」「参加記」「書評」等は 4 枚以内とする。また「論文」「研究ノート」など、どの項目で投稿するのかを明記すること。ただし、図表、訳注は枚数分に含める。

４．論文の章・節・項は、Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．……、１．２．３……、（１）（２）（３）……（全角）とする。句読点は「、」「。」（全角）とする。

５．表題は 14 ポイント、他は 10.5 ポイントとし、字体はＭＳ明朝とする。

６．論文中の数字についてはアラビア数字を使用し、漢数字は使用せず、２桁以上の数字は半角にすること。例えば 2007 年３月 31 日、12 万 3456 円 or123,456 円のように。

７．図および表には表１、図１と各々に通し番号とタイトルを付け、本文中の出所箇所の近くに挿入すること。図表には出所を明示し、註は出所の下に書くこと。

８．本文中の脚注は、Microsoft 社の Word に備え付けの「脚注」機能を使用し、「文末脚注」(文書の最後)を選んで作成する。

９．原稿に頁数を入れない。

10．引用の表記は、次のように統一する。中文・英文の場合もこれにならう。

・論文の場合　著者名『論文名』(『掲載誌名』巻号、出版年月）ページ数。
例）松田吉郎『海口家信用購買販売利用組合について』(『東洋史訪』第 12 号、2006 年３月 31 日）pp.25～40。

・単行本の場合　著者名『書名』(出版社、出版年月）ページ数。

・新聞の場合　（著者がわかる場合)、著者名「記事名」(『新聞名』年月日)。

11．すでに引用した論文・単行本・新聞の場合には、次のように表記する。

・論文例）　松田、前掲論文、pp. 25～40。 or 松田、前掲「海口家信用購買販売利用組合について」、pp. 25～40。

・単行本例）松田、前掲書、p.25。 or 松田、前掲『書名』p.25。

・新聞例）　松田、前掲紙。

12．直前に引用した論文・単行本・新聞の場合には、

・同上論文、pp. 25～40。　同上書、p.25。　同上紙。

13．原稿は **12 月 30 日**までに e-mail に添付ファイルして編集窓口へ送ること。

15．送付された原稿は編集員会が査読者を選定依頼し、修正要求、コメント等を添えて執筆者に返却する。

16．執筆者は修正・加筆後、完成原稿を指定された別途指定した期日までに e-mail に添付ファイルして編集窓口へ送ること。

［編集委員］

井上敏孝（編集委員長）　新地比呂志(編集副委員長)

松田吉郎　堤和幸　上谷浩一　齋藤尚文　横井香織

［投稿原稿送り先］

編集委員長　井上敏孝（いのうえとしたか）

〒673－1421　兵庫県加東市山国 2006-13　兵庫教育大学職員宿舎 5 号棟 514 号室

携帯　：090-9256-7821

e-mail　：winfinitytkk@gmail.com

彙報

「史訪会」は、令和 2（2020）年 12 月 27 日（日）、アジア探訪研究所を拠点に「史訪会」第 27 回学術討論会をオンラインで開催した。発表者と発表題目は下記の通りである。

１．	陳公博の政治的転向と経済改革プランの挫折 （1920 年代末～1930 年代初頭）	新地　比呂志
２．	朝鮮における土木会議の設立と功績について	井上　敏孝
３．	義烏の国際市場と中国系商人のネットワーク	横井　香織
４．	青島落花生油に関する研究　―1937～1945―	高　克文
５．	民国時期東錢湖水利と郷紳	松田　吉郎

【総会】

執筆者紹介

藤井　賢二	島根県竹島問題研究顧問/日本安全保障戦略研究所研究員
蔭木　原洋	（公財）兵庫県国際交流協会
井上　敏孝	常磐会学園大学専任講師
李　広志	寧波大学准教授
今井　孝司	神戸松蔭女子学院大学非常勤講師
森田　明	大阪市立大学名誉教授

【編集後記】

このたび『東洋史訪』第 28 号を発行させて頂きました。本号は論文 3 編、研究ノート 2 編、翻訳 1 編を掲載させて頂きました。いまだ先行きの見えない状況ではありますが、『東洋史訪』第 28 号を無事刊行できたのも、原稿を投稿して頂いた先生方、査読者の先生方、そして日頃から本学術誌を愛読して頂いている方々のご理解ご協力の賜物と感じております。厚く御礼申し上げます。

次号 29 号への投稿締切日は令和 3(2021)年 12 月 30 日となっております。事務局では、東洋史に関心を持たれる方々からのご投稿を心より歓迎いたします。また東洋史のみならず、歴史研究や教育現場における教育実践に関する投稿も歓迎しております。

今後とも会の活動へのご理解と、討論会への参加でお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

井上　敏孝

『東洋史訪』　第28号
発行年月日　令和３年５月31日
発行所　　　：史訪会
会長　　　　：齋藤尚文
事務局　　　：史訪会　〒666-0262　兵庫県川辺郡猪名川町伏見台３－１－42
　　　　　　　アジア探訪研究所内　TEL・FAX　０８０－４２３３－４４６０
郵便振替口座：０１１９０－３－１５２１９　史訪会
　　　　　　　一般会員：年額3000円　学生：年額2000円　留学生：年額1000円
入会方法　　：郵便払込取扱票の通信欄に入会希望と明記し、上記の年会費を納入のこと。
印刷　　　　：株式会社　　大伸
　　　　　　　〒652-0804　神戸市兵庫区塚本通４－１－19
　　　　　　　TEL　０７８－５７５－６８３９

THE TOYO SHIHO

No, 28

CONTENTS

Articles

Fujii Kenji 藤井 賢二

Japanese Governance and Korean Fisheries – Problems Concerning ″Kashii Fishery″–・・・ (1)

Kageki Motohiro 蔭木 原洋

Hongwu Emperor's Policy toward Japan–Focusing on Trends in Koryo Policy・・・・・・・・ (15)

Inoue Toshitaka 井上 敏孝

History learning in a teacher training course that incorporates ″four–frame manga,″ ″song,″ and ″personification.″ –Educational effects and challenges in non–face–to–face lessons–・・・・ (35)

Research Notes

Li guangzhi 李 広志

The new discovered epitaph of Li, Xun
and Japanese evoys in the Tang Dynasty・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (49)

Imai Takashi 今井孝司

Relief Work and Social Insurance in Taiwan Province:1945–1950・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (65)

Translation Introduction

Morita Akira 森田明

Tan Xu Ming, ″Historical Development of Chinese Water Use
–Transformation of Modern Administrative System and Transition to Modern Water Use–″ (79)

SHIHOKAI